

第8期あきる野市
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

令和3（2021）年度～令和5（2023）年度

令和3（2021）年3月

あきる野市

は じ め に



本市の高齢化率は、令和3（2021）年1月現在30.1%となり、団塊の世代が75歳となる令和7（2025）年以降も高齢化率は上昇していく見通しとなっています。さらには、新型コロナウイルス感染症の拡大や自然災害の発生等を背景に、感染症に対するまん延防止などの措置を講じることや利用者に対して継続的にサービス提供を実施できる体制の整備が求められるなど、介護サービス等を取り巻く環境は大きく変化しております。

こうした状況の中、今回策定いたしました「第8期あきる野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」では、「笑顔あふれる 安心して暮らせる 保健福祉都市をめざして」を将来目標とし、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、個々の状況に応じた自立した日常生活を営み最期を迎えられるよう、「医療」「介護」「予防」「住まい」「生活支援」が一体的に提供される体制を整備し、地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組んでまいります。さらに、東京都全体の高齢者数については、引き続き、増加していくことが見込まれており、あきる野市においても、これらの介護施設の将来の需要に対して、介護老人福祉施設の整備を目指すとともに、全国的な問題となっている介護人材不足についても市の財源を有効に投じることで確保・定着・育成の取組を推進してまいります。

また、「地域共生社会の実現」に向けては、市民、ボランティア、医療、介護、福祉関係者、事業所等といった地域のあらゆる主体が、地域づくりなどに一体的に取り組むことが重要となりますので、皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たりまして、貴重なご意見、ご提言をいただきました、あきる野市介護保険事業計画策定委員会委員の皆様、関係機関及び市民の皆様に心より感謝申し上げます。

令和3（2021）年3月

あきる野市長

村木英幸



総 論	1
第 1 章 計画の策定に当たって	2
第 1 節 策定の背景・目的.....	2
第 2 節 計画の法的位置付け.....	3
第 3 節 市の各計画との関連.....	3
第 4 節 計画の期間.....	4
第 5 節 計画の策定体制.....	4
第 6 節 計画の将来目標と基本理念.....	6
第 7 節 計画の基本目標.....	9
第 8 節 施策の体系.....	10
第 2 章 高齢者を取り巻く状況	12
第 1 節 高齢者を取り巻く現状と推移.....	12
第 2 節 地域包括ケア「見える化」システムによる分析.....	19
各 論	25
第 1 章 基本目標 1 健康づくりと介護予防・フレイル予防の推進	27
第 1 節 施策① 健康づくりへの支援.....	28
第 2 節 施策② 介護予防・フレイル予防の推進.....	30
第 2 章 基本目標 2 多様な社会参加・生きがいつくりの促進	36
第 1 節 施策① 就業への支援.....	36
第 2 節 施策② 社会参加への支援.....	37
第 3 節 施策③ 生きがいつくりの促進.....	37
第 3 章 基本目標 3 住み慣れた地域で高齢者が自立的に暮らすことのできる支援 ...	38
第 1 節 施策① 介護保険サービスの充実.....	39
第 2 節 施策② 在宅生活への支援.....	44
第 4 章 基本目標 4 高齢者や介護者を地域ぐるみで支える仕組みづくり	48
第 1 節 施策① 支え合いの仕組みづくり.....	49

第2節 施策② 総合的な相談・支援体制の充実	55
第3節 施策③ 生活環境の整備と支援	59
第5章 介護保険事業の基盤	60
第1節 日常生活圏域	61
第2節 地域包括支援センター	62
第3節 介護基盤の整備	63
第6章 介護保険事業量等の実績と見込み	69
第1節 サービス量の実績と見込み	69
第2節 地域支援事業の見込み	85
第7章 介護保険事業費等の実績と見込み	88
第1節 保険給付費の実績と見込み	88
第2節 介護保険事業費等の見込み	96
第3節 第1号被保険者の介護保険料	98
第4節 令和7（2025）年度の給付費総額及び介護保険料の推計	101
第8章 あきる野市保健福祉基金を活用した取組について（見込額）	102
計画の推進に当たって	103
第1節 計画の実施状況の評価等（P D C Aサイクル）	105
第2節 目標（重要業績評価指標（K P I））の設定	106
資料編	109
第1節 あきる野市高齢者に関する調査	111
第2節 あきる野市介護保険事業計画策定委員会設置要綱	112
第3節 あきる野市介護保険事業計画策定委員会委員名簿	113
第4節 策定経過	114
第5節 用語解説	115



第1章 計画の策定に当たって

第1節 策定の背景・目的

高齢者の介護を社会全体で担い、質の高い介護サービスを提供することを目的として、平成 12（2000）年度から始まった介護保険制度は、この 20 年間で、社会に不可欠な仕組みとして定着しました。

今後も高齢化が進行する中で、一人暮らし高齢者や認知症高齢者の増加とともに、要介護認定者の重度化、介護者の高齢化や負担の増大は大きな問題となっていきます。このような情勢の中で、可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域が連携して高齢者を支えていくような施策を充実することを基礎にして、必要に応じて、高齢者福祉サービスや介護サービスなどを効果的に活用できるような社会を行政が地域の実情・特性などを踏まえ築くことが重要です。

今後、団塊の世代※¹が全て 75 歳以上となる令和 7（2025）年に向けて、医療、介護、予防、住まい、生活支援など、地域の多様なサービスを有機的に連携させ、地域全体で高齢者をサポートする、地域の包括的な支援・サービス提供体制の構築を図ることが不可欠であるとともに、団塊ジュニア世代※²が 65 歳となる令和 22（2040）年を見据え、介護サービス需要の更なる増加・多様化や地域の特性に応じた取組が必要となります。

また、健康づくりや生きがいづくりの充実など、いかに心身の健康を維持するかといった予防的支援や地域共生社会※³の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービスの提供体制を整備することが重要となっています。

市では、平成 30（2018）年 3 月に「第 7 期あきる野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、地域包括ケアシステム※⁴の構築に向けた取組や、予防を重視した高齢者保健福祉施策の推進を図ってきました。

今後も、こうした高齢者を取り巻く状況の変化や高齢社会における諸課題に対応するため、市における高齢者施策の基本的な考え方や目指すべき取組を総合的かつ体系的に整え、高齢者福祉及び介護保険事業の方向性を示すことを目的として、令和 3（2021）年度から令和 5（2023）年度までの施策を明らかにし、「第 8 期あきる野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定しました。

第 8 期事業計画では、高齢者の自立支援と介護予防・重度化防止に取り組むとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮しつつ、地域包括ケアシステムの深化・推進を図り、令和 7（2025）年と令和 22（2040）年を見据えたサービス基盤の整備と介護を支える人的基盤の確保に取り組めます。

また、支援を必要とする方が抱える多様で複合的な地域生活課題について、高齢者世帯とりわけ単身世帯の実態を把握しながら、住民や福祉関係者、関係機関との連携等により解決が図られるよう、地域共生社会の実現を目指していきます。

※¹：第二次大戦後、数年間のベビーブームに生まれた世代のこと。昭和 22 年から昭和 24 年（1947 年～1949 年）頃までに生まれた人々のこと。

※²：第二次ベビーブームに生まれた世代のこと。昭和 46 年から昭和 49 年（1971 年～1974 年）頃までに生まれた人々のこと。

※³：子ども・高齢者・障害者など全ての人々がいきいきと暮らすため、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みのこと。

※⁴：高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが、切れ目なく提供されるシステムのこと。

第2節 計画の法的位置付け

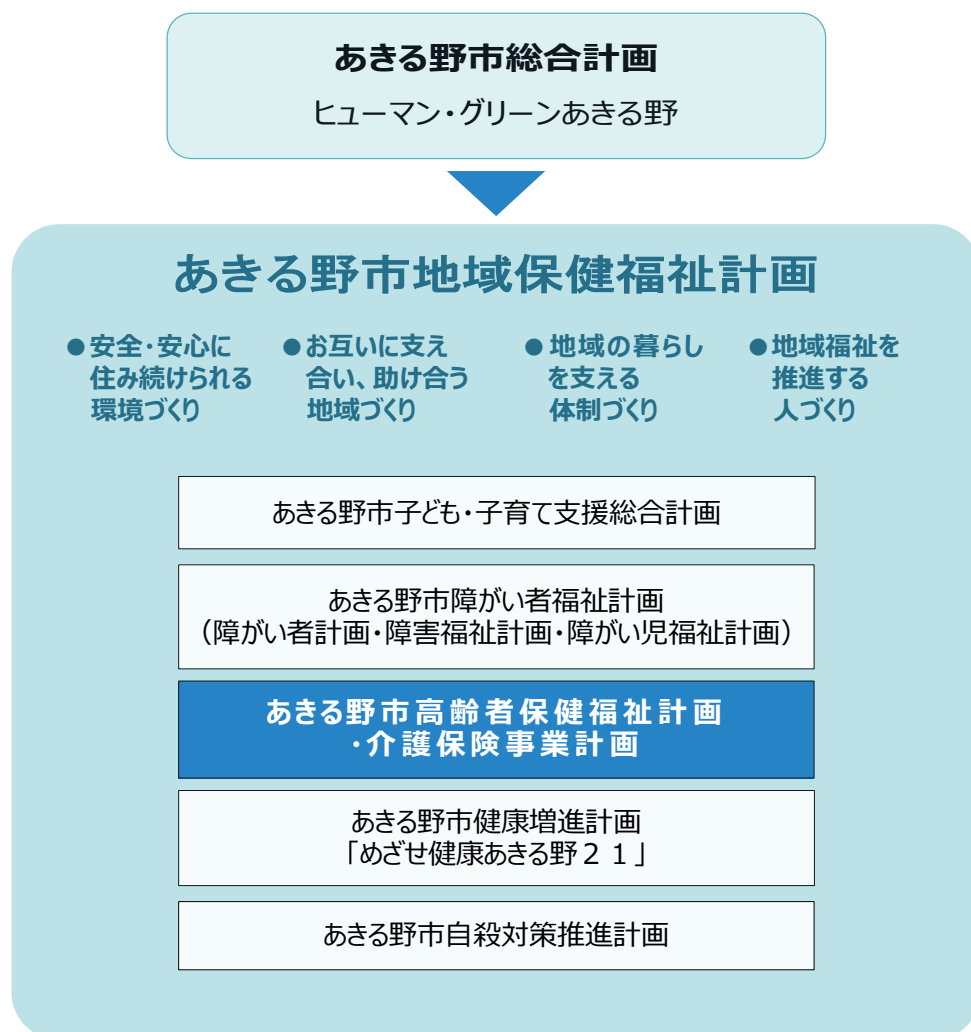
本計画は、老人福祉法第20条の8（市町村老人福祉計画）の規定に基づき、高齢者施策に関する基本的な目標を設定し、取り組むべき施策全般を定めるものです。また、介護保険法第117条（市町村介護保険事業計画）の規定に基づき、要支援・要介護認定者や介護保険サービス量、介護保険事業量等の見込み等を定めるものです。

市では、高齢者施策を総合的に推進するため、両計画を一体的な計画として策定します。

第3節 市の各計画との関連

本計画は、国・都の関連計画を考慮するとともに、「あきる野市総合計画 ヒューマン・グリーンあきる野」を基盤として、市の地域保健福祉に関連する計画やその他関連計画との整合を図りつつ策定しています。

◆各計画との関連図



第4節 計画の期間

本計画の期間は、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3か年とします。なお、計画の進捗状況や社会情勢の変化等に応じて、必要な見直しを行っていくものとします。

◆計画の期間

年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度		
	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029		
期間	第7期													
				見直し 改定			第8期計画 (本計画)		2025年度までの 見通し			2040年度までの 見通し		
							見直し 改定		第9期		見直し 改定			第10期

第5節 計画の策定体制

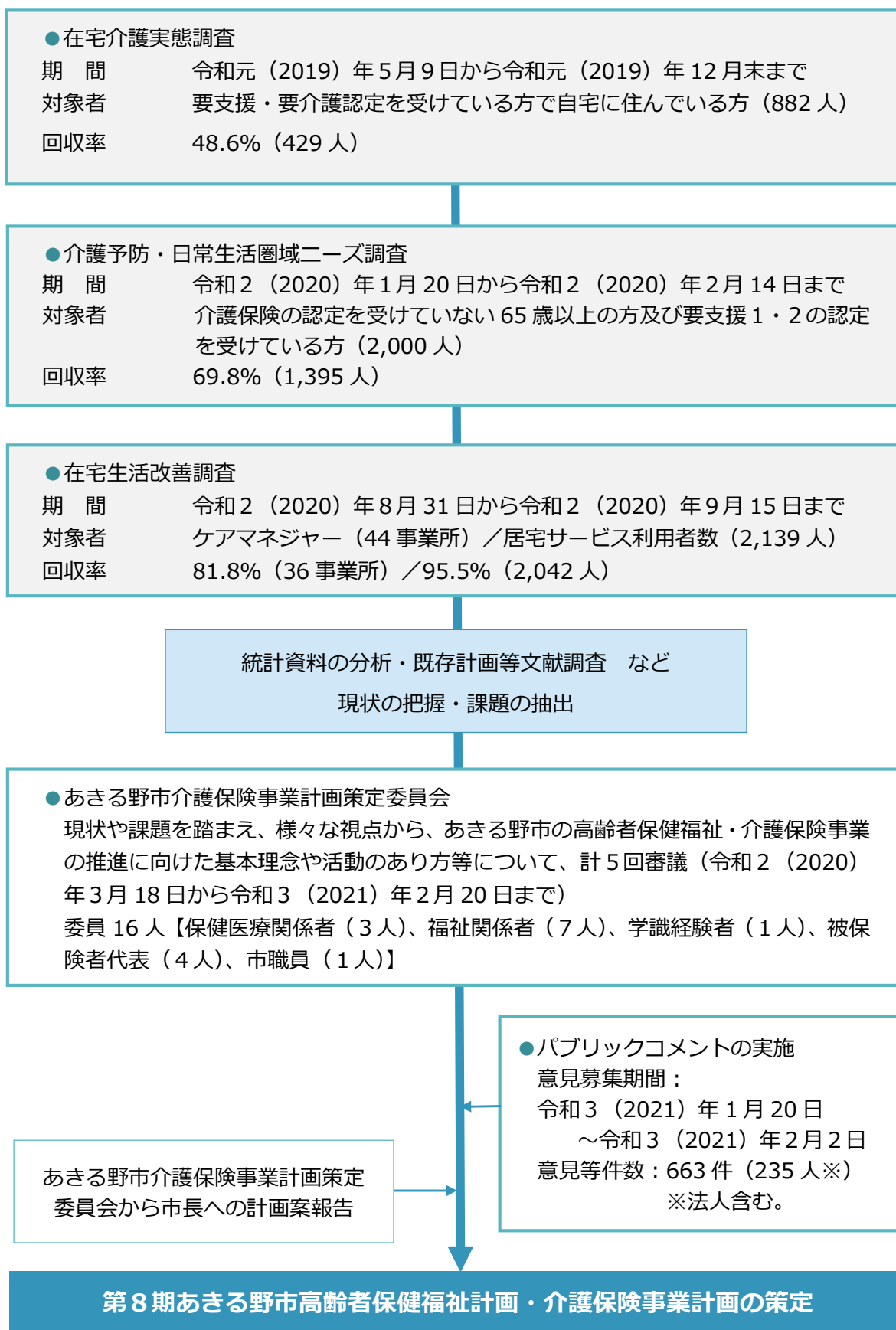
本計画は、保健医療関係者、福祉関係者、学識経験者、被保険者代表及び市職員から構成された「あきる野市介護保険事業計画策定委員会」が中心となり、検討を経て策定しました。

また、策定に当たっては、介護保険の認定を受けていない65歳以上の方及び要支援1・2の認定を受けている方2,000人を対象に実施した「介護予防・日常生活圏域※5ニーズ調査」や要支援・要介護認定を受けている方で自宅に住んでいる方882人を対象に実施した「在宅介護実態調査」、市内の介護基盤の整備の検討を行うために実施した「在宅生活改善調査」、パブリックコメント※6の実施等を通じ、ニーズの把握、意見の収集に努めました。

※5：高齢者が住み慣れた地域で適切なサービスを受けながら生活ができるように、地理的条件、人口、交通事業その他の社会的条件、介護給付費等対象サービスを提供するための施設の整備状況などを総合的に勘案し、地域の特性に応じて市町村内を区分した圏域のこと。

※6：行政が政策や制度等を定める際に、市民の意見を聞き、それらを考慮して最終決定を行う行政手続、あるいはその意見のこと。

◆計画の策定過程



第6節 計画の将来目標と基本理念

1 将来目標

高齢化の急速な進展等、社会状況の大きな変化が見込まれる中、今後も身近な地域の中で高齢者とその家族が安心して生活できる社会、つまり地域包括ケアシステムの深化・推進が求められています。また、地域包括ケアシステムの推進や地域づくりなどに一体的に取り組んでいくことで、地域共生社会の実現を図っていくことが重要です。さらに、高齢者一人ひとりが生きがいをもって暮らしていけるとともに、高齢者がもつ豊かな経験や知識が次代へとつながる、高齢者が輝ける社会の実現が期待されています。

令和5（2023）年度を目標とする第8期計画では、上記の課題や、第7期までの計画との関連性・連続性を踏まえて、将来目標を次のとおりとします。

《 将来目標 》

**笑顔あふれる 安心して暮らせる
保健福祉都市をめざして**

**～地域包括ケアシステムの深化・推進及び地域づくり
による地域共生社会の実現に向けて～**



地域共生社会の実現

2 基本理念

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、利用者本人の主体的な選択に基づき、本人・家族の心構えを持って、個々の状況に応じた自立した日常生活を営み最期を迎えられるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの推進や地域づくりなどに一体的に取り組むことで、地域共生社会の実現を目指し、本計画では次の4つの基本理念を掲げます。

基本理念1 介護給付等対象サービスの充実、強化及びサービスの質の向上

高齢者が要介護状態等となっても、自分の意思で自分らしい生活を営むことを可能とする「高齢者の自立と尊厳を支えるケア」が重要となります。このことから、住み慣れた地域の中で継続して日常生活を営むことができるよう、在宅サービスと施設サービスのバランスを保ち、連携しながら地域における継続的な支援体制の充実を目指します。さらに、給付の適正化を図りながら、国へ労働条件等の改善が図られるよう働き掛けるとともに、介護人材の確保やICTの活用、人材育成など、介護で働く人の確保・定着・育成を図ることで、サービスの質の向上を目指します。

基本理念2 在宅医療と介護の連携による継続的な支援体制の構築

医療ニーズと介護ニーズを併せ持ち在宅生活を送る高齢者の増加を背景に、引き続き、住み慣れた地域で最期まで生活を継続できるよう、また、一人ひとりのニーズに応じた適切な支援が行えるよう、「医療」「介護」「介護予防」など様々な局面で連携を図ることのできる体制づくりを進めます。

基本理念3 保健福祉サービス体制の整備による予防と自立支援・重度化防止

高齢者が「支えられる世代」ではなく「支え合う世代」として、自らの意思に基づいた自立的な生活を送り、地域社会に参加するためには、介護予防と健康の維持が重要です。そこで、効果的な予防と自立支援・重度化防止に十分対応できる保健福祉サービス体制の整備を目指します。

基本理念4 日常生活を支援する体制の整備

高齢者が年齢に関わりなく輝き続け、積極的に社会参加していくためには、自らの努力だけでなく、日常の様々な場面で、他人事ではなく我が事として住民等が主体的に地域づくりへ参加し、縦割りではなく、分野をまたがった支援が行われる「我が事・丸ごと^{※7}」の地域福祉推進の理念に基づく地域社会の連携、見守りと支援が必要となります。

地域社会全体で包括的な支援体制を築くにあたって、地域住民、町内会・自治会、民生・児童委員^{※8}、ふれあい福祉委員^{※9}、ボランティア、医療、介護、福祉関係者、事業所等といった地域のあらゆる主体が、分野の垣根を超えて共に連携し、支え合いながら暮らしていくことのできる地域共生社会の実現に向けた取組を推進していきます。

※7：地域でおきている様々な問題を他人事ではなく、我が事として住民等が主体的に地域づくりに取り組み、縦割りではなく、分野をまたがった丸ごとの総合相談支援が行われること。

※8：厚生労働大臣から委嘱され、地域で福祉の相談助言活動に従事する方のこと。地域住民から社会福祉に関わる相談を受けるとともに、高齢者の相談や見守り、児童虐待の防止・早期発見等、新しい社会的問題に取り組んでいる。それぞれの地域で活動する民生・児童委員は、民生委員法に基づき委嘱されると同時に児童福祉法における「児童委員」とされる。

※9：あきる野市社会福祉協議会で組織する町内会・自治会単位での地域福祉の充実を図ることを目的とした組織のこと。声かけ、見守り運動の展開や福祉制度及び福祉意識の啓発活動を行っている。

第7節 計画の基本目標

基本理念に沿った高齢者保健福祉の実現に向けて、本計画では次の4つの基本目標に沿って高齢者保健福祉施策を推進します。

基本目標1 健康づくりと介護予防・フレイル※10予防の推進

健康づくりと、介護を必要としない自立した生活の維持に向けて、特定健康診査※11や各種がん検診等を効果的に活用するとともに、一人ひとりの健康管理を支援する相談・教育事業を推進します。

また、効果的な予防と自立の支援に向けて、人と人のつながりを通じて介護予防・フレイル予防が図れる地域づくりを推進するとともに、心身の状況に合った各種介護予防事業を推進します。

基本目標2 多様な社会参加・生きがいづくりの促進

活力に満ちた高齢社会を確立するためには、高齢者自身が生きがいをもち、地域社会の中で自らの経験と知識を生かし、積極的な役割を果たせる地域づくりが重要です。

このことから、スポーツ・レクリエーション、生涯学習、就労、高齢者の支え手、世代間交流など、様々な分野での社会参加・生きがいづくりを促進するとともに、気軽に外出できる環境整備など、高齢者が地域でいきいきと暮らせるよう支援します。

基本目標3 住み慣れた地域で高齢者が自立的に暮らすことのできる支援

介護を要する状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で生活できるよう、住宅改修等の支援や適切な介護保険サービスを提供します。

また、安心して在宅での生活を継続していくためには、介護保険サービスのほか、住環境を始めとする様々な生活支援に関する福祉サービスや介護者への支援等も必要とされるため、高齢者の生活実態や生活環境に基づいた効果的な福祉サービスを提供します。

基本目標4 高齢者や介護者を地域ぐるみで支える仕組みづくり

認知症や身体機能の低下がみられる高齢者の増加を踏まえ、地域の方の見守りや手助けが一層重要となり、日常の様々な場面で、住民等が主体的に地域づくりへ参加し、縦割りではなく、分野をまたがった支援が行われる地域づくり、包括的な支援体制づくりが求められます。また、終末期であっても、意思決定に基づき、それぞれが望む場所で生活し、最期を迎えられるよう支援していくことが重要です。

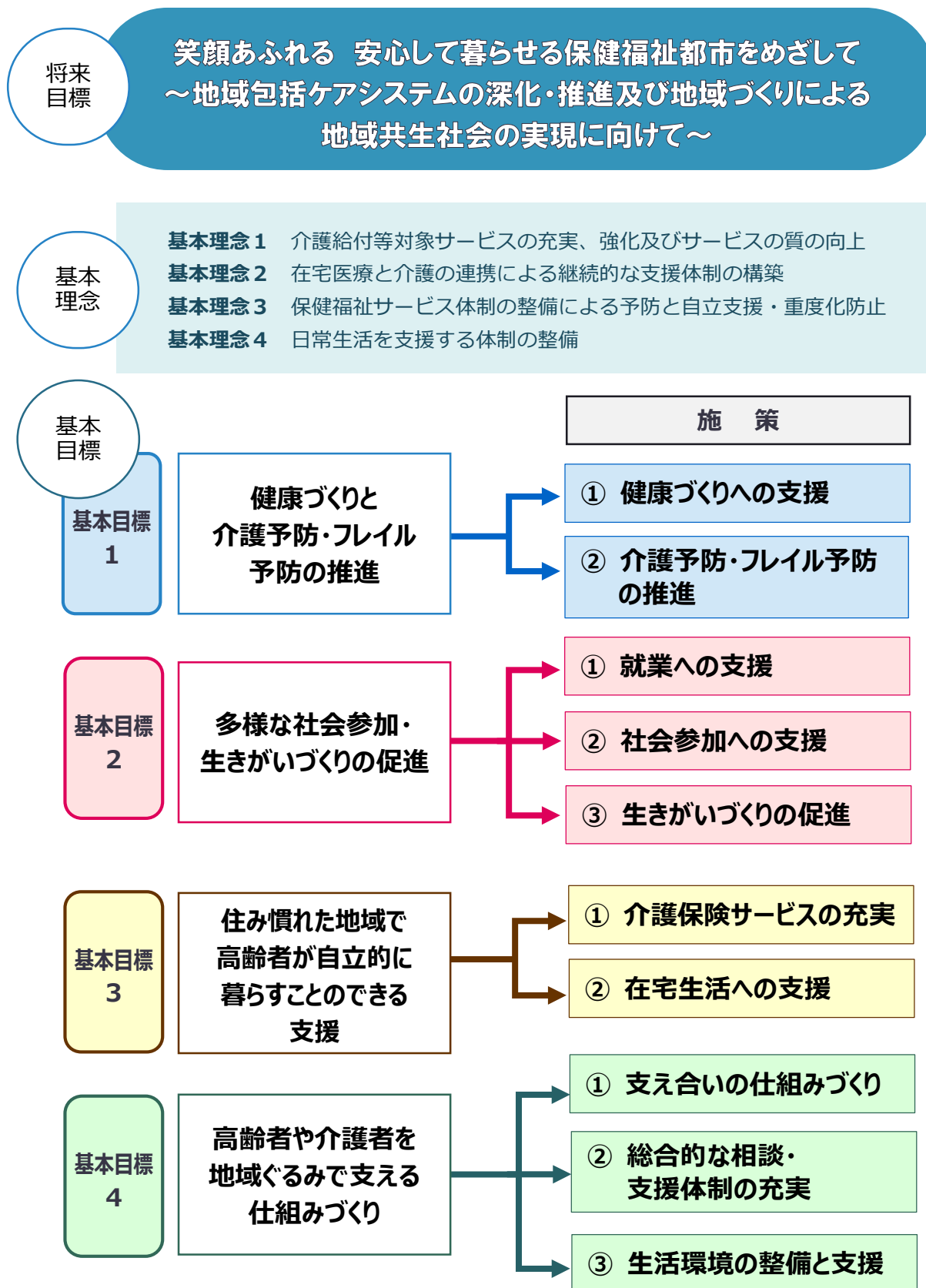
このことから、高齢者が住み慣れた地域で、安心して生活できるよう、高齢者や介護者（ケアラー）を地域全体で切れ目なく支えていくため、地域の住民、医療、介護、福祉関連の機関・団体等の分野を超えた連携により、地域ぐるみで支える仕組みづくりを進めます。

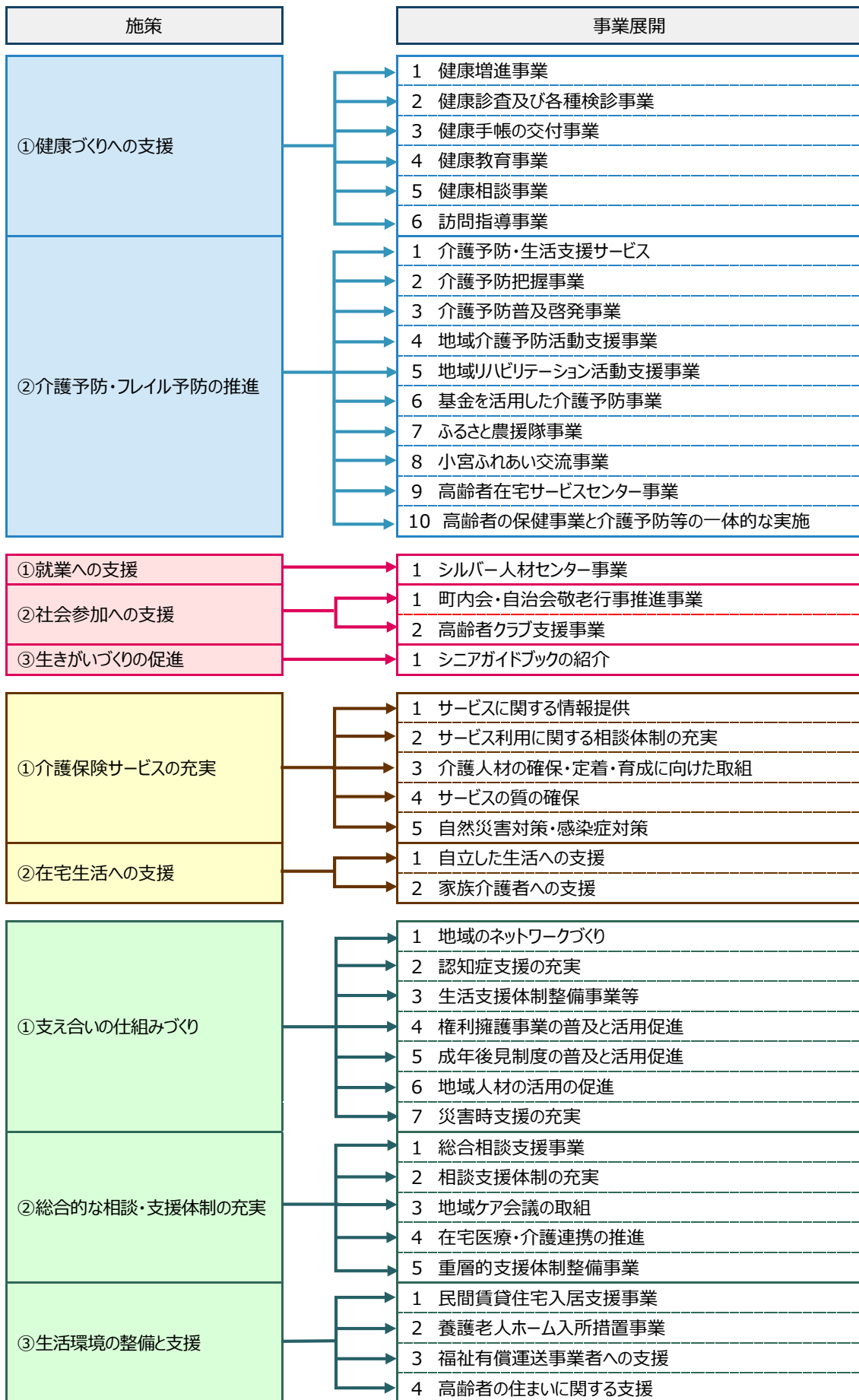
※10：加齢とともに心身の機能が低下し、自立した状態と要介護状態の中間に位置する状態のこと。身体的な機能の低下だけではなく、社会的、心理的・認知的な機能の低下がおこるが、適切な対処をとれば、心身機能の維持・回復が可能な段階である。

※11：心臓病や脳卒中、糖尿病などの生活習慣病を引き起こすメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の予防、解消のために実施する健康診査のこと。

第8節 施策の体系

本計画は、次の体系で構成しています。





第2章 高齢者を取り巻く状況

第1節 高齢者を取り巻く現状と推移

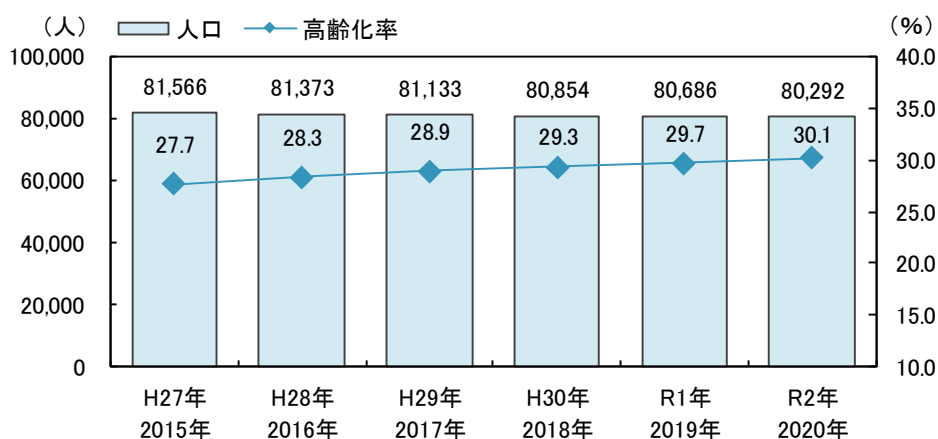
1 人口の推移・推計

(1) あきる野市の総人口と高齢化率の推移・推計

市の人口は、平成 27（2015）年から令和 2（2020）年にかけて 1,274 人減少しています。また、同期間の 65 歳以上の高齢化率は、2.4 ポイントの増加となっています。

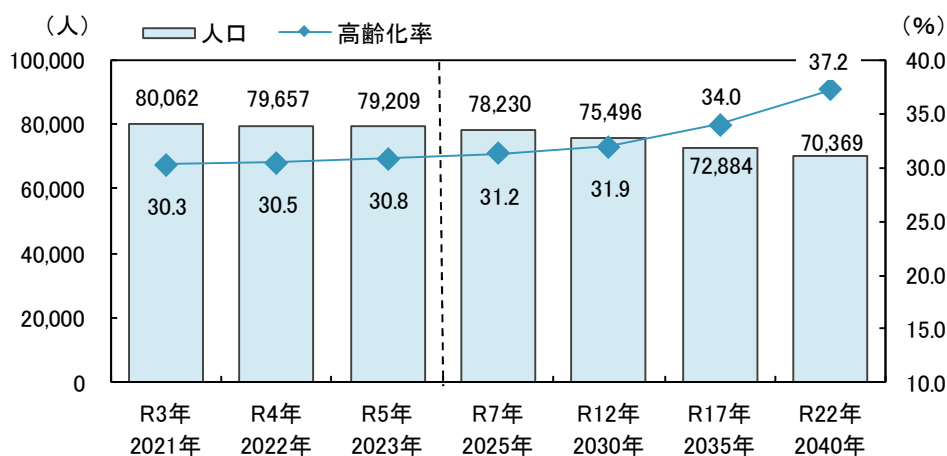
令和 3（2021）年から令和 22（2040）年にかけての推計は、9,693 人の人口減少が見込まれますが、高齢化率は、6.9 ポイントの増加が見込まれます。

◆総人口・高齢化率の推移



※：住民基本台帳（外国人含む）（各年 10 月 1 日現在）

◆総人口・高齢化率の推計



※：令和 3（2021）年から令和 7（2025）年までは、市の推計による。

※：令和 12（2030）年から令和 22（2040）年までは、『日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018）年推計）』

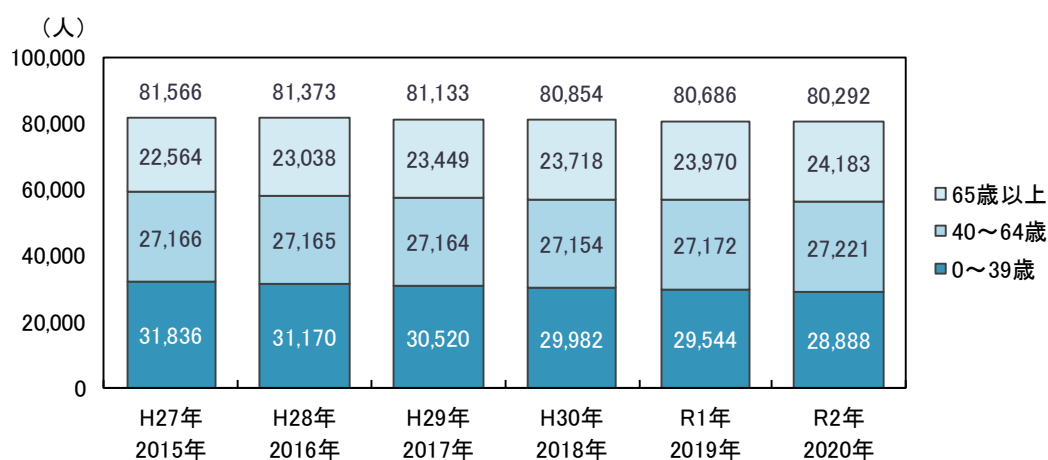
（２）年齢層別人口構成の推移・推計

年齢層別の人口構成の推移は、平成 27（2015）年から令和 2（2020）年にかけて、65 歳以上の人口は 1,619 人増加しています。一方、0～39 歳の人口は 2,948 人減少しています。

また、40～64 歳の人口は平成 27（2015）年以降減少傾向にありましたが、令和 1（2019）年度以降増加しています。

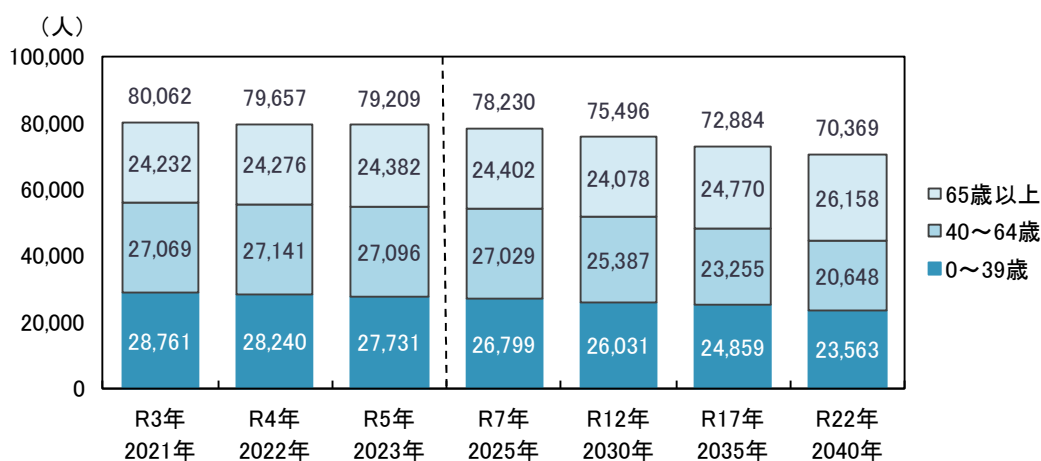
令和 3（2021）年から令和 22（2040）年にかけての推計は、65 歳以上の人口は増加傾向にあり、0～39 歳は引き続き減少していくことが見込まれます。また、同期間で、40～64 歳の人口は令和 4（2022）年以降、減少する見込みとなっています。

◆年齢層別人口構成の推移



※：住民基本台帳（外国人含む）（各年 10 月 1 日現在）

◆年齢層別人口構成の推計



※：令和 3（2021）年から令和 7（2025）年までは、市の推計による。

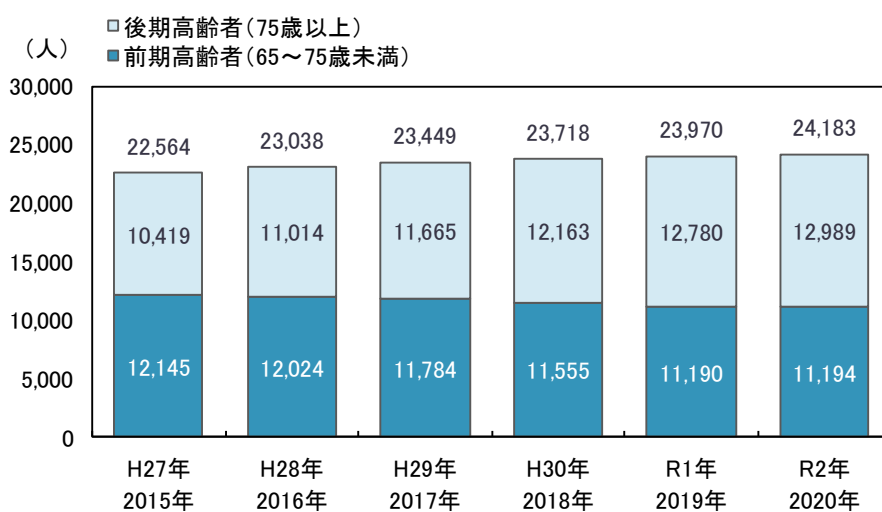
※：令和 12（2030）年から令和 22（2040）年までは、『日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018）年推計）』

(3) 高齢者人口の推移・推計

高齢者人口の推移は、平成 27（2015）年から令和 2（2020）年にかけて、全体で 1,619 人増加しています。そのうち前期高齢者は 951 人減少している一方で、後期高齢者は 2,570 人の増加となっています。

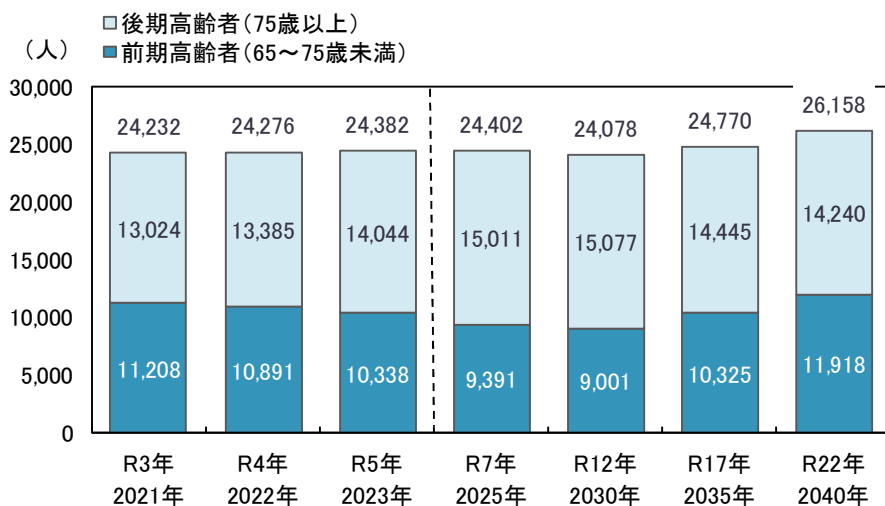
令和 3（2021）年から令和 22（2040）年にかけての推計は、高齢者全体で 1,926 人の増加が見込まれます。また、前期高齢者は令和 12（2030）年にかけて減少し、その後、増加が見込まれる一方で、後期高齢者は令和 12（2030）年にかけて増加し、その後、減少に転じると見込まれます。

◆高齢者人口の推移



※：住民基本台帳（外国人含む）（各年 10 月 1 日現在）

◆高齢者人口の推計



※：令和 3（2021）年から令和 7（2025）年までは、市の推計による。

※：令和 12（2030）年から令和 22（2040）年までは、『日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018）年推計）』

2 要介護（要支援）認定者の状況

（１）認定者数の推移・推計

認定者数は、平成 27（2015）年から令和 2（2020）年にかけて、第 1 号被保険者※¹²は増加しています。一方、第 2 号被保険者※¹³は減少しています。また、認定者の約 9 割が 75 歳以上となっています。

令和 3（2021）年から令和 22（2040）年にかけての推計についても、第 1 号被保険者は増加傾向、第 2 号被保険者は減少傾向となっています。

◆第 1 号・第 2 号被保険者の認定者数の推移

	H27 年 2015 年	H28 年 2016 年	H29 年 2017 年	H30 年 2018 年	R 1 年 2019 年	R 2 年 2020 年
第 1 号被保険者	2,969	3,059	3,240	3,385	3,570	3,624
65～74 歳	420	396	409	425	405	428
75 歳以上	2,549	2,663	2,831	2,960	3,165	3,196
第 2 号被保険者	94	92	87	79	82	74
合 計	3,063	3,151	3,327	3,464	3,652	3,698

※：介護保険事業状況報告（各年 9 月末現在）

◆第 1 号・第 2 号被保険者の認定者数の推計

	R 3 年 2021 年	R 4 年 2022 年	R 5 年 2023 年	R 7 年 2025 年	R 12 年 2030 年	R 17 年 2035 年	R 22 年 2040 年
第 1 号被保険者	3,797	3,849	3,957	4,176	4,326	4,182	4,195
65～74 歳	395	388	375	340	345	394	456
75 歳以上	3,402	3,461	3,582	3,836	3,981	3,788	3,739
第 2 号被保険者	77	76	76	76	71	67	57
合 計	3,874	3,925	4,033	4,252	4,397	4,249	4,252

※：市の推計による。

※¹²：第 1 号被保険者は、区市町村の区域内に住所を有する 65 歳以上の方のこと。

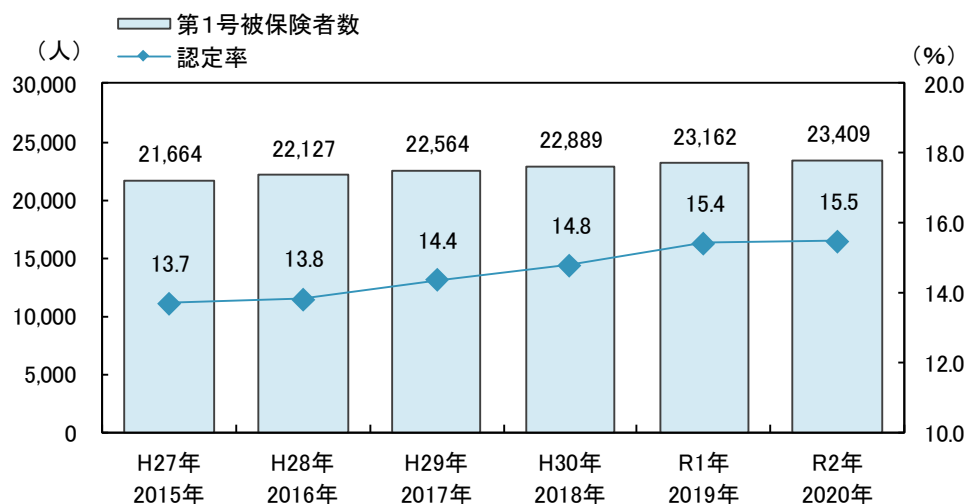
※¹³：第 2 号被保険者は、40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者のこと。

（２）第１号被保険者数と認定率の推移・推計

第１号被保険者数に対する認定者の割合（認定率）は、平成 27（2015）年から令和 2（2020）年にかけて、1.8 ポイント上昇しています。

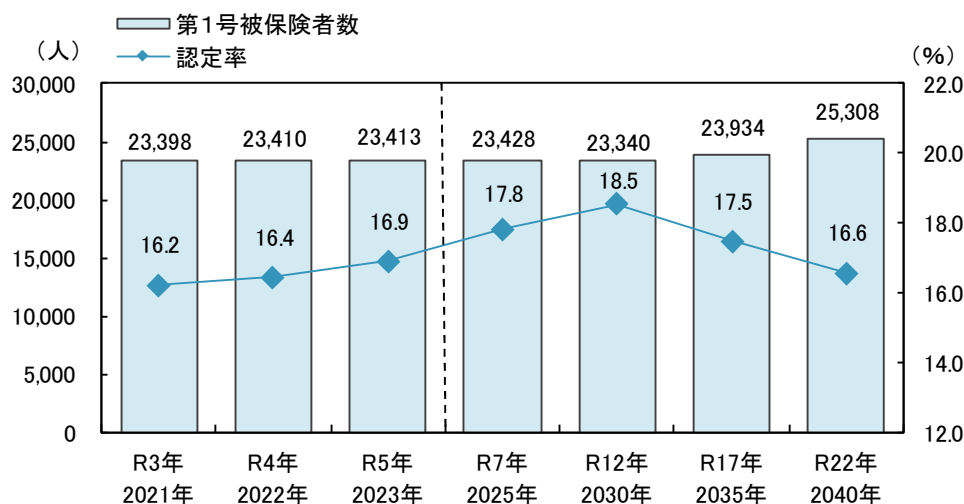
令和 3（2021）年から令和 22（2040）年にかけての認定率の推計は、増加傾向が続き、令和 12（2030）年の 18.5%をピークに減少することが見込まれます。

◆第１号被保険者数と認定率の推移



※：第１号被保険者数に対する認定者の割合
 ※：介護保険事業状況報告（各年 9 月末現在）

◆第１号被保険者数と認定率の推計

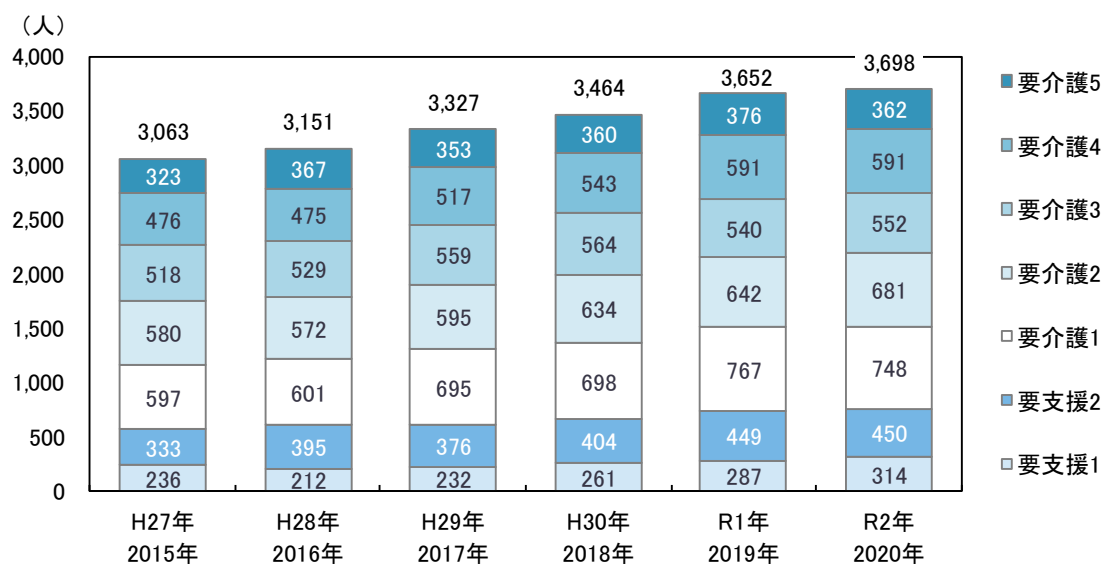


※：第１号被保険者数に対する認定者の割合
 ※：市の推計による。

(3) 要介護度別認定者数の推移・推計

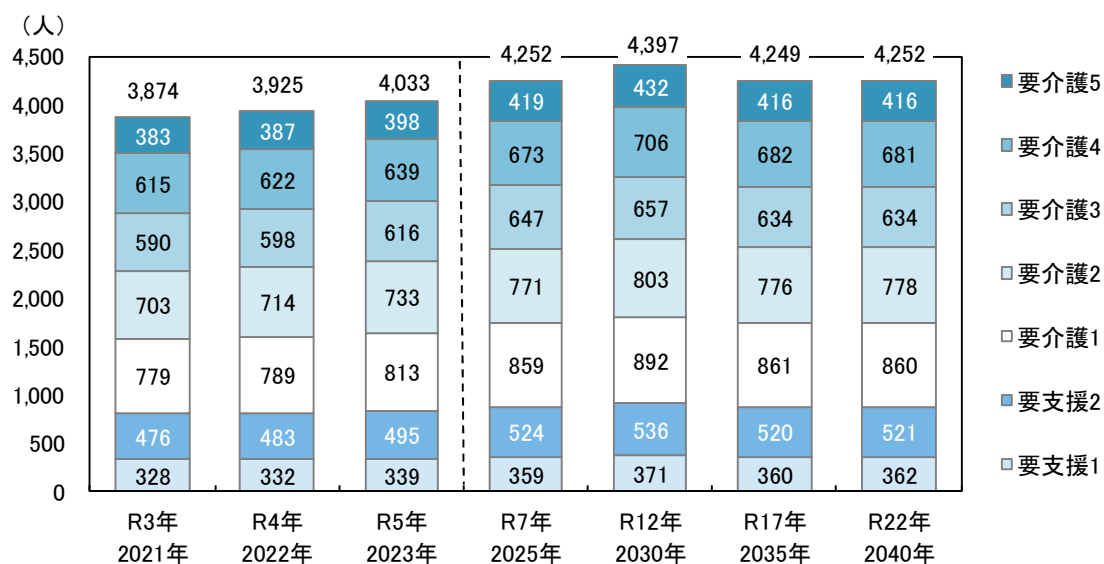
要介護度別の認定者数（第1号、第2号被保険者の合算）は次のとおりとなっています。

◆要介護度別認定者数の推移



※：介護保険事業状況報告（各年9月末現在）

◆要介護度別認定者数の推計



※：市の推計による。

3 認知症の高齢者の推計

(1) 令和2（2020）年・令和7（2025）年における認知症高齢者数の推計

認知症の高齢者数は、厚生労働省の係数等を活用し、推計した結果は、次のとおりとなっています。

◆令和2（2020）年・令和7（2025）年における認知症高齢者数の推計

仮定	R2年 2020年	R7年 2025年
認知症有病率が平成24（2012）年以降一定と仮定した場合	3,983人	4,437人
認知症有病率が平成24（2012）年以降も上昇すると仮定した場合	4,174人	4,796人

(2) 推計方法

①基礎人口について

平成27（2015）年10月1日の住民基本台帳人口を基準人口として、平成30（2018）年3月30日に国立社会保障・人口問題研究所が公表している「生残率※」「純移動率※」「将来の子ども女性比※」及び「0～4歳性比※」を用いて、コーホート要因法※により推計する。このため、新たな仮定値を用いて人口推計を行ったことなどから、事業計画において示している人口推計の結果とは異なる。

◆推計方法についての用語解説

用語	解説
生残率	コーホートが次の期までに生き残る自然動態の確率のこと。
純移動率	コーホートがある期において転出・転入する社会動態の確率のこと。
将来の子ども女性比	母親年齢（15歳～49歳）の女性人口に対する0～4歳の人口の割合のこと。
0～4歳性比	0～4歳女性人口に対する0～4歳男性人口の割合のこと。
コーホート要因法	コーホートとは、一定期間に生まれた人のまとまり、集団のことであり、ある年の男女・年齢別人口を基準として、コーホートごとの移動率などの仮定値を当てはめて人口を推計する方法のこと。

②令和7（2025）年における認知症高齢者数

①の推計結果を基に、厚生労働省科学研究費補助金「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」報告書の表3、表4「認知症患者数と有病率の将来推計」に掲載されている「認知症患者推定有病率（厚生労働省補正後）」を参考に推計する。

第2節 地域包括ケア「見える化」システムによる分析

地域包括ケア「見える化」システムは、厚生労働省が運営する、都道府県・区市町村における介護保険事業計画等の策定・実行を総合的に支援するための情報システムです。介護保険に関連する情報をはじめ、地域包括ケアシステムの構築に関する様々な情報が本システムに一元化され、かつグラフ等を用いた見やすい形で提供されています。

第8期事業計画は、地域包括ケア「見える化」システムを用いて作成しました。介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果を踏まえ、地域分析を行い、介護サービス見込量の推計から必要な保険料を算定し、計画に反映させています。

この見える化システムはインターネット環境があれば、誰でもIDとパスワードを取得し、全国の状況を閲覧することができます。

介護保険給付や地域支援事業^{※14}の実績把握や分析において、地域包括ケア「見える化」システムをはじめとする各種調査報告や分析システムを活用するにあたり、個人情報の取扱いにも配慮しつつ関連データの活用促進を図るための環境整備を進めていきます。

○ 地域包括ケア「見える化」システム <https://mieruka.mhlw.go.jp/>

※14：被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合でも、できる限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する事業のこと。

1 居宅サービスと施設サービスの他市比較

(1) 受給率

①在宅サービス

本市は、全国平均及び東京都と比較して、低く推移しています。

また、西多摩市部の傾向も同様で、全国平均及び東京都と比較して、低く推移しています。

※：在宅サービスに含まれるもの

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、住宅改修、居宅介護支援

◆在宅サービス需給率の推移

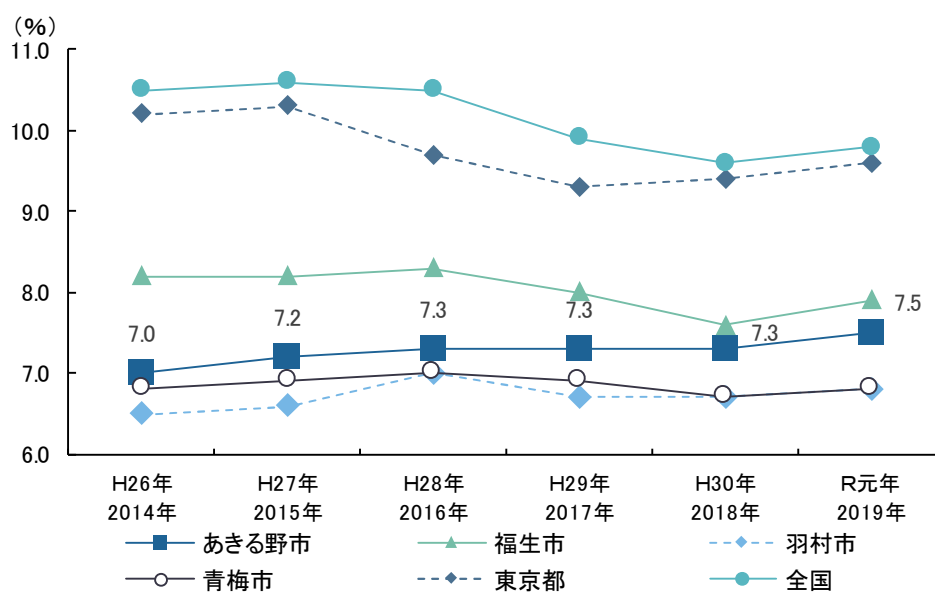
(単位は%)

年度	H26年 2014年	H27年 2015年	H28年 2016年	H29年 2017年	H30年 2018年	R1年 2019年
あきる野市	7.0	7.2	7.3	7.3	7.3	7.5
福生市	8.2	8.2	8.3	8.0	7.6	7.9
羽村市	6.5	6.6	7.0	6.7	6.7	6.8
青梅市	6.8	6.9	7.0	6.9	6.7	6.8
東京都	10.2	10.3	9.7	9.3	9.4	9.6
全国	10.5	10.6	10.5	9.9	9.6	9.8

※：(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報

(平成30年度、令和元年度のみ「介護保険事業状況報告」月報)

※：平成30年度は平成31年2月サービス提供分まで、令和元年度は令和元年11月サービス提供分までの受給率とする。



②居住系サービス

全国平均よりも東京都の受給率が高い中でありますが、本市は、比較対象としたいずれの自治体よりも低く推移しています。

また、西多摩市部の傾向も同様で、全国平均及び東京都と比較して、低く推移しています。

※：居住系サービスに含まれるもの

特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護

◆居住系サービス需給率の推移

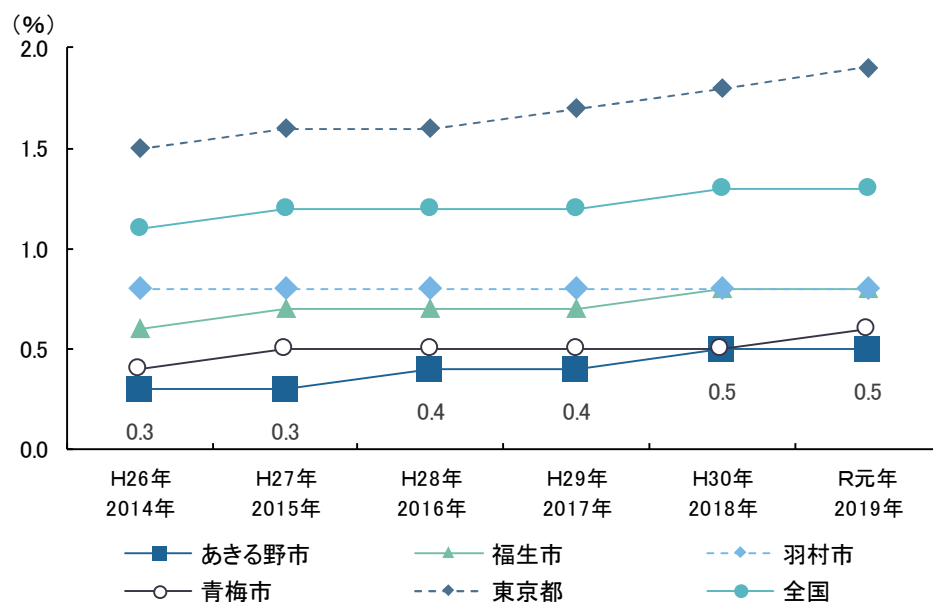
(単位は%)

年度	H26年 2014年	H27年 2015年	H28年 2016年	H29年 2017年	H30年 2018年	R1年 2019年
あきる野市	0.3	0.3	0.4	0.4	0.5	0.5
福生市	0.6	0.7	0.7	0.7	0.8	0.8
羽村市	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8
青梅市	0.4	0.5	0.5	0.5	0.5	0.6
東京都	1.5	1.6	1.6	1.7	1.8	1.9
全国	1.1	1.2	1.2	1.2	1.3	1.3

※：(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報

(平成30年度、令和元年度のみ「介護保険事業状況報告」月報)

※：平成30年度は平成31年2月サービス提供分まで、令和元年度は令和元年11月サービス提供分までの受給率とする。



③施設サービス

全国平均よりも東京都の受給率が下回っている中で、特に本市の施設サービスの受給率は、高い傾向にあります。

また、近隣の福生市及び青梅市も同じ傾向を示しています。

※：施設サービスに含まれるもの

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

◆施設サービス需給率の推移

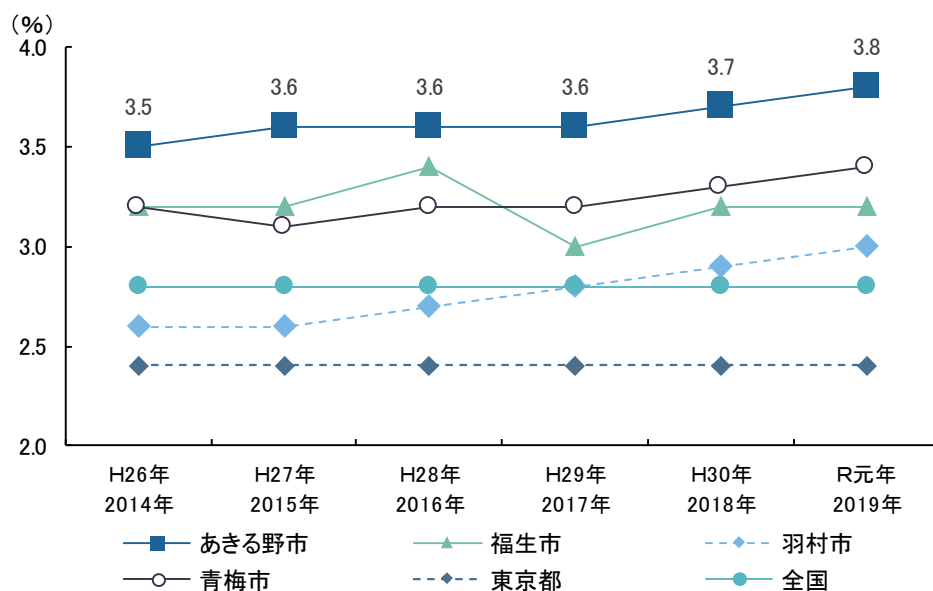
(単位は%)

年度	H26年 2014年	H27年 2015年	H28年 2016年	H29年 2017年	H30年 2018年	R1年 2019年
あきる野市	3.5	3.6	3.6	3.6	3.7	3.8
福生市	3.2	3.2	3.4	3.0	3.2	3.2
羽村市	2.6	2.6	2.7	2.8	2.9	3.0
青梅市	3.2	3.1	3.2	3.2	3.3	3.4
東京都	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4
全国	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8

※：(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報

(平成 30 年度、令和元年度のみ「介護保険事業状況報告」月報)

※：平成 30 年度は平成 31 年 2 月サービス提供分まで、令和元年度は令和元年 11 月サービス提供分までの受給率とする。



(2) 第1号被保険者1人あたり給付月額(調整済み)

①在宅サービス

全国平均及び東京都が10,000円を超えて推移する中で、本市は、7,000円前後で推移しています。
また、近隣の羽村市及び青梅市でも同じ傾向を示しています。

※：給付費(第1号被保険者1人当たりの給付月額)に関する調整済み指標は、給付費の大小に大きな影響を及ぼす、「第1号被保険者の性・年齢別人口構成」と「地域区分別単価」の2つの影響を除外した給付費(第1号被保険者1人当たりの給付月額)を意味する。

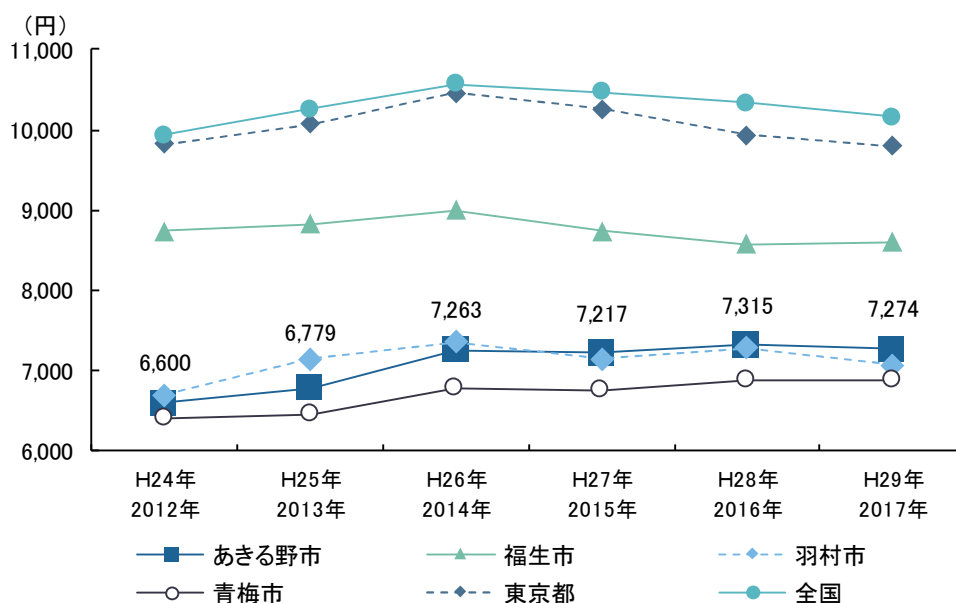
一般的に、後期高齢者1人当たりの給付費は、前期高齢者のそれよりも高くなることわかっている。第1号被保険者の性・年齢別人口構成の調整に加えて、さらに単位数に一律10円を乗じることにより、それ以外の要素の給付費への影響について、地域間で比較がしやすくなる。

◆在宅サービスにおける第1号被保険者1人あたり給付月額(調整済み)の推移

(単位は円)

年度	H24年 2012年	H25年 2013年	H26年 2014年	H27年 2015年	H28年 2016年	H29年 2017年
あきる野市	6,600	6,779	7,263	7,217	7,315	7,274
福生市	8,741	8,832	9,004	8,733	8,573	8,596
羽村市	6,693	7,151	7,358	7,150	7,281	7,067
青梅市	6,400	6,456	6,768	6,751	6,879	6,868
東京都	9,817	10,065	10,455	10,261	9,932	9,794
全国	9,939	10,263	10,566	10,464	10,331	10,158

※：(出典)「介護保険総合データベース」および総務省「住民基本台帳人口・世帯数」



②施設・居住系サービス

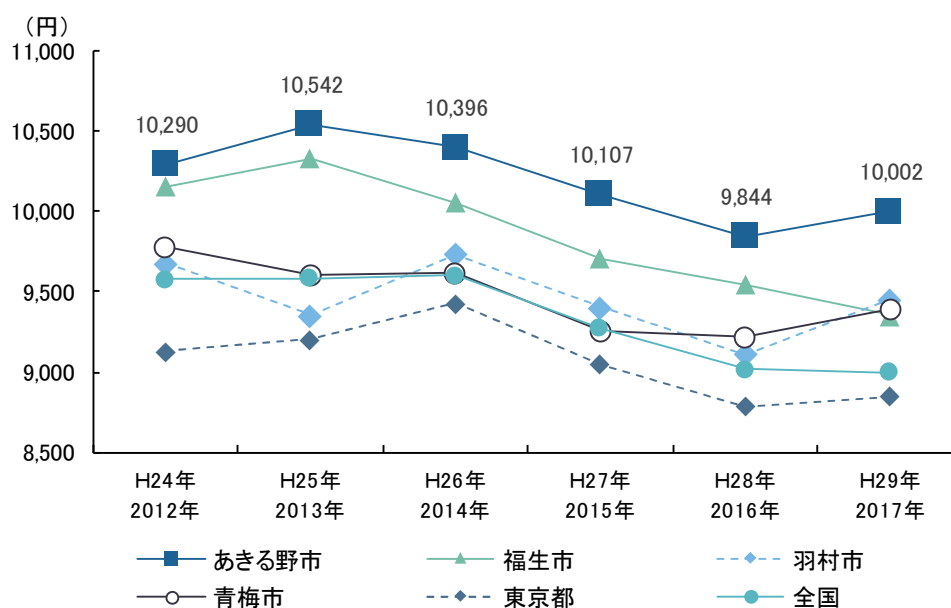
全国平均及び東京都が9,000円前後で推移する中で、本市は10,000円前後で推移しています。
また、近隣の福生市では平成26（2014）年度まで、本市と同じ傾向を示しています。

◆施設・居住系サービスにおける第1号被保険者1人あたり給付月額（調整済み）の推移

（単位は円）

年度	H24年 2012年	H25年 2013年	H26年 2014年	H27年 2015年	H28年 2016年	H29年 2017年
あきる野市	10,290	10,542	10,396	10,107	9,844	10,002
福生市	10,157	10,332	10,055	9,706	9,543	9,352
羽村市	9,673	9,352	9,735	9,399	9,110	9,453
青梅市	9,783	9,604	9,612	9,252	9,221	9,394
東京都	9,130	9,202	9,427	9,050	8,783	8,845
全国	9,578	9,584	9,602	9,272	9,013	8,995

※：（出典）「介護保険総合データベース」および総務省「住民基本台帳人口・世帯数」





第1章 基本目標1 健康づくりと介護予防・フレイル予防の推進

現状と課題

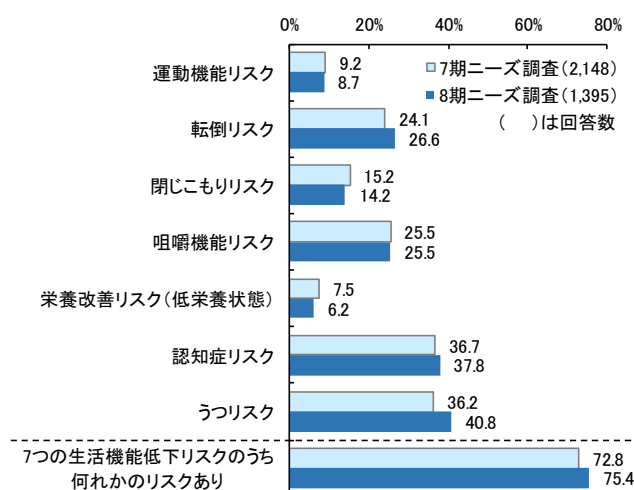
市の高齢化率は全国平均、東京都と比較して高い水準で推移していますが、65歳健康寿命^{※15}（要支援1以上）は、平成30（2018）年において女性84.26歳、男性82.17歳であり、どちらも東京都を上回っています。今後、さらに市民一人ひとりが、自分の健康状態に応じて、主体的に健康づくりができる環境づくりが求められています。

市の高齢化率は一貫して上昇傾向にある中、令和元（2019）年度「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」（以下、「ニーズ調査」という。）の結果において、「7つの生活機能低下リスクのうち、何れかのリスクあり」と判定された人は、75.4%で、第7期調査と比較すると2.6ポイント増加しています。効果的な健康づくり、介護予防のためには、医療職やリハビリテーション職との連携を強化することや、保険医療データの活用が重要です。

ニーズ調査で第7期と第8期を比較すると、閉じこもりリスクは1.0ポイント減少しているものの、うつリスクは4.6ポイント上昇しています。今後さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う外出の自粛により、心身の活力が低下し、フレイルリスクが高くなる懸念があります。

自主グループによる介護予防活動としては、介護予防リーダーによる活動が市内に3か所あります（活動予定を含む）。平成29（2017）年度から介護予防リーダー育成講座を実施し、令和元（2019）年度までに延60人が受講されていますが、自主グループの数が増えないことが課題となっています。

◆7つの生活機能低下リスクのある方の割合



※：（出典）「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」（第8期：令和元（2019）年度、第7期：平成28（2016）年度）

※15：何らかの障害のために要介護認定を受けるまでの状態を健康と考え、健康な65歳の人が、その障害のために認定を受ける年齢を平均的に表したもの。要支援1以上の認定を受けるまでの年齢と、要介護2以上の認定を受けるまでの年齢があります。（東京都保健所長会方式）

第1節 施策① 健康づくりへの支援

1 健康増進事業

本市の健康増進計画「めざせ健康あきる野 21（第二次）」において、すべての市民が「ふれあい いきがい 元気なまち」を目指す姿として、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間を示す、健康寿命の延伸を目標に掲げています。

心身ともに健康の維持・増進を図るためには、一人ひとりが自分の健康寿命を延伸するという意識を持ち、日々の生活の中で栄養・食生活、身体活動・運動、休養、口腔などついて、健康管理を続けるとともに活動の範囲を広げ、人との関わりを積極的にもつことが重要です。そして、家族や地域が健康づくりをサポートする地域ぐるみの健康づくり活動を推進していきます。

2 健康診査及び各種検診事業

糖尿病等の生活習慣病※16を早期発見し、治療につなげることや健康について考える機会とするため、40歳から74歳までの国民健康保険被保険者を対象とした「特定健康診査」と75歳以上の「後期高齢者医療健康診査」を市内医療機関において実施しています。

また、がんの早期発見のため、性別・年齢に応じて、胃がん検診・大腸がん検診・肺がん検診・乳がん検診・子宮がん検診・前立腺がん検診を実施しています。

そのほかに肝炎ウイルス検診、結核検診、骨粗しょう症検診、歯周病検診、口腔がん検診を、対象となる市民に受診を勧め、病気の早期発見と治療につなげるようにしています。

検診の種類によっては、土曜・日曜に実施するなどしています。さらに特定健康診査・後期高齢者医療健康診査と同時に受診可能ながん検診などを設定し、市民が受診しやすい環境を整備しています。

引き続き、受診環境を向上させるため、周知や受診勧奨を実施していきます。

3 健康手帳の交付事業

特定健康診査や保健指導等の記録、その他健康に関する情報を記載し、自己の健康管理と適切な医療に活用できるよう、40歳以上の希望者に健康手帳を交付しています。各種健康診査や血圧等の記録を行うことによって、健康に関わる相談を適切に行うことができます。

引き続き、正しい利用の案内と積極的な活用を進め、健康相談や医療等の適切な実施につなげていきます。

※16：食事、運動、飲酒、喫煙等の生活習慣の積み重ねによって、起因する病気の総称のこと（高血圧、糖尿病、心臓病、骨粗しょう症など）。

4 健康教育事業

知識・経験を有する医師、歯科医師、薬剤師、保健師、管理栄養士、歯科衛生士等を講師として、講座等を開催し、高齢期を迎える前から生活習慣病や各種疾病の予防等についての正しい知識の普及を目指しています。

また、地域イキイキ元気づくり事業、健康づくり市民推進委員※17による町内会・自治会での活動や高齢者クラブ等の団体活動など、各地域（団体）に出向いて健康教育を実施しています。

今後は、開催時間の検討や、内容をより深く理解できるように体組成計や骨密度測定器等を利用し、市民の健康状態を確認しながら健康教育を進めていきます。また、健康教育のテーマについては、市民の健康づくりに関連し、関心の高いものを選定していきます。

5 健康相談事業

生活習慣病予防やこころの健康づくりに関して理解を深め、生活習慣の見直しや取組が継続できるよう、定期的に市施設などで気軽に立ち寄ることができる健康相談を実施しています。また、相談日を予約する個別相談、随時の電話相談なども実施しています。

毎月の「広報あきる野」での開催日の掲載や、各種事業の際に案内チラシを配布して周知しています。また、測定や展示物など相談コーナーの内容を工夫し、利用を勧めています。

引き続き、相談件数の増加につながる勧奨方法の検討や、相談内容を充実させるため相談票の工夫、健康手帳の活用促進などにより、健康相談事業の充実を図ります。

6 訪問指導事業

生活習慣病や閉じこもり、認知症の予防に向けて訪問し、必要な保健指導を行い、心身の機能の低下防止と健康の保持増進を図っています。

※17：地域における健康づくり事業を総合的に推進し、市民の健康づくりを図るため、町内会・自治会から推薦された委員で構成された組織のこと。

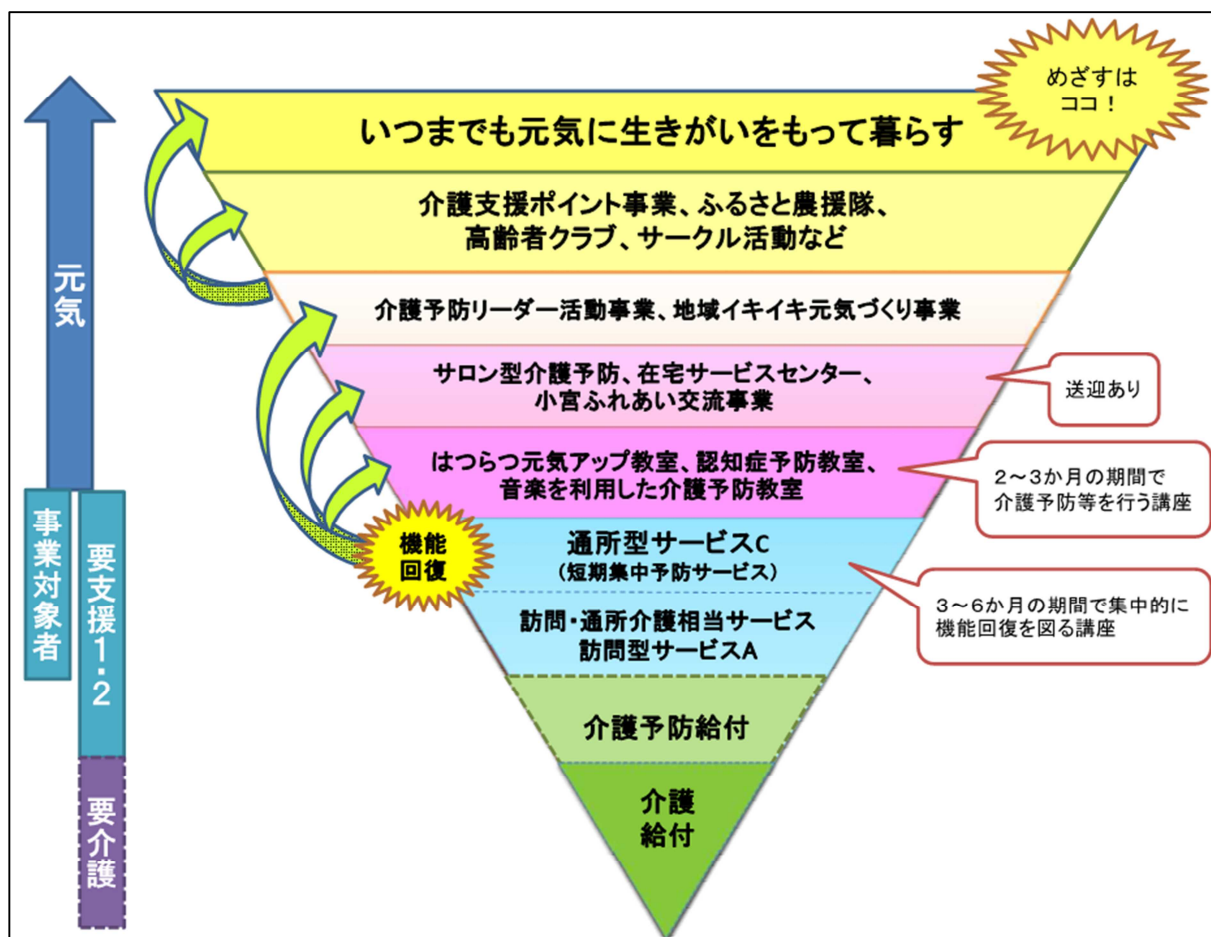
第2節 施策② 介護予防・フレイル予防の推進

1 介護予防・生活支援サービス

介護予防・生活支援サービスは、要支援者等に対して、要介護状態等となることの予防や日常生活の支援などを実施することにより、生きがいのある生活や人生を送ることができるように支援することを目的とするサービスです。

本市では、自立した生活が営めるよう、平成 29（2017）年 4 月から訪問型サービス A（生活援助サービス）を実施しております。令和 3（2021）年度から生活機能を改善し、生活行為の自立を図るため、新たに通所型サービス C を試行実施します。

◆介護予防事業のイメージ



（１）訪問介護相当サービス

専門的なサービスが必要と認められる場合に提供するサービスとして、旧介護予防訪問介護に相当するサービス（訪問介護員等によるサービス）を実施します。

（２）訪問型サービス A

身体介護（入浴の介助等）を必要としない要支援者等に対して、市が実施する指定研修修了者等が自宅へ訪問し、買い物、調理、掃除、洗濯等の生活援助を行います。

（３）通所介護相当サービス

専門的なサービスが必要と認められる場合に提供するサービスとして、旧介護予防通所介護に相当するサービス（通所介護事業者によるサービス）を実施します。

（４）通所型サービス C（短期集中予防サービス）

運動機能の低下により居宅や地域での生活行為に課題がある要支援者等に対して、生活機能の改善等を図るため、理学療法士等がおおむね 3 か月間の運動機能の向上や栄養改善等のプログラムを令和 3（2021）年度から令和 5（2023）年度まで試行実施します。また、サービス終了後も運動機能を維持できるよう、一般介護予防事業※¹⁸等を紹介し、支援します。

2 介護予防把握事業

本市においては、生活機能が低下している高齢者や閉じこもり等、何らかの支援を要する高齢者について、関連部署、関係機関等と連携し情報収集するとともに、要支援・要介護状態にならないよう生活機能の向上を目指します。

3 介護予防普及啓発事業

（１）はつらつ元気アップ教室

65 歳以上の高齢者を対象に、加齢に伴う身体機能低下の予防と向上を目的として、通所介護予防教室（はつらつ元気アップ教室）を開催し、運動機能向上、栄養改善、口腔機能の向上等のための複合プログラムを実施しています。

今後も、周知を図り、引き続き実施していきます。

※¹⁸：総合事業のうち、元気な高齢者を含むすべての高齢者を対象とした介護予防に関する事業で、従来実施していた介護予防事業を見直したもの。住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、地域においてリハビリテーション専門職等を生かした自立支援に資する取組を推進するもの。

（２）頭シャキッと教室

65 歳以上の高齢者を対象に、認知症をはじめとした要介護状態等になることを予防するため、認知症予防教室（頭シャキッと教室）を開催し、有酸素運動であるウォーキング、頭と体を使う機能向上トレーニングなどを実施しています。

今後も、周知を図り、引き続き実施していきます。

（３）サロン型介護予防事業

65 歳以上の高齢者を対象に、介護老人福祉施設を介護予防の拠点とし、高齢者の生きがいを高め、孤立感や引きこもりの解消につなげるとともに、心身機能低下を予防するため、サロン型介護予防事業を実施しています。

今後も、周知を図り、引き続き実施していきます。

（４）運動機能向上トレーニング事業

運動機能向上を必要とする高齢者に対して、市内の接骨院・整骨院において運動機能の向上につながるトレーニングを実施します。

今後も、利用者の増加が見込まれることから、受け入れ体制等の強化を図り、引き続き実施していきます。

（５）保健師等による訪問型介護予防事業

閉じこもり、認知症、うつ等のため、通所による事業への参加が困難な方を対象に、保健師等による月 1 回程度の訪問をおおむね 3 か月間実施しています。個々の状況を把握し、状態に応じた生活機能に関する問題を総合的に把握・評価を行い、必要な相談や助言を行っていますが、訪問型介護予防事業の利用者は少ない状況です。

今後は、事業を周知し、利用を希望される方が事業を活用できるよう、地域包括支援センター等の関係機関と情報共有を密に取っていきます。

（６）介護予防講座

高齢者の口腔・運動機能の維持・向上を目的に、歯科医師と理学療法士等による口腔機能と体操の二本立て講座を実施します。

今後も、市民ニーズを把握し、効果的な講座を引き続き実施していきます。

4 地域介護予防活動支援事業

(1) 地域イキイキ元気づくり事業

身近な地域で介護予防、健康づくりを推進していくことを目的に、市が委嘱している健康づくり市民推進委員を中心として、町内会・自治会、民生・児童委員、ふれあい福祉委員等の協力の下、月1回程度、市内50か所の地区会館等を利用し実施しています。また、実施ごとに、血圧測定や健康状態の相談を行い、心身の健康の向上のために体操やレクリエーションなど楽しい集まりを実施し、閉じこもり予防や体力の保持増進となるよう取り組んでいます。

引き続き、閉じこもり防止や介護予防、世代を超えた方の参加ができるよう事業内容を工夫していきます。

(2) 介護支援ポイント事業

高齢者が介護保険施設等でのボランティア活動を通して、高齢者自身の介護予防を図り、高齢者が地域で元気に活躍し、暮らすことができるように介護支援ポイント事業を実施しています。

今後は、事業への参加者を増加させるため、事業の周知等を図るとともに、登録状況や活動状況などを精査し、対象となる活動や事業所等の範囲の拡大等について、検討していきます。

(3) 介護予防リーダー育成事業

住民主体の集いの場を充実し、人と人とのつながりを通じた介護予防を推進するため、介護予防リーダーを育成し、地域での住民主体の集いの場の創出を図ります。

また、介護予防リーダーが地域において介護予防を目的として実施する集いの場を支援し、介護予防リーダーとともに地域での介護予防の取組を推進していきます。

(4) 介護予防リーダー支援事業

地域で活動する介護予防リーダーが集いの場を主体的に継続できるよう、補助を行っています。

また、介護予防リーダー同士が情報共有する場を設け、介護予防リーダーが不安なく活動できるよう支援していくとともに、介護予防や地域資源、感染症対策等に関する情報提供を行っています。

今後は、感染症対策を踏まえた活動を推進するため、リモートによる通いの場についても検討していきます。

(5) 地域ぐるみの支え合い活動支援事業

生活支援コーディネーター^{※19}及びあきる野市地域ぐるみの支え合い推進協議体^{※20}との連携強化を図り、高齢者の引きこもりの解消、介護予防を目的とした地域の高齢者の集いの場の創出を推進するとともに、活動を行う団体等に対し、補助を行っています。また、通いの場における感染症対策の情報提供を行うなど、通いの場が継続できるよう支援していきます。

今後は、感染症対策を踏まえた活動を推進するため、リモートによる通いの場についても検討していきます。

※19：高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向け、主に資源開発やネットワークの構築など、コーディネート機能を果たす者のこと。

※20：生活支援等サービスの提供に関わる関係者間で定期的に情報を共有し、連携を強化するため、市が設置している会議のこと。生活支援コーディネーターの活動を補完するとともに、地域の高齢者のニーズの把握等を行う。

5 地域リハビリテーション活動支援事業

通いの場、各種介護予防教室等において、高齢者の心身の状態や生活実態を把握するとともに、要介護状態の防止に向けた取組メニューや運営方法の提案、介護予防活動の担い手育成に係る講話等を行い、介護予防に効果的な活動が継続できるよう地域の実情に応じて必要な助言を行います。また、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所などの求めに応じて、理学療法士等が専門的知見から高齢者の心身の状態及び生活環境の評価を行い、介護予防ケアマネジメント※²¹における目標設定や介護予防サービス等の適切な導入に向けた支援を提供していきます。

6 基金を活用した介護予防事業

（１）音楽を利用した介護予防事業（基金活用事業）

65 歳以上の高齢者を対象に、認知症をはじめとした要介護状態等になることを予防するため、介護予防プログラムが導入されたカラオケ機器を活用した介護予防教室を実施します。インストラクターの指導の下、脳の活性化、認知機能や運動機能の向上を図るとともに、仲間づくりや高齢者の閉じこもり防止等を推進していきます。

（２）介護予防水中運動教室（基金活用事業）

65 歳以上の高齢者を対象に、水中運動や介護予防体操の提供により、身体機能の維持・向上を図ることを目的とした介護予防水中運動教室を実施します。

教室終了後も運動習慣を維持できるよう、介護予防の必要性や重要性の普及・啓発を目指します。

7 ふるさと農援隊事業

農業を通じて、身体を動かし、他の農援隊会員※²²との交流を通して、生きがいを感じることで市民の健康増進を図っています。令和 2（2020）年 4 月 1 日現在、湊上地区、引田地区及び五日市下田地区の農地 71 区画を貸し出しています。

※²¹：要支援と認定された方及び総合事業対象者の方に対して、個々の希望や状態に応じた目標設定、ケアプラン作成を行い、サービス利用の効果を定期的に評価すること。

※²²：市内在住の農業を営んでいない高齢者で、ふるさと農援隊事業の農地の貸与を受けている者のこと。

8 小宮ふれあい交流事業

小宮地区の高齢者がいつまでも元気に生活し続けられるように、趣味活動や介護予防の体操、健康に関する相談等を行っています。

今後は、事業の周知方法や内容等を検証し、地域の高齢者がいつまでも元気に生活し続けられるよう、実施していきます。

交流事業 参加者数 (人)	第7期			第8期		
	実績		見込み	推計		
	H30年度 2018年度	R1年度 2019年度	R2年度 2020年度	R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度
	721	535	410	550	550	550

9 高齢者在宅サービスセンター※23事業

市内3か所の高齢者在宅サービスセンター（萩野センター、開戸センター、五日市センター）では、高齢者の心身機能の維持向上や自立生活の援助等を目的に、自立して活動できる高齢者等に対して、指定管理者※24による生きがい趣味活動（食事サービスや送迎サービスを含む）や自主事業（げんき応援事業）を実施しています。

今後、閉じこもり・うつ等の解消、自立生活の助長、要介護状態への進行を予防するため、指定管理者のノウハウを活用し事業を継続していきます。また、男性の参加者の利用促進を目指します。

10 高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施

高齢者の心身の多様な課題に対し、きめ細やかな支援を実施するため、高齢者保健事業と介護予防の一体的な実施に向けて、後期高齢者・国民健康保険部門、健康部門、介護・高齢者部門で検討を行います。

※23：趣味や生きがいづくり活動を中心にした65歳以上の方のためのデイサービスの施設のこと。原則として、現在介護を必要としない方が対象で、市内を3つのサービスセンターで担当している。

※24：地方自治体とその公の施設の管理運営を任せた事業者のこと。

第2章 基本目標2 多様な社会参加・生きがいの促進

現状と課題

令和元（2019）年度時点では、市内の高齢者クラブは46クラブ、登録者数は3,169人で、近年減少傾向にあります。町内会・自治会数は、令和2（2020）年度時点で84、加入世帯数は16,720世帯となっており、近年、町内会・自治会数に大きな増減はありませんが、加入世帯数は減少が続いています。

令和元（2019）年度のニーズ調査によると、健康づくりや趣味等のグループ活動へ『参加意向がある』割合は61.7%となっています。今後、高齢者人口の増加が見込まれる中、地域の中で、生きがいをもって安心して暮らしていけるよう、持続的に活動ができるように支援していく必要があります。

また、経験や知識を生かして地域で活躍できるよう、シルバー人材センター※25による就労機会の提供支援も不可欠です。

第1節 施策① 就業への支援

1 シルバー人材センター事業

定年退職者等のライフスタイルに合わせた軽易な就業による、生きがいのある生活の実現や高齢者の能力を生かした地域社会づくりに貢献していくため、シルバー人材センターに対して補助金を交付し、センターの育成と円滑な事業運営を支援していきます。

就業実人員 数（人）	第7期			第8期		
	実績		見込み	推計		
	H30年度 2018年度	R1年度 2019年度	R2年度 2020年度	R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度
	586	577	540	550	560	570

※25：高齢者が働くことを通じて生きがいを得るとともに、地域社会の活性化に貢献することを目指して活動する組織のこと。原則、市区町村単位に置かれ、それぞれが独立した運営を行う公益社団法人。

第2節 施策② 社会参加への支援

1 町内会・自治会敬老行事推進事業

長寿を祝うとともに、高齢者が地域と関わりをもつ機会を提供するため、75歳以上の高齢者を対象とした町内会・自治会が実施する敬老行事に要する経費の一部を補助しています。

今後も、町内会・自治会と連携を図り、敬老行事等の活動を支援していきます。

事業対象者数（人）	第7期			第8期		
	実績		見込み	推計		
	H30年度 2018年度	R1年度 2019年度	R2年度 2020年度	R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度
	11,478	11,785	－	12,700	13,400	14,000

※：令和2（2020）年度は、新型コロナウイルス感染症のため、町内会・自治会での敬老行事は実施せず、市が一括して対象者の方にお祝い文書等を送付した。

2 高齢者クラブ支援事業

東京都の「老人クラブ運営要綱」に基づく高齢者クラブに対し、その事業費の一部を補助し、高齢者福祉の充実を図っています。高齢者クラブ活動は、高齢者の交流の場となるだけでなく、社会貢献にもつながっています。

今後は、会員数の維持に向けた対策や高齢者クラブの活性化に向けて支援していきます。

高齢者クラブ会員数（人）	第7期			第8期		
	実績		見込み	推計		
	H30年度 2018年度	R1年度 2019年度	R2年度 2020年度	R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度
	3,310	3,169	3,131	3,210	3,280	3,350

第3節 施策③ 生きがいづくりの促進

1 シニアガイドブックの紹介

趣味の時間を楽しむことや生涯学習で自分を磨くこと、豊かな経験や特技を生かした活動に取り組むことは、生きがいを感じる大きな要素であり、健康づくりにもつながります。

高齢者が各種活動に積極的に参加し、生きがいをもって自分らしく元気にいきいきと暮らすことができるように、各種事業をホームページ上で掲載するとともに、生活支援コーディネーターが作成した様々な活動を掲載している「シニアガイドブック」を各種窓口等で配布するなど、社会参加の場の情報を提供していきます。

第3章 基本目標3 住み慣れた地域で高齢者が自立的に暮らすことのできる支援

現状と課題

市では、地域包括支援センター（はつらつセンター）を3か所設置し、関係機関と連携し、地域のネットワークも活用しながら、日常生活に不安を抱える高齢者とその家族への支援を行っています。

今後も高齢化が進行する中で、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加は大きな問題となっています。高齢者が可能な限り安心して暮らし続けられるよう、福祉サービスや介護保険サービス等の情報を適切に提供していくとともに、複合的な課題にも対応できる相談支援体制の充実を図っていく必要があります。

東京都内における介護職員数は、令和7（2025）年度には、中位推計で約3万5千人の不足が見込まれ、平成28（2016）年度の介護関係職種の離職率は14.9%となっています（出典：第7期東京都高齢者福祉計画）。地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保や定着の支援は、喫緊の課題となっており、市においても介護人材の確保・定着・育成に向けた多様な取組が強く求められています。

また、近年の災害の発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、事前の備えの充実と、緊急時の対応力の強化が求められています。

令和元（2019）年度「あきる野市在宅介護実態調査」（以下、「在宅介護実態調査」という。）結果において、主な介護者の年齢は、40代～50代が42.4%、60代以上が54.4%となっており、働きながら介護をする介護者への支援と年齢層が高い介護者への支援の両方が必要となっています。

第1節 施策① 介護保険サービスの充実

1 サービスに関する情報提供

(1) 利用者への情報の提供

高齢者保健福祉事業や介護保険制度に関するパンフレットの配布等により、利用者が主体的にサービスを利用できるように努めています。

また、インターネットや福祉・保健・医療情報ネットワークシステム（ワムネット※26）などを活用し、事業者からの情報収集に努め、「広報あきる野」や市、あきる野市医療・介護地域連携支援センターのホームページ等を通じて、必要な情報提供に努めています。

今後も利用者へ必要な情報提供に努めます。

- あきる野市ホームページ <https://www.city.akiruno.tokyo.jp/>
- あきる野市医療・介護地域連携支援センターホームページ <http://all-sc.net/>
- 介護サービス情報公表システムホームページ
<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-kouhyou.html>
- 福祉・保健・医療情報ネットワークシステム（ワムネット）ホームページ
<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/>

(2) 地域への制度の周知

地域包括支援センターや町内会・自治会、高齢者クラブ等が実施する説明会・学習会等に、パンフレット等を提供し、制度の周知に努めています。

今後も、高齢者保健福祉事業及び介護保険制度の概要について、必要に応じて、出前講座や説明会等の開催によって、制度の周知が図れるよう各関係機関と連携していきます。

2 サービス利用に関する相談体制の充実

(1) 地域包括支援センターでの相談体制

地域包括支援センターでは、介護保険サービスの利用に関する疑問や悩み等について、窓口、電話、訪問等により、本人、家族、住民、地域のネットワーク等からの様々な相談を受けて、的確な状況把握を行い、相談内容に即したサービス又は制度に関する情報提供、関係機関の紹介等を行っています。

専門的、継続的な関与又は緊急の対応が必要と判断した場合は、当事者への訪問、関係者からより詳細な情報収集を行い、課題を明確にした上で適切なサービスや制度につなぐとともに、当事者や関係機関から定期的な情報収集と状況把握に努め、支援しています。

今後も、窓口や電話での相談に対して、的確な状況把握を行い、解決に向けた支援を行うとともに、相談機関としての地域包括支援センターの周知や社会資源の情報収集に努めます。

※26：WAMNET（Welfare And Medical Service NETwork System）のこと。福祉・保健・医療サービスを利用したときや、制度について知りたいときに、最新の情報を提供している独立行政法人福祉医療機構が運営する情報提供サイトのこと。

相談件数 (件)	第7期			第8期		
	実績		見込み	推計		
	H30年度 2018年度	R1年度 2019年度	R2年度 2020年度	R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度
	6,643	6,908	6,400	6,600	6,800	7,000

(2) 東京都介護保険審査会での相談体制

介護保険制度では、保険者が行った行政処分に対する不服の申立ての審理・裁決を行う第三者機関として、都道府県に介護保険審査会が設置されています。このことについて、各種決定通知書、納入通知書等の下部や裏面に、東京都介護保険審査会事務局の連絡先等を記載するとともに「広報あきる野」や市のホームページ等で周知を図ります。

- 東京都介護保険審査会事務局 03-5320-4293
(東京都 福祉保健局 高齢社会対策部 介護保険課 審査請求担当)

(3) 東京都国民健康保険団体連合会、東京都社会福祉協議会※27での相談体制

東京都国民健康保険団体連合会では、介護保険サービスの質の向上に関する調査及び指定事業者への指導・助言等を行っています。

また、指定事業者から提供されたサービスで、原則として次の3つの場合について、苦情の対象として受け付けています。

- ①サービス事業者、居宅介護支援事業者※28、保険者（区市町村）等において取り扱うことが困難な場合
- ②事業者所在地と利用者居住地の区市町村が異なり、広域に影響が及ぶ可能性がある場合
- ③申立人が、東京都国民健康保険団体連合会での処理を特に希望される場合

さらに、東京都社会福祉協議会に運営適正化委員会があり、事業利用者の苦情解決のための第三者機関としての機能を担っています。

引き続き、東京都国民健康保険団体連合会苦情相談窓口専用電話のパンフレットを窓口 zu 置くなど、制度の周知を図ります。

- 東京都国民健康保険団体連合会 介護サービス利用者の苦情相談に関すること
専用電話 03-6238-0177（午前9時から午後5時まで（土・日・祝日を除く））

※27：地域福祉活動の推進を目的とした、営利を目的としない民間組織のこと。全国組織として、全国、都道府県、市区町村単位で様々な活動を行っている。

※28：都道府県の指定を受けて、ケアマネジャーを配置しているサービス事業者のこと。平成30年4月から指定権者は市町村となる。

3 介護人材の確保・定着・育成に向けた取組

（１）入門的研修の実施等（一部基金活用事業）

市では、これまで介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービスＡの従事者研修に取り組んできましたが、令和２（２０２０）年度からは、今後の介護人材としてのステップアップを図っていけるよう「入門的研修」を実施し、同研修修了者に対して訪問型サービスＡの従事者の資格を付与することとしました。

今後も、引き続き、介護人材の確保に向けた取組として、「入門的研修」に取り組むとともに、市内事業者と研修修了者を結ぶ就労促進の取組を進めます。

また、地域では、豊富な経験や技能をもった多くの市民が暮らしており、定年退職などで職業生活の一線を退いた方を対象に、新たな担い手として介護サービス事業所等で働いていただくなど、地域人材の活用等についても検討していきます。

（２）外国人材の確保等（基金活用事業）

新たな担い手の確保として、技能実習生などの外国人材の確保に向けて取り組む介護施設等に対して、経費の一部を補助します。

また、外国人材があきる野市に住む上で、必要な受入れ環境について検討していきます。

（３）介護現場のイメージの向上や介護職等への就職意欲の創出

介護人材として働く意欲ややりがいを持ち、継続して働くことができるよう、市内で働く介護職員に対し、市として称賛するといった取組について、第８期の計画期間において、検討・実施していきます。

また、介護の仕事に対する魅力発信等について検討するとともに、「介護の日」の取組などの機会を捉えて、介護に対する理解の普及啓発に取り組みます。

（４）介護人材の定着支援（基金活用事業）

市内の介護施設等の人材の定着を図るため、養成学校新卒者や介護現場に復帰される方などに対して、介護施設等が負担する就職準備金等の支給の一部を補助します。

（５）介護人材の育成支援（一部基金活用事業）

介護福祉士等の資格の取得に際し、その経費の一部を補助します。

また、都が進める介護人材確保事業についても、広く周知するなど、国、東京都、市、事業者、それぞれの役割の中で連携し、引き続き、介護人材の育成に取り組んでいきます。

（６）事業者への研修の実施、情報の提供（一部基金活用事業）

介護サービス事業者に対して、サービスの質の向上を目的として、東京都や外部講師による集団指導・研修を行っています。

市では、平成 27（2015）年度から、医療・介護地域連携支援センターにおいて、事例検討会や研究会などを実施しています。また、平成 29（2017）年度からは、主任介護支援専門員、介護支援専門員（ケアマネジャー）※29を対象とした研修を実施しています。さらに、西多摩地域の他市町村が実施する研修も受講可能とするなど、市町村間の連携も図っています。

今後も、定期的な研修の実施や集団指導・講習会等の情報の周知により、サービスの質の向上を促進します。また、東京都や関係機関のホームページ等を活用した情報の提供を実施します。

4 サービスの質の確保

（1）介護給付適正化事業

介護保険制度の信頼性を確保し、公平公正な介護保険事業運営を行っていくため、今後も、「要介護認定の適正化」「ケアプラン※30の点検」「住宅改修等の点検」「医療情報との突合・縦覧点検」及び「介護給付費通知」の主要 5 事業に加え、指導検査等において給付実績を活用することで、給付の適正化を図ります。

（2）指導検査体制の確保・充実

令和 2（2020）年 4 月に設置した福祉総務課指導検査係と高齢者支援課介護保険係が連携し、介護サービス事業者に対し、法令等に基づく適正な運営を確保するため、実地による指導検査や改善指導などを行います。

また、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅が介護ニーズの受け皿として役割を果たせるよう、未届け有料老人ホームを確認した際には、東京都へ情報提供するなど、東京都と連携してその質の確保を図ります。

（3）サービス提供体制の充実及びサービス提供事業者との連携

より良い介護サービスが効果的に提供されるためには、事業実績分析や各種実態調査等により、利用状況や意向を把握し、サービス提供事業者等の協力を得ながら、適正なサービスが提供されるとともに、各サービス事業者自身によるサービスの質の向上に向けた取組が求められます。

今後も、ニーズを把握するため、給付分析や各種実態調査等を実施するとともに、介護事業者連絡協議会※31などと定期的な意見交換の場を設けるなどの連携を図りながら、事業者の自主的な取組を支援します。

（4）業務の効率化（文書の簡素化・ICT化）の取組

介護ニーズが増す中で、少しでも介護現場の文書に係る負担軽減が図られるよう、国の方針に基づき、申請書類等の簡素化や標準化、ICT化などに取り組みます。

また、介護現場における ICT や介護ロボットの導入について、地域医療介護総合確保基金等の補助制度の周知などにより支援します。

※29：利用者からの相談に応じて、ケアプラン等を作成し、利用者の希望や身体の状態に合ったサービス利用ができるようにする介護の専門家のこと。

※30：どのような介護サービスをいつ、どれだけ利用するかを決める計画のこと。

※31：平成 21（2009）年 10 月に「指定居宅介護支援事業者連絡協議会」と「指定居宅サービス事業者連絡協議会」が統合し、発足した協議会のこと。介護の質の向上のために、情報収集や研修を一体化して取り組む。

（５）福祉サービス第三者評価※³²の活用促進

介護サービスが必要となったときに、利用者が自分に合った質の高いサービスを受けるためには、事業者の特徴やサービスの質など、選択のための分かりやすい情報が求められています。

東京都では、利用者でも事業者でもない第三者による「福祉サービス第三者評価」を実施しているため、今後もこの制度の活用を促進します。

５ 自然災害対策・感染症対策

地震、風水害、感染症など、地域や施設での生活環境へのリスクの高まりに対して、事前の備えを充実させるとともに、緊急時の対応力の強化を図ります。

（１）災害対策の取組

災害対策として、感染症発生時の応援体制を基本とした災害時の相互応援体制について検討を進めます。また、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）と締結した「災害時における二次避難所施設利用に関する協定書」に基づき、被災した介護を要する高齢者等の受入れ体制を整備します。

さらに、実地指導※³³などの際に、事業所における具体的な災害に対する計画の内容や訓練の実施状況などについて定期的に確認していきます。

（２）感染症対策の取組

市では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を背景に、市、あきる野市介護福祉施設連絡協議会、あきる野市介護事業者連絡協議会、地域包括支援センター及びあきる野市医療・介護連携支援センターで組織する「あきる野市介護サービス事業所における感染症検討会」を発足し、感染症に対する検討を行い、公立阿伎留医療センターと連携した平時における感染症研修に加え、介護施設等で感染症が発生した際の相互応援体制の整備や在宅要介護者への対応の検討、必要な衛生用品等の備蓄などに取り組んでいます。

引き続き、これらの取組を進めるとともに、インフルエンザを含む全ての感染症対策として、西多摩保健所や公立阿伎留医療センターなどと連携しながら、更なる充実を図っていきます。

さらに、実地指導などの際に、具体的な感染症に対する計画の有無などについて定期的に確認していきます。

※³²：事業者や利用者以外の公正・中立な第三者評価機関が、専門的かつ客観的な立場からサービスの質の評価を行い、事業者の福祉サービスの質の向上を図るとともに、利用者による福祉サービスの選択に役立つ情報を提供していくこと。

※³³：指導・助言等を通して、法令の遵守とサービスの質の向上を促進するため、市内の指定介護事業者に対して行うもの。

第2節 施策② 在宅生活への支援

1 自立した生活への支援

(1) 高齢者福祉電話事業

65 歳以上の一人暮らし世帯や、世帯全員が 65 歳以上で生計中心者の所得税が一定額以下の、近隣に親族が居住していない世帯に対して、定期的に安否確認を行うことを目的に電話の貸与と、維持費（基本料金等）の助成を行っています。

今後も、窓口等の福祉サービスの相談内容に応じて、周知を図ります。

電話貸与 世帯数 (世帯)	第 7 期			第 8 期		
	実績		見込み	推計		
	H 30 年度 2018 年度	R 1 年度 2019 年度	R 2 年度 2020 年度	R 3 年度 2021 年度	R 4 年度 2022 年度	R 5 年度 2023 年度
	9	10	13	14	15	16

維持費助成 世帯数 (世帯)	第 7 期			第 8 期		
	実績		見込み	推計		
	H 30 年度 2018 年度	R 1 年度 2019 年度	R 2 年度 2020 年度	R 3 年度 2021 年度	R 4 年度 2022 年度	R 5 年度 2023 年度
	106	102	105	108	111	114

(2) 水道料助成事業

65 歳以上の一人暮らし世帯や世帯全員が 65 歳以上で住民税非課税の世帯に対して、水道料の基本料金を助成し、経済的負担の軽減と生活の安定及び福祉の向上を図っています。

今後も、窓口等の福祉サービスの相談内容に応じて、周知を図ります。

助成世帯数 (世帯)	第 7 期			第 8 期		
	実績		見込み	推計		
	H 30 年度 2018 年度	R 1 年度 2019 年度	R 2 年度 2020 年度	R 3 年度 2021 年度	R 4 年度 2022 年度	R 5 年度 2023 年度
	204	212	222	230	240	250

(3) 高齢者配食サービス事業

65 歳以上の一人暮らし世帯や世帯全員が 65 歳以上の世帯等で、食事の調理が困難な高齢者に対して、昼食時に見守りを兼ねた配食サービスを実施しています。

調理の困難な高齢者に栄養バランスのとれた食事を提供することで、健康の維持・増進に寄与しています。

今後も、引き続き事業の周知を図ります。

提供食数 (食)	第 7 期			第 8 期		
	実績		見込み	推計		
	H 30 年度 2018 年度	R 1 年度 2019 年度	R 2 年度 2020 年度	R 3 年度 2021 年度	R 4 年度 2022 年度	R 5 年度 2023 年度
	18,054	17,384	20,500	21,500	22,500	23,500

(4) 高齢者緊急通報システム事業

おおむね 65 歳以上の一人暮らし等の高齢者で、慢性疾患等のため常時注意が必要な方に対して、緊急通報機器を貸与して、緊急通報を 24 時間体制で受信しています。

今後も、引き続き事業の周知を図ります。



〔高齢者緊急通報システム〕

緊急通報 機器設置 世帯数 (世帯)	第 7 期			第 8 期		
	実績		見込み	推計		
	H 30 年度 2018 年度	R 1 年度 2019 年度	R 2 年度 2020 年度	R 3 年度 2021 年度	R 4 年度 2022 年度	R 5 年度 2023 年度
	113	113	118	122	126	130

（５）高齢者自立支援日常生活用具給付事業

日常生活用具が必要と認められる高齢者に対し、日常生活用具を給付することにより、自立した生活の確保や日常生活の便宜を図っています。なお、要介護（支援）認定者は、介護保険の日常生活用具給付の制度を優先的に利用することになります。

今後も、制度の周知を図り、必要な方に対して給付に努めます。

（６）高齢者自立支援住宅改修給付事業

住宅改修が必要な高齢者に対し、居住する住宅の改修費を給付することにより、高齢者の在宅生活における日常動作の容易性、行動範囲の拡大の確保、転倒予防及び介護負担の軽減等を図っています。なお、要介護（支援）認定者は、介護保険の住宅改修の制度を優先的に利用することになります。

今後も、制度の周知を図り、必要な方に対して給付に努めます。

２ 家族介護者への支援

（１）高齢者おむつ等給付事業

おむつの現物給付を実施し、家族の負担軽減を図っています。

今後も引き続き事業を継続して実施していきますが、段階的に給付対象者の要件の見直しを行っていくとともに、おむつの使い方に関する啓発を進めていきます。

高齢者おむつ等給付事業給付実績 (人)	第 7 期			第 8 期		
	実績		見込み	推計		
	H 30 年度 2018 年度	R 1 年度 2019 年度	R 2 年度 2020 年度	R 3 年度 2021 年度	R 4 年度 2022 年度	R 5 年度 2023 年度
	7,327	7,586	8,100	5,450	5,200	4,750

（２）家族介護慰労金支給事業

介護認定を受けた日から 1 年間介護保険サービス等を受けず、在宅で過ごしていた重度の要介護高齢者（要介護 4・5）を介護している同居の家族に対して、慰労金を支給することにより、身体的、精神的及び経済的な負担の軽減を図っています。

今後も、家族介護継続支援事業として、引き続き実施し、窓口等の福祉サービスの相談内容に応じて、周知を図ります。

(3) 介護教室

地域包括支援センターが中心となり、在宅で高齢者を介護している家族や介護に関心のある方などを対象に、家庭で高齢者を介護していく上で役に立つ介護や病気の知識、介護保険や福祉サービスの利用の仕方などを学ぶ介護教室を開催しています。

今後も、家族介護者等を支援するため、介護教室を引き続き実施します。

実施回数 (回)	第7期			第8期		
	実績		見込み	推計		
	H30年度 2018年度	R1年度 2019年度	R2年度 2020年度	R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度
	9	9	6	9	9	9

参加者数 (人)	第7期			第8期		
	実績		見込み	推計		
	H30年度 2018年度	R1年度 2019年度	R2年度 2020年度	R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度
	193	152	60	135	180	180

(4) 介護離職相談窓口等の情報提供

介護と仕事の両立に不安や悩みを抱えている方に、相談窓口を紹介するとともに、「東京都介護と仕事の両立サイト」を活用し、介護離職防止に向けた東京都の取組や企業の事例など必要な情報の提供に努めています。また、認知症サポーター※34養成講座等の各種講座においても、介護離職防止のための情報提供を行っています。

さらに、在宅介護実態調査や在宅生活改善調査などの結果からは、認知症症状や排泄の世話に対する不安から、働きながらの介護に対する不安や負担を感じている方の割合が高くなっています。

このことから、介護離職防止に向けて、市役所労働行政担当部署と連携して、市内の商工業者への職場環境の改善に関する普及啓発などに取り組みます。

- とうきょう介護と仕事の両立応援デスク 電話：0570-00-8915
- 東京都介護と仕事の両立サイト <https://www.katei-ryouritsu.metro.tokyo.lg.jp/>

※34：認知症について正しく理解し、認知症の方やその家族を、日常生活の中で温かく見守ることができる方のこと。養成講座を受けることで、サポーターとなることができる。

第4章 基本目標4 高齢者や介護者を地域ぐるみで支える仕組みづくり

現状と課題

ニーズ調査の結果において、7つの生活機能低下リスクのうち、閉じこもりリスクは14.2%で前回の調査より1.0ポイント減少しているものの、うつリスクがある人の割合が40.8%と最も高く、前回の調査より4.6ポイント上昇し、現在治療中、又は後遺症のある『病気がある』割合は77.5%となっています。新型コロナウイルス感染症の影響で、高齢者の心身の機能低下やコミュニティでのつながりの希薄化が予想される中、高齢者を支える地域の見守りのネットワークは重要な取組となっています。

認知症機能の低下リスクありと判定された人は、前回調査では36.7%、今回調査では37.8%と微増している中、認知症の相談窓口の認知度は28.0%という状況です。また、厚生労働省の係数等を活用した推計によると、認知症の方は、増加する見込みとなっています。認知症は、だれもがかかる可能性のある身近な病気であることを理解するとともに、令和元（2019）年6月に「認知症施策推進大綱」で示された「共生」と「予防」の取組が求められています。

さらに、今後高齢者人口の増加が見込まれ、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、認知症の方が増加すると予想される中、コミュニケーションが困難な状態や、判断能力が低下した場合、高齢者の人権や財産等の権利を守ることは重要な課題です。

市では、「地域包括ケアシステムの深化・推進」を将来目標に掲げています。後期高齢者人口の増加を背景に、この目標の実現に向けては、在宅医療・介護連携の推進は欠かすことができません。在宅介護実態調査からは、要介護3以上で主な介護者が「在宅生活の継続が困難」と判断するポイントは、「認知症への対応」と「夜間の排泄」「日中の排泄」と推測されています。地域包括ケアシステムの推進にあたっては、関係者間での連携強化、人材確保とともに、認知症の方への対応力の強化が求められています。さらに感染症や災害時においても継続的なサービス提供の維持が課題となっています。

高齢者を取り巻く課題は複合化しており、地域包括支援センターの一機関では対応できないことがあることから、分野を横断した包括的な相談体制の整備が重要です。さらに、令和2（2020）年6月の「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」においては、包括的な支援体制を構築するため、「重層的支援体制整備事業^{※35}」が創設され、検討が必要となっています。

高齢者人口の増加とともに、要介護（要支援）認定者数も増加傾向にあり、介護が必要になっても自宅で住み続けることができるよう生活環境の整備支援が不可欠となっています。

※35：市町村において、既存の相談支援等の取組を生かしつつ、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築を推進するために、『相談支援』『参加支援』『地域づくりに向けた支援』を実施する事業のこと。

第1節 施策① 支え合いの仕組みづくり

1 地域のネットワークづくり

(1) 高齢者地域見守り事業

65 歳以上の一人暮らし世帯等に対して、新聞配達時、郵便配達時、ゴミ収集時、乳酸菌飲料配達時に見守りを実施し、世帯に異変があった場合には地域包括支援センターへ連絡してもらう取組を広げています。また、防災・安心地域委員会※³⁶の協力により、地域から選出された見守り協力員が月 2 回程度高齢者世帯を訪問し、安否確認などの地域見守り事業を実施しています。今後も、引き続き事業の周知を図ります。

利用世帯数 (世帯)	第 7 期			第 8 期		
	実績		見込み	推計		
	H 30 年度 2018 年度	R 1 年度 2019 年度	R 2 年度 2020 年度	R 3 年度 2021 年度	R 4 年度 2022 年度	R 5 年度 2023 年度
	179	163	150	150	150	150

(2) 地域の事業者等との協定による緩やかな見守り事業

高齢者を地域全体で支える仕組みとして、地域の事業者等との協定により、業務の範囲内において、何らかの異変に気付いた場合には、市や地域包括支援センターへ連絡いただき、適切な支援につなげる緩やかな見守り事業を実施しています。

令和 2（2020）年 10 月 1 日現在で 32 事業所と協定を締結しています。

今後も、事業者の拡大に向け、引き続き事業の周知を図ります。

(3) 高齢者配食サービス事業（再掲）

65 歳以上の一人暮らし世帯や世帯全員が 65 歳以上の世帯等で、食事の調理が困難な高齢者に対して、昼食時に見守りを兼ねた配食サービスを実施しています。

調理の困難な高齢者に栄養バランスのとれた食事を提供することで、健康の維持・増進に寄与しています。

今後も、引き続き事業の周知を図ります。

提供食数 (食)	第 7 期			第 8 期		
	実績		見込み	推計		
	H 30 年度 2018 年度	R 1 年度 2019 年度	R 2 年度 2020 年度	R 3 年度 2021 年度	R 4 年度 2022 年度	R 5 年度 2023 年度
	18,054	17,384	20,500	21,500	22,500	23,500

※³⁶：自主防災組織である町内会・自治会が主体となって、旧町村を単位とする 7 つの防災・安心地域委員会から成る組織のこと。町内会・自治会のほか、消防団、消防団 O B、交通安全協会、防犯協会、民生・児童委員協議会、ふれあい福祉委員会、青少年健全育成地区委員会、P T A などで構成される。

（４）高齢者緊急通報システム事業（再掲）

おおむね 65 歳以上の一人暮らし等の高齢者で、慢性疾患等のため常時注意が必要な方に対して、緊急通報機器を貸与して、緊急通報を 24 時間体制で受信しています。

今後も、引き続き事業の周知を図ります。

緊急通報 機器設置 世帯数 (世帯)	第 7 期			第 8 期		
	実績		見込み	推計		
	H 30 年度 2018 年度	R 1 年度 2019 年度	R 2 年度 2020 年度	R 3 年度 2021 年度	R 4 年度 2022 年度	R 5 年度 2023 年度
	113	113	118	122	126	130

（５）ＩＣＴを活用した高齢者見守り事業※³⁷

65 歳以上の一人暮らし世帯等に対して、安心して居住できるよう ＩＣＴを活用した ＳＩＭ内蔵型 ＬＥＤ 電球を設置し、24 時間点灯等の痕跡がない場合、親族等に連絡が届く仕組みで見守りをを行います。

見守り事業の人手不足の解消、非接触型見守りによる感染症対策等を図ります。

利用世帯数 (世帯)	第 7 期			第 8 期		
	実績		見込み	推計		
	H 30 年度 2018 年度	R 1 年度 2019 年度	R 2 年度 2020 年度	R 3 年度 2021 年度	R 4 年度 2022 年度	R 5 年度 2023 年度
	-	-	-	50	60	70

※³⁷：高齢者の方が、いつまでも住み慣れた地域で、安心して生活ができるよう実施する事業のこと。①地域見守り事業 ②新聞配達見守り事業 ③郵便配達見守り事業 ④一般廃棄物収集見守り事業 ⑤乳酸菌飲料配達見守り事業がある。

2 認知症支援の充実

(1) 認知症についての理解促進（認知症サポーターの養成）

市では、地域における認知症の理解を促進するため、認知症の方やその家族を見守る認知症サポーターの養成に取り組んでいます。市民や企業、団体からの申出等による出張講座や、小・中学生等に対する講座を実施しています。また、認知症サポーター養成講座を受講した方が地域で活躍できるように、認知症サポーターステップアップ講座を実施しています。

今後も、高齢者の増加に伴い、認知症の方の増加も見込まれ、様々な地域の方に認知症への理解を深めってもらうため、認知症サポーター養成講座等についての周知を図り、実施していきます。

また、認知症の方やその家族が地域で生活していく中での困りごとを把握し、認知症サポーター等が、困りごとのお手伝いができるよう支援するチームオレンジ※38についても検討していきます。

受講者数 (人)	第7期			第8期		
	実績		見込み	推計		
	H30年度 2018年度	R1年度 2019年度	R2年度 2020年度	R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度
養成講座	1,127	1,403	560	1,500	1,500	1,500
ステップアップ講座	29	21	20	30	30	30

(2) 認知症に関する普及啓発及び相談支援

認知症の方や家族が住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、相談窓口や医療機関等の情報を掲載した認知症ガイドブック（認知症ケアパス）を作成し、窓口や関係機関で配布するとともに、認知症の情報を周知していきます。また、認知症の方やその家族を支援するため、認知症地域支援推進員を設置しています。

今後は、認知症初期集中支援チーム※39や認知症疾患医療センター※40等の関係機関と連携し、認知症当事者を支援するネットワークの強化を図ります。また、認知症について相談しやすい地域にするため、認知症ガイドブック（認知症ケアパス）等を活用し、認知症関連情報の発信に努めます。

若年性認知症の方については、東京都の若年性認知症支援コーディネーター※41等と連携し支援するとともに、若年性認知症の理解を進めるため、地域に向けた普及啓発に取り組みます。

※38：地域において把握した認知症の方の悩みや家族の身近な生活支援ニーズと、ステップアップ講座を受講した認知症サポーター等の支援者をつなぐ仕組みのこと。

※39：複数の専門職が、家族などからの相談により、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、本人及び家族等への支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを行うチームのこと。

※40：認知症に関する専門知識を有する職員が、本人や家族、関係機関からの相談に対応し、認知症の診断と初期対応、身体合併症や行動・心理症状への対応など、認知症の人と家族介護者等を支援する取組を行っている医療機関のこと。地域拠点型の医療センターが西多摩保健所管内に1か所、地域連携型の医療センターがあきる野市内に1か所、整備されている。

※41：都道府県等の若年性認知症相談窓口配置され、若年性認知症の人を支援する関係者の連絡調整や、若年性認知症の特性に配慮した就労・社会参加支援等を行う。

（３）認知症当事者発信の取組

認知症の方同士が話し合い、思いを共有する場の創出について検討するとともに、認知症の方の思いを地域住民向けに発信する場所を設け、認知症の方が孤立せず、安心して生活できる地域を目指します。

また、認知症の方を介護している家族同士が話し合える場所・機会を増やし、介護負担の軽減を図るとともに、家族の視点を取り入れた認知症施策の推進に努めます。

（４）認知症カフェへの支援

認知症の方やその家族が住み慣れた地域で暮らしていくために、認知症の方とその家族等が交流、情報交換等を行うほか、認知症についての地域住民の理解を深めることを目的として実施する「認知症カフェ」の運営を支援しています。

今後も、認知症の方やその家族が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、「認知症カフェ」の運営を支援します。

（５）行方不明になるおそれのある認知症高齢者等への支援

G P S 機能のついた機器を貸与し、認知症高齢者等の行方がわからなくなってしまうときに位置情報を提供するサービスを実施するとともに、外出時の事故等により保護された場合においても、速やかに身元等がわかるように高齢者等見守りキーホルダー及びお守りアイロンシール登録事業を実施しています。

今後も、認知症高齢者等の増加が見込まれ、引き続き事業の周知を図るとともに、ニーズに合わせた事業内容の拡充を図っていきます。

※機器は充電式です。



〔認知症高齢者等位置情報探索機：G P S 機能〕

位置情報探索サービス利用者 (人)	第 7 期			第 8 期		
	実績		見込み	推計		
	H 30 年度 2018 年度	R 1 年度 2019 年度	R 2 年度 2020 年度	R 3 年度 2021 年度	R 4 年度 2022 年度	R 5 年度 2023 年度
	19	16	20	25	30	35

（６）認知症予防に向けた取組

運動の習慣化、バランスの取れた食事の摂取、歯磨き等による口腔機能の維持、趣味や生きがい活動等を通じた人との交流等により、認知症を予防できる可能性が示唆されています。

そのため、各種介護予防事業や介護予防リーダーによる運動習慣の定着や、栄養、口腔についての情報発信に加えて、生活支援コーディネーターが支援する通いの場での人との交流等、地域における住民主体の活動がより活発化するよう支援していきます。

また、認知症予防に向けては、成人期から運動不足の改善や生活習慣病の予防等の取組が重要であることから、関係機関等と連携した取組を推進していきます。

（７）認知症の早期診断・早期対応及び集中的な支援体制の構築

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で暮らし続けられるために、認知症の方やその家族に対し、集中的な支援・対応を図るため、認知症初期集中支援チームを設置しています。

また、認知症の方が適切な医療・介護サービス等を利用し、認知症の早期診断・早期対応につながり症状の進行を緩やかにできるよう、地域包括支援センターや認知症疾患医療センター、認知症初期集中支援チーム等の関係機関と連携し、相談窓口の周知及び支援体制の充実を図ります。

今後も引き続き、関係機関等への周知を図るとともに、認知症初期集中支援チームに所属する医療職と介護職双方の視点を生かした当事者支援を目指します。

（８）認知症疾患医療センターとの連携

東京都では、認知症の方やその家族を取り巻く課題を解決するため、認知症に関する相談の受付や地域の保健医療・介護関係者等との連携等を推進することから、「認知症疾患医療センター」を整備しています。

今後は、認知症初期集中支援チームとの連携に加え、認知症カフェへの支援等、認知症の方やその家族への支援の充実を図るため、認知症疾患医療センターとの連携を強化していきます。

3 生活支援体制整備事業等

高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を継続できるように、地域における多様な担い手による通いの場や介護予防・生活支援サービスを提供するため、生活支援コーディネーターを配置しています。地域に不足する通いの場やサービスの創出などを行うとともに、地域の資源・ニーズの把握や生活支援コーディネーターを組織的に補完する『あきる野市地域ぐるみの支え合い推進協議体』との連携により、介護予防・生活支援サービスの体制整備を推進します。

また、就労的活動の場を提供できる民間企業や団体等と就労的活動の取組を実施したい事業者等をマッチングし、役割がある形で高齢者の社会参加等を促進する就労的活動支援コーディネーター※42について、地域の実情も踏まえながら、配置の必要性を検討していきます。

※42：就労的活動の場を提供できる民間企業・団体等と就労的活動の取組を実施したい事業者等とをマッチングし、役割がある形で高齢者の社会参加等を促進させるコーディネーターのこと。就労的活動支援員ともいう。

4 権利擁護事業※43の普及と活用促進

地域包括支援センターでは、高齢者に対する虐待の防止や早期発見、消費者被害の防止等を目的とした権利擁護事業を行っています。また、地域における関係機関相互の情報交換や連携、高齢者虐待防止の普及啓発などを行うため、高齢者虐待防止ネットワーク会議を実施し、高齢者虐待への対応等について検討を行い、日々の相談に対し対応を進めています。

今後も、高齢者虐待に関する相談窓口について普及啓発を進め、日々の相談について迅速かつ的確な対応に努めます。

また、消費者被害の防止についても、関係機関と連携し情報共有を図るとともに、普及啓発に努めます。

5 成年後見制度※44の普及と利用促進

認知症の症状があるなど判断能力が十分でない高齢者などの権利を守り、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるようにするためには、本人の意思決定を支援し、必要なサービスを利用できるようにするとともに、適切に財産を管理することが必要です。

このため、必要な人が適切に成年後見制度を利用でき、また、利用者がメリットを実感できる制度とするため、国の成年後見制度利用促進基本計画に基づく、地域連携ネットワークのコーディネートを担う「中核機関」を社会福祉協議会に設置し、成年後見制度の周知・啓発及び利用相談や申立ての支援を行います。また、地域で連携して支える体制を構築するため「チーム」や「協議会」の体制づくりを進めるとともに、後見人等が受任後も安心して後見業務を行えるよう支援します。

また、身寄りがないなどの理由で申立てができない場合の市長申立てや申立て費用、報酬費用の助成についても必要に応じて対応していきます。

成年後見制度を利用する方が多様な選択を行えるよう、法人後見の実施や市民後見人の活用に向けて検討・協議を進めていきます。

なお、この取組は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第 23 条第 1 項に基づく市町村計画として位置付けます。

※43：地域支援事業の包括的支援事業として、高齢者虐待への対応と権利擁護の対応、支援を行う事業のこと（成年後見制度の活用推進・消費者被害の防止等）。

※44：認知症高齢者・知的障害者・精神障害者など精神上の障害によって判断能力が十分でない方が、財産管理や身上監護（生活について配慮すること）について不利益を被らないように、一定の決められた方が保護・援助する制度のこと。家庭裁判所に申立てすることにより選任される。

6 地域人材の活用の促進

地域では、豊富な経験や技能をもった多くの市民が暮らしており、地域における活躍が期待されています。

今後は、団塊の世代を始め、定年退職などで職業生活の一線を退いた市民の力を積極的に生かせるように、高齢者のニーズに対応した社会参加の機会や情報の提供に努めます。

7 災害時支援の充実

災害時において、避難行動や避難所生活に配慮を要する高齢者への支援は重要な課題となっています。

市では、地域防災計画に基づき、避難行動要支援者名簿の作成や要配慮者利用施設の把握、二次避難所の確保に取り組むとともに、地域の民生・児童委員や自主防災組織などの連携の更なる強化を推進し、高齢者を始めとする災害時に配慮を要する方の支援体制整備に努めます。

第2節 施策② 総合的な相談・支援体制の充実

1 総合相談支援事業

地域包括支援センターでは、窓口、電話及び訪問などにより、高齢者や家族に対する総合的な相談・支援を行っています。

今後も、地域包括支援センターの周知に努めるとともに、窓口や電話での相談に対して、的確な状況把握を行い、解決に向けて支援をしていきます。また、地域の社会資源の情報収集に努めます。

2 相談支援体制の充実

地域包括支援センター等において、高齢者に関わる幅広い相談を十分に受け止め、問題解決やサービス向上につながる体制を整備しています。

また、月1回連絡会を実施し、連絡・調整を行っています。

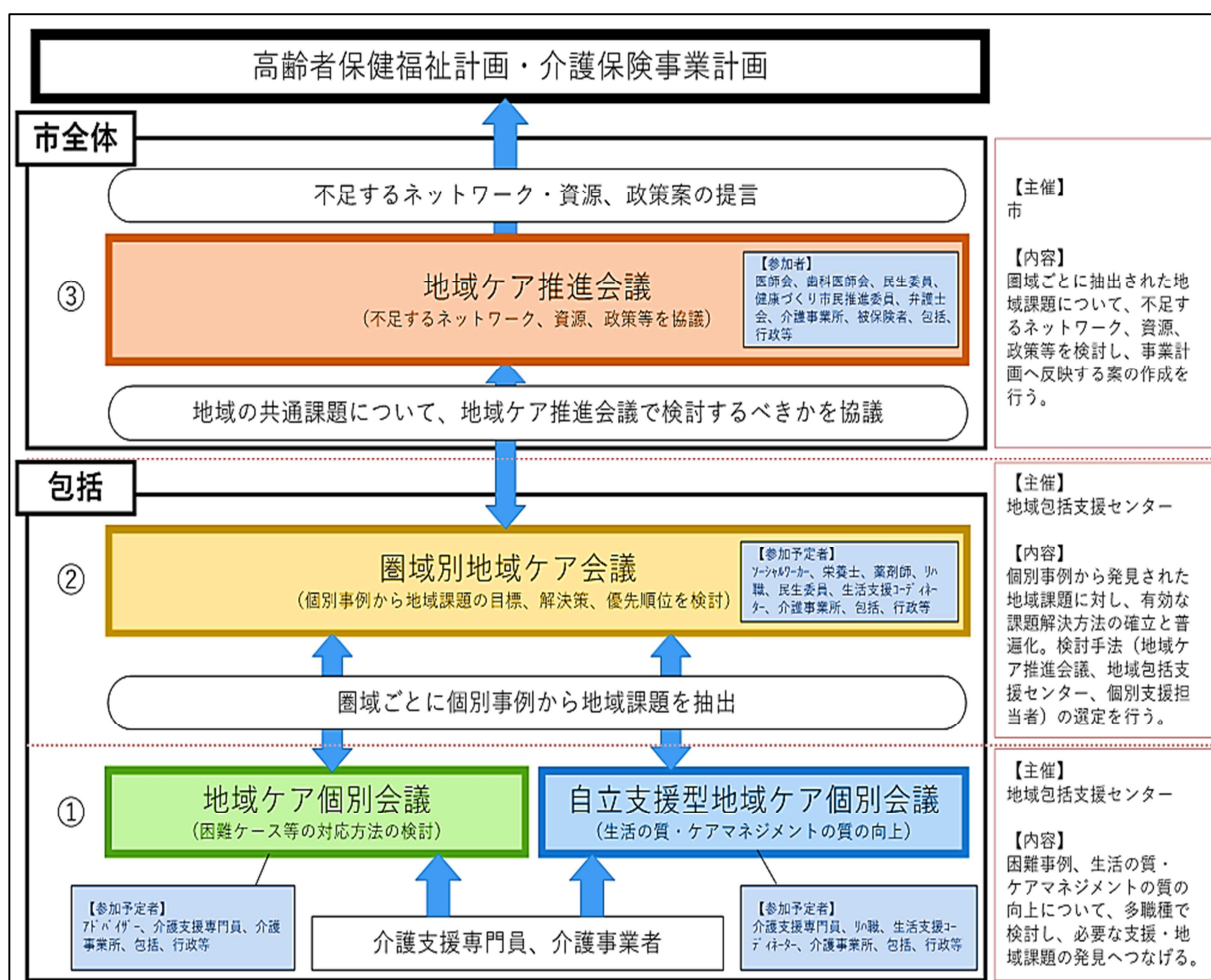
令和元（2019）年度からは、日常生活圏域に1か所ずつ地域包括支援センターを設置しており、担当圏域内との連携を更に密に取っていきます。また、今後は地域の方の相談に迅速に対応できるよう、相談支援窓口としての周知を図ります。

3 地域ケア会議の取組

地域ケア会議は、地域住民が住み慣れた地域で安心して生活を継続することができるよう、どのような支援が必要とされているかを地域の関係機関と共に協議していく会議です。

個別課題の解決や地域課題の発見、政策形成機能等があり、介護保険推進委員会※45等へ提言し、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画への反映を目指します。

◆地域ケア会議のイメージ



※45：市の介護保険事業の円滑な推進を図るために設置された委員会のこと。

4 在宅医療・介護連携の推進

住み慣れた地域で可能な限り自立した尊厳のある生活を続けられるよう、医療関係者、介護関係者等が連携し、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組を進めます。

本市においては、居宅における医療を提供する医療機関、介護サービス事業者、その他の関係者の連携を推進する拠点（あきる野市医療・介護地域連携支援センター）を医師会への委託により設置し、在宅医療と介護の連携を推進しています。

◆医療・介護地域連携シート※46

医療・介護連携情報シート（初回）	
患者ID： 入院日	患者氏名： 病 棟 担当医
医療・介護連携情報シート（初回） （記載日：西暦 年 月 日）（担当看護婦： ）（退院支援看護婦： ）	
情報提供先	事業所： 介護支援専門員名：
介護認定の状況	事業対象者 要支援（1、2） 要介護（1、2、3、4、5） 申請中（区分変更） 申請日：西暦 年 月 日
病 名	
治療方針	
情報内容	
情報交換日	
入院予定期間	
退院までに調整が手配される内容	訪問診療 訪問介護 訪問看護 訪問リハ 訪問入浴 通所介護 通所リハ 福祉用具貸与 住宅改修 移送・介護タクシー 配食サービス 福祉用具購入 その他（ ）
事業者評価（記載日：西暦 年 月 日） 本人氏名（ ） 事業者名（ ） （担当ケアマネ： ） 連絡先（ ）	
心 身 の 状 況	要介護度 要介護（1・2・3・4・5）
	申請中・事業対象者・要支援（1・2） 要介護（1・2・3・4・5）
	障害者等 の認定 自立 I II III IV V 身体障害者 知的障害者 精神障害者 発達障害者 障害者
	自立 I II III IV V 身体障害者 知的障害者 精神障害者 発達障害者 障害者
移動	自立 ☐ 杖 ☐ 歩行器 ☐ 車いす
排泄	自立 ☐ トイレ ☐ Pトイレ ☐ おむつ
食事	自立 ☐ 自立 ☐ 一部介助 ☐ 全介助
更衣	自立 ☐ 自立 ☐ 一部介助 ☐ 全介助
問題点や経過	
家族構成	単身 同居家族（ ）名
主な介護者	同居 別居：氏名（ ） 続柄（ ） 年齢（ ）
連絡先	氏 名 続 柄 電 話 番 号 携 帯 番 号
外来受診（月 回程度）	医療機関名： 主治医
訪問診療（月 回程度）	医療機関名： 主治医
訪問介護（月 回程度）	
訪問看護（月 回程度）	
訪問入浴（月 回程度）	
訪問リハ（月 回程度）	
通所介護（月 回程度）	
通所リハ（月 回程度）	
福祉用具貸与（月 回程度）	
その他（ ）	
患者・家族の希望	
備考	

この様式は、あきる野市の医療・介護地域連携のためのシートです。【あきる野市医療・介護地域連携支援センター 作成 2019年6月】

（1）地域の医療・介護の資源の把握

あきる野市内における医療・介護に関する相談窓口の一覧を作成し、医療・介護関係者及び地域住民へ周知しています。また、市内の医療機関や介護事業者についての情報をまとめ、あきる野市医療・介護地域連携支援センターのホームページに掲載しています。

今後は、医療機関や介護事業者に関する情報の随時見直しを行い、関係者間での情報共有に活用していきます。

※46：在宅や施設から入院・入所される方について、担当の介護支援専門員や地域包括支援センター職員などから、医療機関や施設へ情報を伝達する場合や、退院・退所時に介護支援専門員や地域包括支援センター職員などが必要な情報を把握する場合等に活用するシートのこと。

（２）医療・介護関係者の情報共有の支援

担当の介護支援専門員や地域包括支援センター職員などから、医療機関や施設へ情報を伝達する場合や、退院・退所時に介護支援専門員や地域包括支援センター職員などが必要な情報を把握する場合などに活用する医療・介護地域連携シートを作成し、情報共有を図っています。随時見直しを行っていくとともに、医療・介護地域連携シートの周知をより図っていきます。今後は、ＩＣＴを使用した連携についても検討していきます。

また、新型コロナウイルス感染症などの感染症への対応においても、医療・介護関係者間の連携を強化していきます。

（３）医療・介護関係者の研修

医療・介護関係者間の顔の見える関係性の構築を目指して、医療・介護関係者の研修を行っています。

今後は、アドバンス・ケア・プランニング（ＡＣＰ・人生会議）※⁴⁷など、医療・介護の双方に関係するテーマで研修を実施し、多職種協働による在宅医療を目指していきます。

（４）在宅医療・介護に関する相談支援

あきる野市医療・介護地域連携支援センターに在宅医療・介護に関する相談窓口を設置し、医療・介護関係者や地域住民からの相談に対応しています。今後も相談窓口について周知を図り、関係者間の連携の促進や、地域住民への理解促進を目指します。

（５）地域住民への普及啓発

在宅医療・介護についての市民公開講座等を開催し、地域住民の在宅医療・介護に対する理解を促進するとともに、在宅医療・介護の普及・啓発を目指します。

また、アドバンス・ケア・プランニング（ＡＣＰ・人生会議）について、医療・介護分野における必要性が高まっており、エンディングノート※⁴⁸の活用等も含め、地域住民への情報発信に努めます。

5 重層的支援体制整備事業

地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施できるよう、包括的支援体制の整備を推進します。

また、体制整備に向け、関連部署や各関係機関と協議するとともに、支援を行う事業や補助等について検討していきます。

※⁴⁷：自らが望む人生の最終段階における医療・ケアについて、前もって考え、家族や医療・ケアチーム等と繰り返し話し合い、共有する取組のこと。

※⁴⁸：これまでの人生を振り返り、これからの人生をどう歩んでいきたいか、自分の思いを記すノートのこと。

第3節 施策③ 生活環境の整備と支援

1 民間賃貸住宅入居支援事業

本市に引き続き居住することを希望しながらも、住宅の確保が困難な高齢者世帯に対して、初回保証委託料の2分の1に相当する額（2万円を限度）を助成し、民間住宅の入居支援を行っています。

今後も、制度利用希望者に対応するため、引き続き事業の継続実施を図ります。

2 養護老人ホーム入所措置事業

環境上の理由や経済的理由により、在宅での生活が困難な65歳以上の方を対象に、養護老人ホームにおいて、居住、食事等の日常生活に必要なサービスを提供しています。

令和2（2020）年10月1日現在で措置者数は6人となっています。

今後も、老人福祉法に基づく事業として、引き続き事業の継続実施を図ります。

3 福祉有償運送事業者^{※49}への支援

福祉有償運送事業者は、市内に1事業者あり、3年ごとに多摩地域福祉有償運送運営協議会^{※50}で内容を審議し、了承された団体が国土交通省へ申請し、許可を得ています。

今後も、地域における福祉有償運送の必要性や安全の確保、旅客の利便に係る方策を協議するなど、福祉有償運送事業者への支援を行います。

4 高齢者の住まいに関する支援

高齢者が安心・安全で快適に自宅で暮らし続けられるよう、住宅の改修等の支援を行うとともに、住宅・福祉の両面から高齢者の住まい対策を総合的に進めていきます。

また、高齢者の居住の安定確保に関する法律（高齢者住まい法）により、高齢者向け住宅が規定されています。市内の高齢者人口の現状や将来の見通しを勘案しつつ、地域の高齢者のニーズ等を把握し、適正な整備に努めます。

今後は、民間の空き家等を活用し、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の供給を促進することを目的とした「住宅セーフティネット制度」を推進するために、住宅部門及び福祉部門により、居住支援協議会^{※51}の設置について、検討していきます。

※49：道路運送法に基づき、NPO法人等が要介護者や身体障害者等の会員に対して、実費の範囲内でドア・ツー・ドアの個別輸送を行う事業。

※50：道路運送法の「福祉有償運送」として、平成18（2006）年10月より営利を目的としない事業者が、高齢者などの移動困難な方を対象に、有償で運送事業を行う登録をしている多摩地域の21市4町村で設置した協議会のこと。新規事業参入するNPO法人などの登録申請、必要性、安全性の確保などを協議する。

※51：住宅確保要配慮者（高齢者、障害者、子育て世帯など住宅の確保に特に配慮を要する者）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、地方公共団体や不動産関係団体、居住支援団体が連携し、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施するもの。

第5章 介護保険事業の基盤

現状と課題

介護保険サービスの受給率を見ると、在宅サービス、居住系サービス、施設サービスともに増加しています。全国、東京都と比較すると、在宅サービス、居住系サービスは全国平均及び東京都と比較して低い水準で推移していますが、施設サービスは全国平均及び東京都、近隣市より高い水準で推移している状況にあります。要因としては、全国の平均と比較して本市は施設サービスの整備状況が充実していることや、軽度認定率も低く在宅サービス等の利用が低くなっていることと分析しています。

在宅介護実態調査からは、中重度になっても「在宅で生活を継続できる」と考えている人は、訪問系サービスの利用回数が多いと考えられ、さらに同居の家族のいる世帯では、「訪問系」だけではなく、レスパイト機能をもつ「通所系」や「短期系」を含む利用が多くなっていると推測されています。

市の高齢者独居割合は全国平均及び東京都と比較して低い水準で推移しており、夫婦のみの世帯、その他の世帯の在宅療養生活を支えるためには、「通いを中心とした包括的サービス拠点」として「（看護）小規模多機能型居宅介護」などのサービスについて検討することが考えられます。

令和2（2020）年に居宅介護支援事業所のケアマネジャーを対象に実施した「在宅生活改善調査」結果からは、在宅サービスを利用している高齢者のうち、在宅での生活が難しいとケアマネジャーが判断した利用者は、105人で、そのうち50人は、生活の改善に必要なサービスとして「より適切な住まい・施設等」が必要であると回答しています。施設サービスとしては、「特別養護老人ホーム」と「認知症グループホーム」の割合が高く、「在宅サービス」では「通所系」「小規模多機能型居宅介護」「ショートステイ」の割合が高くなっており、住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などの住まいへの需要は低くなっています。

地域包括ケアシステムの実現に向け、在宅生活の継続に必要なサービスを整備するとともに、安心して暮らせる保健福祉都市を目指して「より適切な住まい・施設等」の整備も検討していきます。

第1節 日常生活圏域

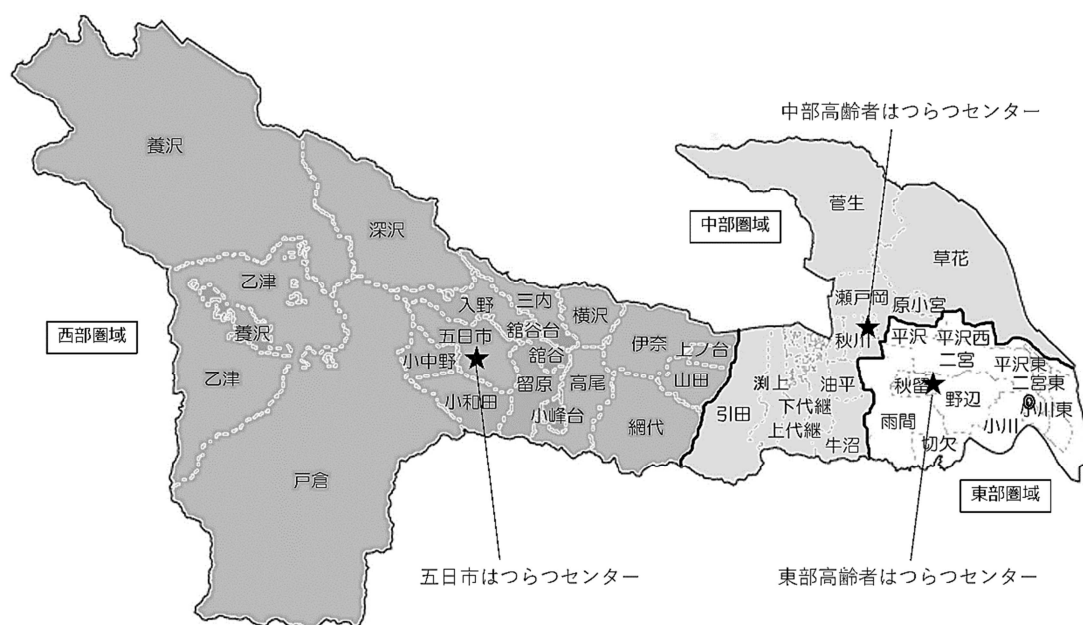
1 日常生活圏域の設定

第8期計画における日常生活圏域については、本市の現状と地域性を考慮し、旧町村である7つの地域を基準とし、充実した地域包括ケアシステムが構築できるよう、3つの日常生活圏域を設定しています。

	西部地域	中部地域	東部地域	合 計
地域包括支援センター	五日市 はつらつセンター	中部高齢者 はつらつセンター	東部高齢者 はつらつセンター	
住所	五日市 411 五日市出張所 1階 電話：569-8108	秋川 5丁目1番地 8 あきる台在宅医療福祉センター 2階 電話：550-6101	秋留 1-1-10 あきる野クリニック タウンA号1階 電話：559-1320	
担当地区	増戸地区、五日市地区、戸倉地区及び小宮地区	多西地区、西秋留地区及び秋川駅とその周辺地区	東秋留地区	
人口	20,819 人	33,378 人	26,095 人	80,292 人
高齢者人口	7,049 人	9,592 人	7,542 人	24,183 人
高齢化率	33.9%	28.7%	28.9%	30.1%
認定者数	1,045 人	1,447 人	1,007 人	3,697 人

※：認定者数に住所地特例者は含みません。（令和2（2020）年10月1日現在）

◆日常生活圏域



第2節 地域包括支援センター

1 地域包括支援センターの充実

(1) 地域包括支援センターの機能の充実

地域包括支援センターは「必要な支援を包括的に確保する」という理念のもと、行政（市町村）機能の一部として地域の最前線に立つ地域包括ケアシステムにおける中核的な機関です。このため、現状の課題や今後求められる役割を勘案しながら、複合的に機能強化を図ることが重要です。今後、地域の実情に合わせ、地域包括ケアシステムを効果的に機能させるため、以下の業務について包括的に取組を推進し、機能の充実を図ります。

◆地域包括支援センターの主な役割

①	②	③	④	⑤
介護予防 ケアマネジメント	総合相談支援業務	権利擁護業務	ケアマネジメント※52 支援業務	地域ケア会議の 開催

(2) 地域包括支援センターの運営

本市では現在「東部高齢者はつらつセンター」「中部高齢者はつらつセンター」「五日市はつらつセンター」の3つの地域包括支援センターが運営されています。

現在、市内3つの地域包括支援センターでは、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域で安心して尊厳あるその人らしい生活を継続していくことができるよう、個々の状況や変化に応じて、介護保険サービスのみならず、医療機関を始め、地域資源を活用したサービスの切れ目のない提供を目指して取り組んでいます。

日常生活圏域ごとに地域包括支援センターを設置することで、地域包括ケアシステムの機能強化に向けて、圏域ごとに介護サービス事業者、医療機関、民生・児童委員、ボランティア、その他の関係者との連携に努め、利用者の地域性や利便性を考慮しながら、取り組んでいきます。

(3) 介護予防ケアマネジメントの充実

地域包括支援センター等は、要支援者及び総合事業対象者※53から依頼を受けて、介護予防及び日常生活を支援するため、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、訪問型サービス、通所型サービス、その他生活支援サービスなど、要支援者等の状態等に合った適切なサービスが、包括的かつ効率的に提供されるよう介護予防ケアプランを作成しています。

今後も引き続き、介護予防と自立支援の視点を踏まえながら、対象者の心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、介護予防ケアプランを作成していきます。

※52：援助を必要としている方に対して、地域の様々な社会資源を活用し、サービス等を提供することにより、ニーズを満たすようにする援助の手法のこと。

※53：65歳以上の方で、要支援1・2の認定を受けている方及び要支援認定更新の時に「基本チェックリスト」により総合事業対象者と判定された方

第3節 介護基盤の整備

1 介護サービスの種類

介護サービスの種類には、以下のサービスがあります。

介護給付サービス	予防給付サービス
居宅サービス	介護予防居宅サービス
訪問介護	
訪問入浴介護	介護予防訪問入浴介護
訪問看護	介護予防訪問看護
訪問リハビリテーション	介護予防訪問リハビリテーション
居宅療養管理指導	介護予防居宅療養管理指導
通所介護	
通所リハビリテーション	介護予防通所リハビリテーション
短期入所生活介護	介護予防短期入所生活介護
短期入所療養介護	介護予防短期入所療養介護
特定施設入居者生活介護	介護予防特定施設入居者生活介護
福祉用具貸与	介護予防福祉用具貸与
特定福祉用具販売	特定介護予防福祉用具販売
住宅改修	介護予防住宅改修
居宅介護支援	介護予防支援
地域密着型サービス	地域密着型介護予防サービス
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	
夜間対応型訪問介護	
地域密着型通所介護	
認知症対応型通所介護	介護予防認知症対応型通所介護
小規模多機能型居宅介護	介護予防小規模多機能型居宅介護
認知症対応型共同生活介護	介護予防認知症対応型共同生活介護
地域密着型特定施設入居者生活介護	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	
看護小規模多機能型居宅介護	
施設サービス	
介護老人福祉施設	
介護老人保健施設	
介護療養型医療施設	
介護医療院	

2 地域密着型サービス※54

(1) 地域密着型サービスの整備及び利用者数

要介護状態になってもできるだけ住み慣れた地域で生活を継続するためには、地域密着型サービスの果たす役割は重要であり、地域包括ケアシステムを構築するためにも、地域の実情に応じた整備が必要となります。

第7期介護保険事業計画を踏まえ検討した結果、第8期介護保険事業計画期間中においては、次のとおりとします。

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に、又はそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行うものですが、市内には、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業所はありません。

第7期介護保険事業計画を踏まえ検討した結果、第8期介護保険事業計画期間中においても、原則、整備は行わないこととします。

② 夜間対応型訪問介護

事前登録をした利用者に、夜間を含めた定期巡回と通報による随時のサービスを提供するものですが、市内には、夜間対応型訪問介護の事業所はありません。

第7期介護保険事業計画を踏まえ検討した結果、第8期介護保険事業計画期間中においても、原則、整備は行わないこととします。

③ 地域密着型通所介護

地域密着型通所介護については、平成28（2016）年4月に定員18人以下の小規模な通所介護の事業所が地域密着型通所介護の事業所に移行し、市内に11か所あります。

本市の日常生活圏域により、通所介護事業所数に偏りがあることから、需要の動向や参入事業者の動向を注視していきます。参入事業者の相談があった場合には、地域包括支援センター運営協議会に諮り、整備の必要性について検討していきます。

④ 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

市内には、認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護（認知症デイサービス）事業所が1か所あります。

第7期介護保険事業計画を踏まえ検討した結果、第8期介護保険事業計画期間中においても、原則、新たな整備は行わないこととします。

※54：住み慣れた自宅や地域で可能な限り生活を続けられるように、地域ごとの実情に応じた柔軟な体制で提供される介護保険制度上のサービス区分のこと。地域密着型サービスは、原則として、居住している区市町村内でのみサービスの利用が可能である。

⑤小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

市内には、小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護の事業所が1か所あります。

第7期介護保険事業計画を踏まえ検討した結果、第8期介護保険事業計画期間中においては、西部地域の方が利用しやすい立地において、1か所の整備を目指します。

⑥認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

市内には、認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）が、3事業所・45床あります。

第7期介護保険事業計画を踏まえ検討した結果、第8期介護保険事業計画期間中においても、原則、新たな整備は行わないこととします。

⑦地域密着型特定施設入居者生活介護（小規模有料老人ホーム）

市内には、特定施設入居者生活介護（通常の有料老人ホーム）が3施設・102床あります。

第7期介護保険事業計画を踏まえ検討した結果、第8期介護保険事業計画期間中においても、原則、新たな整備は行わないこととします。

⑧地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特別養護老人ホーム）

市内には、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特別養護老人ホーム）事業所が1か所あります。

第7期介護保険事業計画を踏まえ検討した結果、第8期介護保険事業計画期間中においても、原則、新たな整備は行わないこととします。

⑨看護小規模多機能型居宅介護

要介護度が高く、医療ニーズの高い高齢者に対応するため、小規模多機能型居宅介護のサービスに加え、必要に応じて訪問看護を一体的に提供するものですが、市内には、看護小規模多機能型居宅介護の事業所はありません。

第7期介護保険事業計画を踏まえ検討した結果、第8期介護保険事業計画期間中においては、需要の動向や参入事業者の動向を踏まえ、引き続き、整備の必要性を検討していきます。

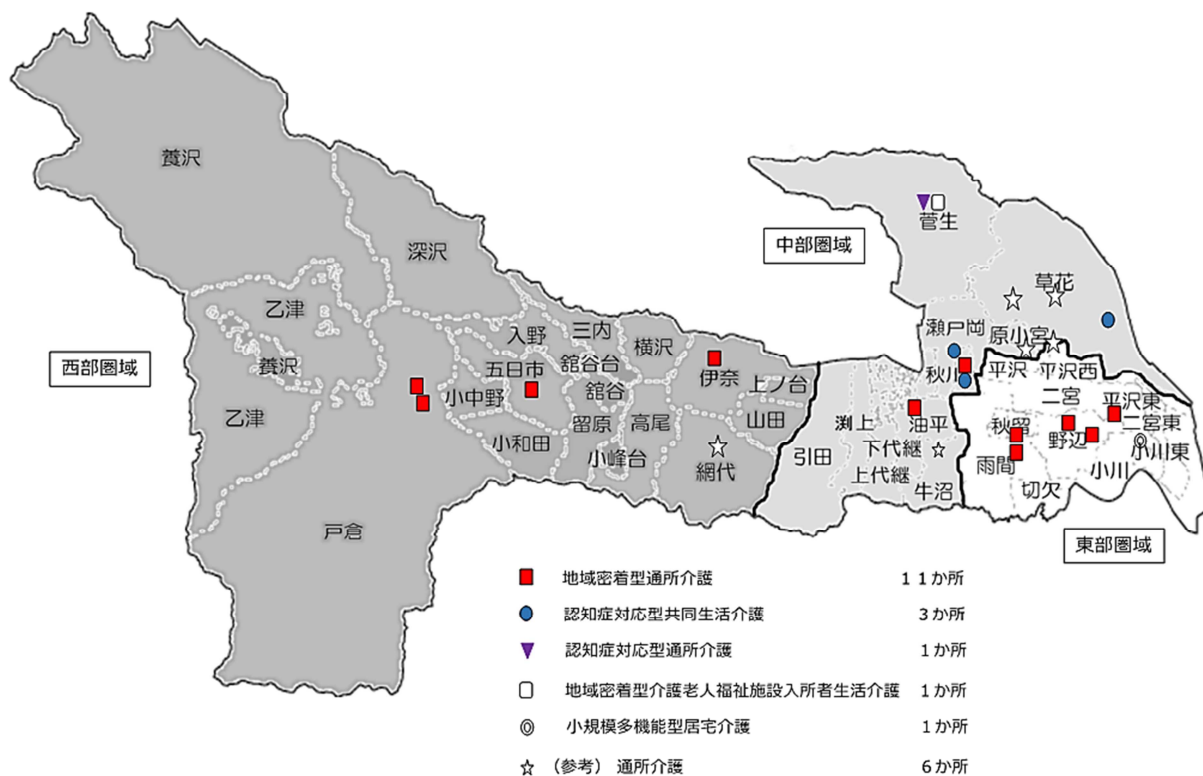
◆地域密着型サービスの整備一覧（一部予定を含む。）

			R3 年度 2021 年度	R4 年度 2022 年度	R5 年度 2023 年度
①	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	か所数	—	—	—
②	夜間対応型訪問介護	か所数	—	—	—
③	地域密着型通所介護	か所数	11	11	11
		定員数	141	141	141
④	認知症対応型通所介護 ・介護予防認知症対応型通所介護	か所数	1	1	1
		定員数	12	12	12
⑤	小規模多機能型居宅介護 ・介護予防小規模多機能型居宅介護	か所数	1	1	2
		定員数	29	29	47～58※
⑥	認知症対応型共同生活介護 ・介護予防認知症対応型共同生活介護	か所数	3	3	3
		定員数	45	45	45
⑦	地域密着型特定施設入居者生活介護 (小規模有料老人ホーム)	か所数	—	—	—
		定員数	—	—	—
⑧	地域密着型介護老人福祉施設入所者 生活介護 (小規模特別養護老人ホーム)	か所数	1	1	1
		定員数	29	29	29
⑨	看護小規模多機能型居宅介護	か所数	—	—	—
		定員数	—	—	—

※：（介護予防）小規模多機能型居宅介護の定員数は、登録定員である。また、令和5（2023）年度については、新規整備見込み数を含む。

（2）地域密着型サービスの整備状況

◆地域密着型サービスの整備マップ



3 施設サービス

施設サービスについては、既存施設のほか、近隣市町村に複数の新たな施設が開設されるなど、利用者の選択肢は拡大している状況です。

①介護老人福祉施設

市内には、定員 100 人前後の介護老人福祉施設（大規模特別養護老人ホーム）が 13 施設・1,320 床あり、第 8 期介護保険事業計画期間中においては、原則として新たな整備の必要はないといえます。

しかしながら、東京都においては、介護老人福祉施設のサービス量の確保が喫緊の課題であること及び市内における需要の増加に備えておく必要があることから、事業者から申出があった場合は、御堂中学校西側市有地を活用し、1 施設 100 床を限度に、先行して整備に着手できることとします。

②介護老人保健施設

市内には、介護老人保健施設が、3 施設・301 床あります。

第 7 期介護保険事業計画を踏まえ検討した結果、第 8 期介護保険事業計画期間中においても、原則、新たな整備は行わないこととします。

③介護療養型医療施設・介護医療院

介護療養型医療施設及び介護医療院については、現在、整備がされていません。また、介護療養型医療施設は、医療・介護の提供体制の一体的な整備等の方針のもと、設置期限が令和 5（2023）年度末までとなっており、介護療養病床の受け皿である介護医療院等へ転換等していくこととされています。

第 8 期介護保険事業計画期間中においては、介護療養型医療施設及び介護医療院のいずれについても、原則、新たな整備は行わないこととします。（※療養病床から介護医療院への転換は除く。）

④特定施設等

市内には、特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホーム）が 3 施設・102 床、軽費老人ホーム（ケアハウス）が 2 施設・98 床、住宅型有料老人ホームが 1 施設・17 床、サービス付き高齢者向け住宅が 2 施設・56 床あります。

第 7 期介護保険事業計画を踏まえ検討した結果、第 8 期介護保険事業計画期間中においても、原則、新たな整備は行わないこととします。

◆施設サービスの整備一覧

			R3 年度 2021 年度	R4 年度 2022 年度	R5 年度 2023 年度
①	介護老人福祉施設 (大規模特別養護老人ホーム)	か所数	13	13	13
		定員数	1,320	1,320	1,320
②	介護老人保健施設	か所数	3	3	3
		定員数	301	301	301
③	介護療養型医療施設	か所数	－	－	－
		定員数	－	－	－
	介護医療院	か所数	－	－	－
		定員数	－	－	－
④	特定施設入居者生活介護 ・介護予防特定施設入居者生活介護 (介護付き有料老人ホーム)	か所数	3	3	3
		定員数	102	102	102
	軽費老人ホーム (ケアハウス)	か所数	2	2	2
		定員数	98	98	98
	住宅型有料老人ホーム	か所数	1	1	1
		定員数	17	17	17
	サービス付き高齢者向け住宅	か所数	2	2	2
		定員数	56	56	56

第6章 介護保険事業量等の実績と見込み

第1節 サービス量の実績と見込み

1 介護保険事業のサービス体系

介護保険制度に基づくサービスと事業は、大きく分けると保険給付サービスと地域支援事業の2つになります。

(1) 保険給付サービス

保険給付は、要介護（要介護1～5）者を対象とする介護給付サービスと、要支援（要支援1・2）者を対象とする予防給付サービスがあります。

介護給付サービス	予防給付サービス
居宅サービス	介護予防居宅サービス
訪問介護	
訪問入浴介護	介護予防訪問入浴介護
訪問看護	介護予防訪問看護
訪問リハビリテーション	介護予防訪問リハビリテーション
居宅療養管理指導	介護予防居宅療養管理指導
通所介護	
通所リハビリテーション	介護予防通所リハビリテーション
短期入所生活介護	介護予防短期入所生活介護
短期入所療養介護	介護予防短期入所療養介護
特定施設入居者生活介護	介護予防特定施設入居者生活介護
福祉用具貸与	介護予防福祉用具貸与
特定福祉用具販売	特定介護予防福祉用具販売
住宅改修	介護予防住宅改修
居宅介護支援	介護予防支援
地域密着型サービス	地域密着型介護予防サービス
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	
夜間対応型訪問介護	
地域密着型通所介護	
認知症対応型通所介護	介護予防認知症対応型通所介護
小規模多機能型居宅介護	介護予防小規模多機能型居宅介護
認知症対応型共同生活介護	介護予防認知症対応型共同生活介護
地域密着型特定施設入居者生活介護	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	
看護小規模多機能型居宅介護	
施設サービス	
介護老人福祉施設	
介護老人保健施設	
介護療養型医療施設	
介護医療院	

（２）地域支援事業

保険給付サービス以外の事業として位置付けられている地域支援事業には、介護予防・日常生活支援総合事業として、介護予防に重点を置いた多様な主体による取組が加わり、介護予防・日常生活支援総合事業及び包括的支援事業・任意事業があります。

地域支援事業	
介護予防・日常生活支援総合事業	
	介護予防・生活支援サービス事業
	訪問型サービス（第１号訪問事業）
	通所型サービス（第１号通所事業）
	その他の生活支援サービス（第１号生活支援事業）
	介護予防ケアマネジメント（第１号介護予防支援事業）
	一般介護予防事業
	介護予防把握事業
	介護予防普及啓発事業
	地域介護予防活動支援事業
	一般介護予防事業評価事業
	地域リハビリテーション活動支援事業
包括的支援事業・任意事業	
	包括的支援事業（地域包括支援センター運営）及び任意事業
	地域包括支援センター運営事業
	介護給付等費用適正化事業
	家族介護支援事業
	その他任意事業（成年後見制度利用支援事業等）
	包括的支援事業（社会保障充実分）
	在宅医療・介護連携推進事業
	生活支援体制整備事業
	認知症初期集中支援推進事業
	認知症地域支援・ケア向上事業
	認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業
	地域ケア会議推進事業

2 サービス利用者数の実績と見込み

(1) 施設・居住系サービス利用者数

施設・居住系サービス利用者数については、令和 3（2021）年度から令和 5（2023）年度にかけて、1,087 人から 1,142 人へと 5.1%の増加が見込まれます。

利用者数 (人／月)		第 7 期			第 8 期			推計	
		実績		見込み	推計				
		H30 年度 2018 年度	R 1 年度 2019 年度	R 2 年度 2020 年度	R 3 年度 2021 年度	R 4 年度 2022 年度	R 5 年度 2023 年度	R 7 年度 2025 年度	R 22 年度 2040 年度
	介護老人福祉施設	498	501	519	537	548	563	596	599
	介護老人保健施設	281	300	331	341	350	359	380	380
	介護療養型医療施設	60	31	14	14	12	10	－	－
	介護医療院	0	27	37	42	46	52	56	57
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	29	29	28	29	29	29	29	29
施設サービス計		868	888	929	963	985	1,013	1,061	1,065
	(介護予防) 特定施設入居者生活介護	69	74	80	82	84	87	95	94
	(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	37	42	42	42	42	42	48	58
居住系サービス計		106	116	122	124	126	129	143	152
合計		974	1,004	1,051	1,087	1,111	1,142	1,204	1,217

※：平成 30（2018）年度及び令和元（2019）年度は、国民健康保険団体連合会年間給付実績による。

※：令和 2（2020）年度以降は、市の推計による。

(2) 居宅サービス利用者数

施設・居住系サービス以外の居宅サービスの利用者数は、令和 3（2021）年度から令和 5（2023）年度にかけて、1,897 人から 1,975 人へと 4.1%の増加が見込まれます。

利用者数 (人／月)	第 7 期			第 8 期			推計	
	実績		見込み	推計				
	H30 年度 2018 年度	R1 年度 2019 年度	R2 年度 2020 年度	R3 年度 2021 年度	R4 年度 2022 年度	R5 年度 2023 年度	R7 年度 2025 年度	R22 年度 2040 年度
介護給付 (要介護 1 ～ 5)	1,464	1,514	1,556	1,609	1,630	1,676	1,765	1,765
予防給付 (要支援 1 ・ 2)	243	250	281	288	292	299	316	316
合計	1,708	1,765	1,837	1,897	1,921	1,975	2,081	2,081

※：平成 30（2018）年度及び令和元（2019）年度は、国民健康保険団体連合会年間給付実績による。

※：令和 2（2020）年度は、国民健康保険団体連合会令和 2（2020）年 12 月審査分給付実績による。

※：令和 3（2021）年度以降の利用者数は、平成 30（2018）年度から令和 2（2020）年度までの利用率の平均と同率で推計している。

(3) サービス利用者数と利用率

施設・居住系サービス利用者及び居宅サービス利用者を合わせた全体のサービス利用者数は、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度にかけて、2,984人から3,117人へと4.5%の増加が見込まれます。

利用者数 (人／月)	第7期			第8期			推計	
	実績		見込み	推計				
	H30年度 2018年度	R1年度 2019年度	R2年度 2020年度	R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R7年度 2025年度	R22年度 2040年度
利用者数 計	2,681	2,768	2,888	2,984	3,032	3,117	3,285	3,298
居宅サービス	1,707	1,764	1,837	1,897	1,921	1,975	2,081	2,081
施設・居住系サービス	974	1,004	1,051	1,087	1,111	1,142	1,204	1,217
施設	868	888	929	963	985	1,013	1,061	1,065
居住系	106	116	122	124	126	129	143	152

利用者率（％）	第7期			第8期			推計	
	実績		見込み	推計				
	H30年度 2018年度	R1年度 2019年度	R2年度 2020年度	R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R7年度 2025年度	R22年度 2040年度
利用者率　計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
居宅サービス	63.7	63.7	63.6	63.6	63.4	63.4	63.4	63.1
施設・居住系サービス	36.4	36.3	36.4	36.4	36.6	36.6	36.6	36.9
施設	32.4	32.1	32.2	32.3	32.5	32.5	32.3	32.3
居住系	3.9	4.2	4.2	4.1	4.1	4.1	4.3	4.6

※：居宅サービスとは、施設・居住系以外のサービスのことを指します。

※：施設サービスとは、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を指します。

※：居住系サービスとは、（介護予防）特定施設入居者生活介護、（介護予防）認知症対応型共同生活介護を指します。

3 サービス利用量の実績と見込み

各サービスの利用量見込みについては、計画期間における利用者数や基盤整備の動向を踏まえ、また各サービスの利用実績等を加味して推計しています。

(1) 居宅サービス・介護予防居宅サービス

① 訪問介護

ホームヘルパーが要介護（要支援）認定者の居宅を訪問し、入浴・食事等の介護など日常生活上の支援を行います。

		第7期			第8期			推計	
		実績		見込み	推計				
		H30年度 2018年度	R1年度 2019年度	R2年度 2020年度	R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R7年度 2025年度	R22年度 2040年度
介護	人／年	4,730	5,047	5,076	5,136	5,196	5,340	5,532	5,760
	回／年	71,834	77,442	84,463	84,211	84,972	87,214	88,265	89,755

※：平成30（2018）年度及び令和元（2019）年度は、国民健康保険団体連合会年間給付実績による。

※：令和2（2020）年度以降は、市の推計による。

② 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

要介護（要支援）認定者の居宅を訪問し、浴槽を家庭に持ち込み、入浴の介助を行います。基本的には重度認定者を中心に提供されるサービスです。疾病などの理由により、一部軽度者の利用もあります。

		第 7 期			第 8 期			推計	
		実績		見込み	推計				
		H30 年度 2018 年度	R1 年度 2019 年度	R2 年度 2020 年度	R3 年度 2021 年度	R4 年度 2022 年度	R5 年度 2023 年度	R7 年度 2025 年度	R22 年度 2040 年度
介護	人／年	588	596	480	588	588	600	552	576
	回／年	2,863	3,103	2,519	3,163	3,163	3,223	2,947	3,091
予防	人／年	1	0	0	0	0	0	0	0

※：平成30（2018）年度及び令和元（2019）年度は国民健康保険団体連合会年間給付実績による。

※：令和2（2020）年度以降は市の推計による。

③ 訪問看護・介護予防訪問看護

医師の指示の下、看護師や理学療法士※55、作業療法士※56などが要介護（要支援）認定者の居宅を訪問し、一定期間にわたり療養上の管理や指導を行います。

		第 7 期			第 8 期			推計	
		実績		見込み	推計				
		H30 年度 2018 年度	R 1 年度 2019 年度	R 2 年度 2020 年度	R 3 年度 2021 年度	R 4 年度 2022 年度	R 5 年度 2023 年度	R 7 年度 2025 年度	R 22 年度 2040 年度
介護	人／年	2,507	2,982	3,300	3,468	3,492	3,612	3,792	4,620
	回／年	16,104	23,547	24,138	26,194	26,371	27,295	28,591	34,352
予防	人／年	285	352	348	360	372	396	420	444
	回／年	1,112	1,753	2,046	2,010	2,058	2,184	2,310	2,328

※：平成30（2018）年度及び令和元（2019）年度は、国民健康保険団体連合会年間給付実績による。

※：令和2（2020）年度以降は、市の推計による。

④ 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

医師の指示の下、理学療法士、作業療法士などが要介護（要支援）認定者の居宅を訪問し、一定期間にわたり理学療法・作業療法などのリハビリテーションを行います。

		第7期			第8期			推計	
		実績		見込み	推計				
		H30年度 2018年度	R1年度 2019年度	R2年度 2020年度	R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R7年度 2025年度	R22年度 2040年度
介護	人／年	2,134	1,412	1,536	1,536	1,536	1,584	1,584	1,680
	回／年	27,709	19,654	22,534	22,853	22,853	23,555	23,563	25,002
予防	人／年	283	163	108	168	180	192	180	192
	回／年	2,854	1,899	1,189	1,944	2,100	2,256	2,148	2,304

※：平成30（2018）年度及び令和元（2019）年度は、国民健康保険団体連合会年間給付実績による。

※：令和2（2020）年度以降は、市の推計による。

※55：PT（Physical Therapist）のこと。厚生労働大臣の免許を受け、医師の指示により、体操、マッサージ、温熱療法、電気療法、スポーツなど物理的な施術を通じて、身体や精神に障がいのある方にリハビリテーションを行う。

※56：OT（Occupational Therapist）のこと。厚生労働大臣の免許を受け、医師の指示により、手芸、歌、ゲームなどの作業療法を通じて、身体や精神に障がいのある人にリハビリテーションを行う。

⑤ 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師などが通院困難な要介護（要支援）認定者の居宅を訪問し、一定期間にわたり療養上の管理や指導を行います。

		第7期			第8期			推計	
		実績		見込み	推計				
		H30 年度 2018 年度	R1 年度 2019 年度	R2 年度 2020 年度	R3 年度 2021 年度	R4 年度 2022 年度	R5 年度 2023 年度	R7 年度 2025 年度	R22 年度 2040 年度
介護	人／年	3,465	3,666	3,372	3,672	3,672	3,804	3,948	4,560
予防	人／年	259	212	204	240	252	252	228	240

※：平成30（2018）年度及び令和元（2019）年度は、国民健康保険団体連合会年間給付実績による。

※：令和2（2020）年度以降は、市の推計による。

⑥ 通所介護

要介護（要支援）認定者が介護施設等に通い、一定期間にわたり入浴・食事等の介護などを受けるとともに、レクリエーションや日常生活訓練などの機能訓練を行います。

		第7期			第8期			推計	
		実績		見込み	推計				
		H30 年度 2018 年度	R1 年度 2019 年度	R2 年度 2020 年度	R3 年度 2021 年度	R4 年度 2022 年度	R5 年度 2023 年度	R7 年度 2025 年度	R22 年度 2040 年度
介護	人／年	5,213	5,195	5,028	5,208	5,256	5,424	5,340	5,700
	回／年	48,340	48,918	45,102	48,690	49,226	50,922	50,238	53,798

※：平成30（2018）年度及び令和元（2019）年度は、国民健康保険団体連合会年間給付実績による。

※：令和2（2020）年度以降は、市の推計による。

⑦ 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

要介護（要支援）認定者が介護老人保健施設や医療機関などに通い、一定期間にわたり医師の指示により理学療法・作業療法などのリハビリテーションを行います。

		第 7 期			第 8 期			推計	
		実績		見込み	推計				
		H30 年度 2018 年度	R1 年度 2019 年度	R2 年度 2020 年度	R3 年度 2021 年度	R4 年度 2022 年度	R5 年度 2023 年度	R7 年度 2025 年度	R22 年度 2040 年度
介護	人／年	5,710	6,163	5,784	6,252	6,288	6,504	6,732	7,692
	回／年	46,841	50,059	44,182	49,042	49,530	51,216	52,944	60,566
予防	人／年	1,045	1,174	1,032	1,212	1,224	1,248	1,104	1,104

※：平成 30（2018）年度及び令和元（2019）年度は、国民健康保険団体連合会年間給付実績による。

※：令和 2（2020）年度以降は、市の推計による。

⑧ 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

利用者の心身の状況や介護者の負担軽減等を図るため、要介護（要支援）認定者が、特別養護老人ホーム等に短期間入所し、入浴・食事等の介護と日常生活上の援助と機能訓練を行います。

		第 7 期			第 8 期			推計	
		実績		見込み	推計				
		H 30 年度 2018 年度	R 1 年度 2019 年度	R 2 年度 2020 年度	R 3 年度 2021 年度	R 4 年度 2022 年度	R 5 年度 2023 年度	R 7 年度 2025 年度	R 22 年度 2040 年度
介護	人／年	1,713	1,750	1,464	1,668	1,716	1,812	1,848	2,220
	日／年	16,412	17,834	16,872	17,849	18,415	19,476	19,742	24,122
予防	人／年	47	40	12	36	36	36	48	48
	日／年	195	172	13	156	156	156	216	216

※：平成 30（2018）年度及び令和元（2019）年度は、国民健康保険団体連合会年間給付実績による。

※：令和 2（2020）年度以降は、市の推計による。

⑨ 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

利用者の心身の状況や介護者の負担軽減等を図るため、要介護（要支援）認定者が、介護老人保健施設や介護医療院等に短期間入所し、看護及び医学的管理の下で、介護・機能訓練等の必要な医療や日常生活上の援助と機能訓練を行います。

		第 7 期			第 8 期			推計	
		実績		見込み	推計				
		H30 年度 2018 年度	R 1 年度 2019 年度	R 2 年度 2020 年度	R 3 年度 2021 年度	R 4 年度 2022 年度	R 5 年度 2023 年度	R 7 年度 2025 年度	R 22 年度 2040 年度
介護	人／年	334	344	108	324	360	360	336	360
	日／年	2,147	2,407	595	1,631	1,792	1,792	1,661	1,678
予防	人／年	5	5	0	12	12	12	12	12
	日／年	16	22	0	36	36	36	36	36

※：平成 30（2018）年度及び令和元（2019）年度は、国民健康保険団体連合会年間給付実績による。

※：令和 2（2020）年度以降は、市の推計による。

⑩ 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームや軽費老人ホーム（ケアハウス）などに入居している要介護（要支援）認定者に対し、特定施設サービス計画に基づいて、一定期間にわたり入浴・食事等の介護、日常生活上の援助、機能訓練、療養上の援助を行います。

		第 7 期			第 8 期			推計	
		実績		見込み	推計				
		H30 年度 2018 年度	R 1 年度 2019 年度	R 2 年度 2020 年度	R 3 年度 2021 年度	R 4 年度 2022 年度	R 5 年度 2023 年度	R 7 年度 2025 年度	R 22 年度 2040 年度
介護	人／年	692	763	852	864	888	924	996	984
予防	人／年	138	126	108	120	120	120	144	144

※：平成 30（2018）年度及び令和元（2019）年度は、国民健康保険団体連合会年間給付実績による。

※：令和 2（2020）年度以降は、市の推計による。

⑪ 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

介護予防の促進や要介護（要支援）認定者の日常生活の自立を助けることを目的として、日常生活上の便宜を図る用具や機能訓練のための用具を貸与します。

		第7期			第8期			推計	
		実績		見込み	推計				
		H30 年度 2018 年度	R1 年度 2019 年度	R2 年度 2020 年度	R3 年度 2021 年度	R4 年度 2022 年度	R5 年度 2023 年度	R7 年度 2025 年度	R22 年度 2040 年度
介護	人／年	10,480	10,960	11,424	11,844	11,868	12,192	12,912	15,768
予防	人／年	1,709	1,740	2,052	2,004	2,028	2,028	2,148	2,304

※：平成30（2018）年度及び令和元（2019）年度は、国民健康保険団体連合会年間給付実績による。

※：令和2（2020）年度以降は、市の推計による。

⑫ 特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売

貸与になじまない入浴や排せつのための用具の購入費の一部を支給します。

		第 7 期			第 8 期			推計	
		実績		見込み	推計				
		H 30 年度 2018 年度	R 1 年度 2019 年度	R 2 年度 2020 年度	R 3 年度 2021 年度	R 4 年度 2022 年度	R 5 年度 2023 年度	R 7 年度 2025 年度	R 22 年度 2040 年度
介護	人／年	193	196	180	216	216	216	204	252
予防	人／年	34	36	36	48	48	48	48	48

※：平成30（2018）年度及び令和元（2019）年度は、国民健康保険団体連合会年間給付実績による。

※：令和2（2020）年度以降は、市の推計による。

（2）地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の訪問対応を行うサービスです。

		第7期			第8期			推計	
		実績		見込み	推計				
		H30 年度 2018 年度	R1 年度 2019 年度	R2 年度 2020 年度	R3 年度 2021 年度	R4 年度 2022 年度	R5 年度 2023 年度	R7 年度 2025 年度	R22 年度 2040 年度
介護	人／年	0	0	0	0	0	0	0	0

※：平成30（2018）年度及び令和元（2019）年度は、国民健康保険団体連合会年間給付実績による。

※：令和2（2020）年度以降は、市の推計による。

② 夜間対応型訪問介護

夜間において、定期的な巡回による訪問介護サービス、随時の訪問介護サービス、通報に応じて調整・対応するオペレーションサービスを行います。

		第7期			第8期			推計	
		実績		見込み	推計				
		H30年度 2018年度	R1年度 2019年度	R2年度 2020年度	R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R7年度 2025年度	R22年度 2040年度
介護	人／年	0	0	0	0	0	0	0	0

※：平成30（2018）年度及び令和元（2019）年度は、国民健康保険団体連合会年間給付実績による。

※：令和2（2020）年度以降は、市の推計による。

③ 地域密着型通所介護

要介護（要支援）認定者が介護施設等に通い、一定期間にわたり入浴・食事等の介護などを受けるとともに、レクリエーションや日常生活訓練などの機能訓練を行います。このうち、地域密着型通所介護は、定員18人以下のものです。

		第7期			第8期			推計	
		実績		見込み	推計				
		H30年度 2018年度	R1年度 2019年度	R2年度 2020年度	R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R7年度 2025年度	R22年度 2040年度
介護	人／年	2,444	2,810	2,712	2,808	2,832	2,940	3,084	3,504
	回／年	22,449	25,974	27,356	28,130	28,314	29,416	30,886	35,441

※：平成30（2018）年度及び令和元（2019）年度は、国民健康保険団体連合会年間給付実績による。

※：令和2（2020）年度以降は、市の推計による。

④ 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

要介護（要支援）認定者のうち認知症の方について、介護施設等に通い、入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の援助を受けるとともに、機能訓練を行います。

		第 7 期			第 8 期			推計	
		実績		見込み	推計				
		H30 年度 2018 年度	R1 年度 2019 年度	R2 年度 2020 年度	R3 年度 2021 年度	R4 年度 2022 年度	R5 年度 2023 年度	R7 年度 2025 年度	R22 年度 2040 年度
介護	人／年	360	397	336	420	420	444	456	588
	回／年	2,702	3,000	2,765	3,359	3,319	3,484	3,511	4,524
予防	人／年	0	0	0	0	0	0	0	0
	回／年	0	0	0	0	0	0	0	0

※：平成30（2018）年度及び令和元（2019）年度は、国民健康保険団体連合会年間給付実績による。

※：令和2（2020）年度以降は、市の推計による。

⑤ 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

通所介護を基本として、利用者の様態や希望に応じて、随時、訪問介護や泊まりのできる機能を併せもつことにより、在宅での生活を支援するサービスです。

		第 7 期			第 8 期			推計	
		実績		見込み	推計				
		H30 年度 2018 年度	R 1 年度 2019 年度	R 2 年度 2020 年度	R 3 年度 2021 年度	R 4 年度 2022 年度	R 5 年度 2023 年度	R 7 年度 2025 年度	R22 年度 2040 年度
介護	人／年	165	182	192	192	204	300	420	504
予防	人／年	47	39	60	60	60	84	108	120

※：平成30（2018）年度及び令和元（2019）年度は、国民健康保険団体連合会年間給付実績による。

※：令和2（2020）年度以降は、市の推計による。

⑥ 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

要介護（要支援）認定者のうち認知症の方（認知症の原因となる疾患が急性の状態にある方を除く。）について、その共同生活を営むべき住居において、入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の援助及び機能訓練を行います。

		第 7 期			第 8 期			推計	
		実績		見込み	推計				
		H30 年度 2018 年度	R 1 年度 2019 年度	R 2 年度 2020 年度	R 3 年度 2021 年度	R 4 年度 2022 年度	R 5 年度 2023 年度	R 7 年度 2025 年度	R 22 年度 2040 年度
介護	人／年	438	504	504	504	504	504	576	696
予防	人／年	0	0	0	0	0	0	0	0

※：平成 30（2018）年度及び令和元（2019）年度は、国民健康保険団体連合会年間給付実績による。

※：令和 2（2020）年度以降は、市の推計による。

⑦ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特別養護老人ホーム）

地域密着型介護老人福祉施設は、定員 30 人未満の小規模特別養護老人ホームで、圏域内の利用者を中心に入所サービスを提供する施設です。

		第 7 期			第 8 期			推計	
		実績		見込み	推計				
		H30 年度 2018 年度	R 1 年度 2019 年度	R 2 年度 2020 年度	R 3 年度 2021 年度	R 4 年度 2022 年度	R 5 年度 2023 年度	R 7 年度 2025 年度	R 22 年度 2040 年度
介護	人／年	353	350	336	348	348	348	348	348

※：平成 30（2018）年度及び令和元（2019）年度は、国民健康保険団体連合会年間給付実績による。

※：令和 2（2020）年度以降は、市の推計による。

⑧ 看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護など、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせて提供するサービスです。

		第 7 期			第 8 期			推計	
		実績		見込み	推計				
		H30 年度 2018 年度	R 1 年度 2019 年度	R 2 年度 2020 年度	R 3 年度 2021 年度	R 4 年度 2022 年度	R 5 年度 2023 年度	R 7 年度 2025 年度	R 22 年度 2040 年度
介護	人／年	0	0	0	0	0	0	0	0

※：平成 30（2018）年度及び令和元（2019）年度は、国民健康保険団体連合会年間給付実績による。

※：令和 2（2020）年度以降は、市の推計による。

（３）住宅改修・介護予防住宅改修及び居宅介護支援・介護予防支援

① 住宅改修・介護予防住宅改修

居宅での自立した生活や介護を支援するため、必要となる手すりの取付け、段差解消等の工事が支給対象となります。

		第 7 期			第 8 期			推計	
		実績		見込み	推計				
		H 30 年度 2018 年度	R 1 年度 2019 年度	R 2 年度 2020 年度	R 3 年度 2021 年度	R 4 年度 2022 年度	R 5 年度 2023 年度	R 7 年度 2025 年度	R 22 年度 2040 年度
介護	人／年	196	194	108	192	192	192	192	252
予防	人／年	60	69	84	84	84	84	96	96

※：平成 30（2018）年度及び令和元（2019）年度は、国民健康保険団体連合会年間給付実績による。

※：令和 2（2020）年度以降は、市の推計による。

② 居宅介護支援・介護予防支援

利用者のアセスメント※57などの居宅サービス計画、介護予防サービス計画（ケアプラン）の作成に関わる業務や、サービスの実施状況の把握などの給付管理業務を行います。

		第 7 期			第 8 期			推計	
		実績		見込み	推計				
		H30 年度 2018 年度	R1 年度 2019 年度	R2 年度 2020 年度	R3 年度 2021 年度	R4 年度 2022 年度	R5 年度 2023 年度	R7 年度 2025 年度	R22 年度 2040 年度
介護	人／年	17,374	18,027	18,060	18,624	18,780	19,344	19,932	22,452
予防	人／年	2,822	2,924	3,168	3,288	3,324	3,408	3,612	3,888

※：平成 30（2018）年度及び令和元（2019）年度は、国民健康保険団体連合会年間給付実績による。

※：令和 2（2020）年度以降は、市の推計による。

※57：初期評価、事前評価及び再評価。福祉分野においては、介護や援助を受けている対象者の状態や容態を評価することを指す。ケアプランの定期的な見直しに伴って行われる諸手続のこと。

（４）施設サービス

① 介護老人福祉施設

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に入所する要介護認定者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の援助、機能訓練、健康管理及び療養上の援助を行います。

		第 7 期			第 8 期			推計	
		実績		見込み	推計				
		H30 年度 2018 年度	R 1 年度 2019 年度	R 2 年度 2020 年度	R 3 年度 2021 年度	R 4 年度 2022 年度	R 5 年度 2023 年度	R 7 年度 2025 年度	R 22 年度 2040 年度
介護	人／年	5,970	6,014	6,228	6,444	6,576	6,756	7,152	7,188

※：平成 30（2018）年度及び令和元（2019）年度は、国民健康保険団体連合会年間給付実績による。

※：令和 2（2020）年度以降は、市の推計による。

② 介護老人保健施設

介護老人保健施設に入所する要介護認定者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の援助を行います。

		第 7 期			第 8 期			推計	
		実績		見込み	推計				
		H30 年度 2018 年度	R 1 年度 2019 年度	R 2 年度 2020 年度	R 3 年度 2021 年度	R 4 年度 2022 年度	R 5 年度 2023 年度	R 7 年度 2025 年度	R 22 年度 2040 年度
介護	人／年	3,377	3,597	3,972	4,092	4,200	4,308	4,560	4,560

※：平成 30（2018）年度及び令和元（2019）年度は、国民健康保険団体連合会年間給付実績による。

※：令和 2（2020）年度以降は、市の推計による。

③介護療養型医療施設

介護療養型医療施設に入所する要介護認定者に対し、施設サービス計画に基づいて、医療処置や機能訓練、その他の必要な日常生活上の援助を行います。また、医療・介護の提供体制の一体的な整備等の方針の下、設置期限が令和5（2023）年度末までとなっています。

		第 7 期			第 8 期			推計	
		実績		見込み	推計				
		H30 年度 2018 年度	R 1 年度 2019 年度	R 2 年度 2020 年度	R 3 年度 2021 年度	R 4 年度 2022 年度	R 5 年度 2023 年度	R 7 年度 2025 年度	R 22 年度 2040 年度
介護	人／年	723	370	168	168	144	120	－	－

※：平成30（2018）年度及び令和元（2019）年度は、国民健康保険団体連合会年間給付実績による。

※：令和2（2020）年度以降は、市の推計による。

④介護医療院

介護医療院は、介護療養病床の新しい受け皿となる新しい介護保険施設です。

介護医療院に入所する要介護認定者に対し、施設サービス計画に基づいて、生活の場、長期療養のための医療と日常生活上の介護を一体的に提供し、ターミナル※58や看取りにも対応します。

		第 7 期			第 8 期			推計	
		実績		見込み	推計				
		H30 年度 2018 年度	R 1 年度 2019 年度	R 2 年度 2020 年度	R 3 年度 2021 年度	R 4 年度 2022 年度	R 5 年度 2023 年度	R 7 年度 2025 年度	R 22 年度 2040 年度
介護	人／年	0	319	444	504	552	624	672	684

※：平成30（2018）年度及び令和元（2019）年度は、国民健康保険団体連合会年間給付実績による。

※：令和2（2020）年度以降は、市の推計による。

※58：終末期のこと。ターミナルケアとは、治癒の可能性のない末期患者に対し延命を行わず、残された時間の苦痛をなくし、その人らしい生活ができるよう、身体的・心理的・社会的・宗教的側面を包括した医療や介護のこと。終末期医療や終末期看護とも呼ばれる。

第2節 地域支援事業の見込み

地域支援事業は、高齢者が要介護状態になることを予防又は要介護状態等の軽減、若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援のための施策を一体的に行う事業です。

地域支援事業は、介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）及び包括的支援事業・任意事業からなります。

1 介護予防・日常生活支援総合事業の見込み

総合事業は、地域包括支援センターや市町村窓口において生活の困りごと等の相談をした高齢者に対して、要支援認定や基本チェックリストを実施し、利用すべきサービスの区分を行い、総合事業のみの利用者には、地域包括支援センターにおいて介護予防ケアマネジメントを実施します。総合事業のサービスである訪問型サービス等の見込み数は以下のとおりです。

【利用者数】

（単位：人）

	第7期			第8期			推計	
	実績		見込み	推計				
	H30 年度 2018 年度	R1 年度 2019 年度	R2 年度 2020 年度	R3 年度 2021 年度	R4 年度 2022 年度	R5 年度 2023 年度	R7 年度 2025 年度	R22 年度 2040 年度
訪問介護相当 サービス		3	5	3	3	3	4	7
訪問型サービス A	111	114	103	117	120	123	130	194
通所介護相当 サービス	180	194	209	217	221	223	225	279
通所型サービス C（短期集中予 防サービス）	－	－	－	30	30	45	65	90

※：平成30（2018）年度及び令和元（2019）年度は、国民健康保険団体連合会年間給付実績による。

※：令和2（2020）年度以降は、市の推計による。

【 給付額の見込み 】

(単位 : 千円)

	第 7 期			第 8 期			推計	
	実績		見込み	推計				
	H30 年度 2018 年度	R 1 年度 2019 年度	R 2 年度 2020 年度	R 3 年度 2021 年度	R 4 年度 2022 年度	R 5 年度 2023 年度	R 7 年度 2025 年度	R 22 年度 2040 年度
訪問介護相当サービス	807	717	1,051	835	856	876	932	1,398
訪問型サービス A	17,071	17,546	16,348	18,011	18,453	18,894	19,722	29,582
通所介護相当サービス	58,789	64,709	69,712	72,380	73,715	74,382	75,049	93,061
通所型サービス C（短期集中予防サービス）	0	0	0	2,881	4,322	4,322	6,483	8,644
介護予防ケアマネジメント	9,906	11,161	13,200	14,033	14,324	14,533	15,165	14,354

※ : 平成 30 (2018) 年度及び令和元 (2019) 年度は、国民健康保険団体連合会年間給付実績による。

※ : 令和 2 (2020) 年度以降は、市の推計による。

【 指定事業所等の数 (令和 3 (2021) 年度末現在) 】 (単位 : 事業所)

	事業所数
訪問介護相当サービス	12
訪問型サービス A	12
通所介護相当サービス	12
通所型サービス C (短期集中予防サービス)	2

※ : 「訪問介護相当サービス」及び「訪問型サービス A」については、重複がある。

※ : 「通所型サービス C (短期集中予防サービス)」については、令和 2 (2020) 年度に委託をする予定の延べ事業者数である。

2 包括的支援事業・任意事業の見込み

包括的支援事業の実施拠点となる地域包括支援センターは、平成 31（2019）年 4 月に 1 か所新設し、現在、市内に 3 か所設置されており、地域の身近な相談窓口として専門職が相談対応を行っています。今後、後期高齢者人口の増加に伴い、相談対応件数の増加が見込まれます。

包括的 支援事業	第 7 期			第 8 期			推計	
	実績		見込み	推計				
	H30 年度 2018 年度	R1 年度 2019 年度	R2 年度 2020 年度	R3 年度 2021 年度	R4 年度 2022 年度	R5 年度 2023 年度	R7 年度 2025 年度	R22 年度 2040 年度
地域包括支援 センター設置数	2	3	3	3	3	3	3	3
相談対応件数	6,643	6,908	6,400	6,600	6,800	7,000	7,400	9,000

任意事業	第 7 期			第 8 期			推計	
	実績		見込み	推計				
	H 30 年度 2018 年度	R 1 年度 2019 年度	R 2 年度 2020 年度	R 3 年度 2021 年度	R 4 年度 2022 年度	R 5 年度 2023 年度	R 7 年度 2025 年度	R 22 年度 2040 年度
家族介護教室 開催回数	9	9	6	9	9	9	9	9
参加者数 (人)	193	152	60	135	180	180	180	180

第7章 介護保険事業費等の実績と見込み

第1節 保険給付費の実績と見込み

1 第7期の介護サービス・介護予防サービス給付費の実績

第7期計画（平成30（2018）年度から令和2（2020）年度まで）の介護サービス・介護予防サービスの計画値、実績値、対計画比は、次のとおりです。

◆第7期計画期間の介護サービス給付費の実績（令和2年度は見込み）（単位：千円）

居宅サービス		H30年度 2018年度	R1年度 2019年度	R2年度 2020年度
訪問介護	計画値	263,161	280,317	293,331
	実績値	231,393	249,368	270,502
	対計画比	88%	89%	92%
訪問入浴介護	計画値	36,313	39,421	40,898
	実績値	36,336	39,719	32,082
	対計画比	100%	101%	78%
訪問看護	計画値	104,407	112,633	120,288
	実績値	107,306	132,235	140,592
	対計画比	103%	117%	117%
訪問リハビリテーション	計画値	87,657	91,530	94,378
	実績値	81,013	57,863	65,788
	対計画比	92%	63%	70%
居宅療養管理指導	計画値	34,864	36,465	37,576
	実績値	35,712	40,965	40,550
	対計画比	102%	112%	108%
通所介護	計画値	460,456	492,886	523,086
	実績値	370,504	379,391	378,262
	対計画比	80%	77%	72%
通所リハビリテーション	計画値	480,789	497,274	513,680
	実績値	420,217	440,161	394,298
	対計画比	87%	89%	77%
短期入所生活介護	計画値	138,352	143,220	148,851
	実績値	139,404	154,232	155,428
	対計画比	101%	108%	104%
短期入所療養介護	計画値	29,080	30,418	30,418
	実績値	23,152	25,430	9,904
	対計画比	80%	84%	33%
福祉用具貸与	計画値	151,745	157,978	162,328
	実績値	147,016	155,839	167,023
	対計画比	97%	99%	103%

居宅サービス		H30 年度 2018 年度	R 1 年度 2019 年度	R 2 年度 2020 年度
特定福祉用具購入	計画値	7,423	7,423	7,423
	実績値	6,246	6,031	7,099
	対計画比	84%	81%	96%
住宅改修	計画値	18,479	19,501	19,501
	実績値	17,564	17,512	11,261
	対計画比	95%	90%	58%
特定施設入居者生活介護	計画値	131,683	141,049	148,204
	実績値	125,898	140,226	158,609
	対計画比	96%	99%	107%

地域密着型サービス		H30 年度 2018 年度	R 1 年度 2019 年度	R 2 年度 2020 年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	計画値	0	0	0
	実績値	0	0	0
	対計画比	—	—	—
夜間対応型訪問介護	計画値	0	0	0
	実績値	0	0	0
	対計画比	—	—	—
認知症対応型通所介護	計画値	31,368	31,382	31,382
	実績値	27,454	31,223	28,678
	対計画比	88%	99%	91%
小規模多機能型居宅介護	計画値	35,280	36,864	36,864
	実績値	31,189	38,443	37,679
	対計画比	88%	104%	102%
認知症対応型共同生活介護	計画値	117,871	127,173	133,377
	実績値	114,230	129,632	129,000
	対計画比	97%	102%	97%
地域密着型 特定施設入居者生活介護	計画値	0	0	0
	実績値	0	0	0
	対計画比	—	—	—
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	計画値	98,877	98,921	98,921
	実績値	100,309	100,256	102,985
	対計画比	101%	101%	104%
看護小規模多機能型居宅介護	計画値	0	0	0
	実績値	0	0	0
	対計画比	—	—	—
地域密着型通所介護	計画値	195,266	213,278	227,580
	実績値	171,596	200,228	208,893
	対計画比	88%	94%	92%

施設サービス		H30 年度 2018 年度	R1 年度 2019 年度	R2 年度 2020 年度
介護老人福祉施設	計画値	1,470,659	1,489,464	1,510,636
	実績値	1,534,556	1,575,906	1,626,731
	対計画比	104%	106%	108%
介護老人保健施設	計画値	885,826	983,436	1,081,478
	実績値	896,436	976,207	1,101,919
	対計画比	101%	99%	102%
介護療養型医療施設及び介護医療院	計画値	260,552	260,650	260,650
	実績値	257,674	263,030	258,669
	対計画比	99%	101%	99%

居宅介護支援		H30 年度 2018 年度	R1 年度 2019 年度	R2 年度 2020 年度
居宅介護支援	計画値	244,191	252,891	260,538
	実績値	256,352	266,727	268,814
	対計画比	105%	105%	103%

介護サービス給付費（Ⅰ）		H30 年度 2018 年度	R1 年度 2019 年度	R2 年度 2020 年度
合 計	計画値	5,284,299	5,544,174	5,781,388
	実績値	5,131,557	5,420,624	5,594,766
	対計画比	97%	98%	97%

◆第7期計画期間の介護予防サービス給付費の実績（令和2年度は見込み）（単位：千円）

居宅サービス		H30年度 2018年度	R1年度 2019年度	R2年度 2020年度
介護予防訪問入浴介護	計画値	0	0	0
	実績値	9	0	0
	対計画比	－	－	－
介護予防訪問看護	計画値	6,214	6,666	6,666
	実績値	7,045	8,785	9,465
	対計画比	113%	132%	142%
介護予防訪問リハビリテーション	計画値	9,661	10,087	10,087
	実績値	8,370	5,586	3,763
	対計画比	87%	55%	37%
介護予防居宅療養管理指導	計画値	2,409	2,520	2,520
	実績値	2,397	1,962	2,018
	対計画比	100%	78%	80%
介護予防通所リハビリテーション	計画値	42,058	43,760	44,965
	実績値	37,834	43,193	39,969
	対計画比	90%	99%	89%
介護予防短期入所生活介護	計画値	839	839	839
	実績値	1,371	1,178	421
	対計画比	163%	140%	50%
介護予防短期入所療養介護	計画値	0	0	0
	実績値	144	165	0
	対計画比	－	－	－
介護予防福祉用具貸与	計画値	8,018	8,353	8,550
	実績値	8,425	9,192	11,655
	対計画比	105%	110%	136%
特定介護予防福祉用具販売	計画値	1,276	1,276	1,276
	実績値	695	901	781
	対計画比	54%	71%	61%
介護予防住宅改修	計画値	8,866	8,866	8,866
	実績値	5,011	6,747	8,550
	対計画比	57%	76%	96%
介護予防特定施設入居者生活介護	計画値	8,822	9,424	10,995
	実績値	9,383	9,054	7,156
	対計画比	106%	96%	65%

地域密着型サービス		H30 年度 2018 年度	R1 年度 2019 年度	R2 年度 2020 年度
介護予防認知症対応型通所介護	計画値	0	0	0
	実績値	0	0	0
	対計画比	—	—	—
介護予防小規模多機能型居宅介護	計画値	4,620	4,623	4,623
	実績値	3,280	2,701	4,567
	対計画比	71%	58%	99%
介護予防認知症対応型共同生活介護	計画値	1,508	1,509	3,018
	実績値	0	0	0
	対計画比	0%	0%	0%

介護予防支援		H30 年度 2018 年度	R1 年度 2019 年度	R2 年度 2020 年度
介護予防支援	計画値	17,832	18,585	19,044
	実績値	13,350	14,023	14,985
	対計画比	75%	75%	79%

介護予防サービス給付費（Ⅱ）		H30 年度 2018 年度	R1 年度 2019 年度	R2 年度 2020 年度
合 計	計画値	112,123	116,508	121,449
	実績値	97,521	103,487	103,330
	対計画比	87%	89%	85%

総給付費合計		H30 年度 2018 年度	R1 年度 2019 年度	R2 年度 2020 年度
介護サービス（Ⅰ）＋ 介護予防サービス（Ⅱ）	計画値	5,396,422	5,660,682	5,902,837
	実績値	5,229,078	5,524,111	5,698,096
	対計画比	97%	98%	97%

※：平成 30（2018）年度及び令和元（2019）年度は、国民健康保険団体連合会年間給付実績による。

※：令和 2（2020）年度以降は、市の推計による。

2 第8期の介護サービス・介護予防サービス給付費の見込み

第8期の介護サービス・介護予防サービス給付費は、次のとおり見込まれます。

◆介護サービス給付費の見込み

(単位：千円)

居宅サービス	第8期			R7年度 2025年度	R22年度 2040年度
	R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度		
訪問介護	274,073	276,701	283,910	287,426	292,491
訪問入浴介護	40,835	40,858	41,625	37,991	39,808
訪問看護	156,069	157,179	162,744	170,292	204,293
訪問リハビリテーション	68,059	68,097	70,171	70,293	74,702
居宅療養管理指導	42,817	42,844	44,377	46,052	53,233
通所介護	397,332	401,670	416,113	412,995	448,271
通所リハビリテーション	434,821	438,811	453,445	464,571	529,465
短期入所生活介護	160,354	165,419	175,265	177,531	218,760
短期入所療養介護	17,780	19,569	19,569	18,177	18,143
福祉用具貸与	176,825	177,134	182,983	194,320	242,995
特定福祉用具購入	6,648	6,648	6,648	6,137	7,824
住宅改修	17,308	17,308	17,308	17,308	22,621
特定施設入居者生活介護	165,583	170,549	176,549	190,517	188,045

地域密着型サービス	第8期			R7年度 2025年度	R22年度 2040年度
	R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	36,567	36,248	38,131	38,634	49,975
小規模多機能型居宅介護	40,698	44,324	64,423	90,595	109,755
認知症対応型共同生活介護	135,167	135,242	135,242	154,646	186,862
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	105,380	105,438	105,438	105,438	105,438
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	224,867	225,791	234,558	247,180	289,131

施設サービス	第8期			R7年度 2025年度	R22年度 2040年度
	R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度		
介護老人福祉施設	1,747,768	1,784,204	1,833,534	1,942,669	1,952,486
介護老人保健施設	1,170,607	1,202,412	1,232,705	1,305,025	1,305,146
介護療養型医療施設	67,280	57,547	47,956	—	—
介護医療院	187,574	205,499	232,201	250,190	254,687

居宅介護支援	第8期			R7年度 2025年度	R22年度 2040年度
	R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度		
居宅介護支援	280,102	282,167	290,743	299,718	338,708

介護サービス給付費（Ⅰ）	第8期			R7年度 2025年度	R22年度 2040年度
	R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度		
合 計	5,954,514	6,061,659	6,265,638	6,527,705	6,932,839

◆介護予防サービス給付費の見込み

（単位：千円）

居宅サービス	第8期			R7年度 2025年度	R22年度 2040年度
	R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度		
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	9,903	10,148	10,771	11,393	11,482
介護予防訪問リハビリテーション	5,725	6,195	6,662	6,357	6,824
介護予防居宅療養管理指導	2,348	2,465	2,465	2,227	2,342
介護予防通所リハビリテーション	46,929	47,487	48,550	42,893	42,893
介護予防短期入所生活介護	1,080	1,081	1,081	1,572	1,572
介護予防短期入所療養介護	311	311	311	311	311
介護予防福祉用具貸与	11,076	11,205	11,202	11,865	12,731
特定介護予防福祉用具販売	1,174	1,174	1,174	1,174	1,174
介護予防住宅改修	8,152	8,152	8,152	9,230	9,230
介護予防特定施設入居者生活介護	9,517	9,522	9,522	11,338	11,338

地域密着型サービス	第8期			R7年度 2025年度	R22年度 2040年度
	R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度		
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	4,579	4,582	6,325	8,515	9,610
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0

介護予防支援	第8期			R7年度 2025年度	R22年度 2040年度
	R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度		
介護予防支援	16,035	16,220	16,629	17,625	18,969

介護予防サービス給付費（Ⅱ）	第8期			R7年度 2025年度	R22年度 2040年度
	R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度		
合 計	116,829	118,542	122,844	124,500	128,476

総給付費合計	第8期			R7年度 2025年度	R22年度 2040年度
	R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度		
介護サービス（Ⅰ）＋ 介護予防サービス（Ⅱ）	6,071,343	6,180,201	6,388,482	6,652,205	7,061,315

※：市の推計による。

第2節 介護保険事業費等の見込み

1 介護保険事業費の財源

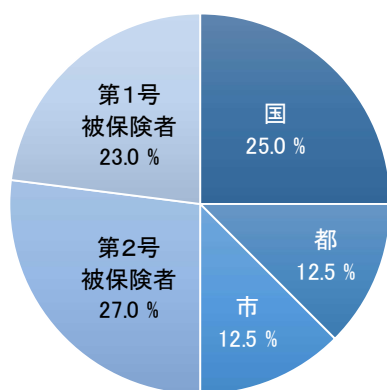
介護保険事業の運営に必要な費用は、介護給付費と予防給付費で構成される保険給付費と地域支援事業費、事務費などから成ります。

そのうち、保険給付費と地域支援事業費の財源は、国・都・市の負担金、国の調整交付金、第2号被保険者の介護保険料（支払基金交付金）、第1号被保険者の介護保険料などで賄われます。

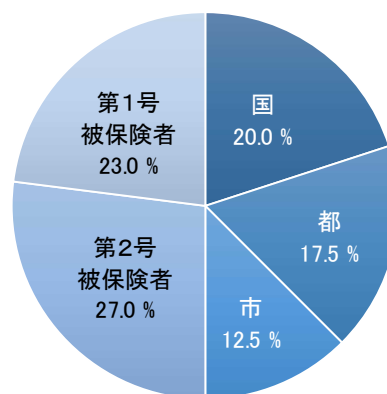
そして、第1号被保険者の介護保険料で賄われる負担割合は、第2号被保険者との人口比率により、政令で定められています。

◆保険給付費の財源構成

<標準給付費（居住系）>



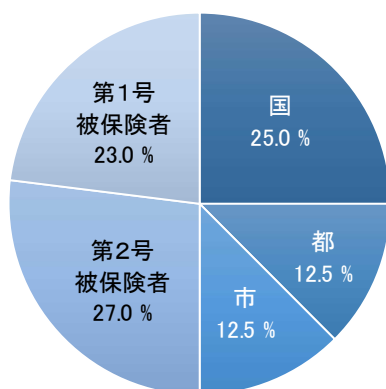
<標準給付費（施設系）>



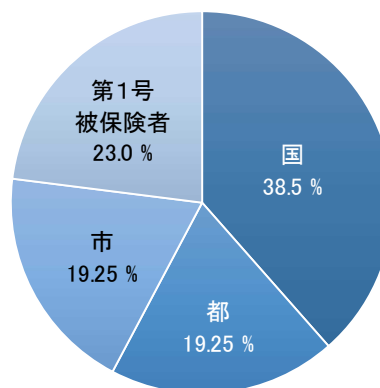
※：国の負担金には、調整交付金（全国平均 5 %）が含まれています。

◆地域支援事業費の財源構成

<介護予防・日常生活支援総合事業>



<包括的支援事業・任意事業>



※：「介護予防・日常生活支援総合事業」の国の負担金には、調整交付金（全国平均 5 %）が含まれています。

2 介護保険事業の第8期給付費総額の見込み

第8期計画（令和3（2021）年度から令和5（2023）年度まで）における介護保険事業の標準給付費見込額は約197億円、これに地域支援事業に係る費用約9億円を加えた総額は約206億円となります。

◆標準給付費の見込み

（単位：円）

	R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	合計
総給付費	6,071,343,000	6,180,201,000	6,388,482,000	18,640,026,000
特定入所者介護サービス費等給付費	200,867,980	183,391,731	188,450,673	572,710,384
高額介護サービス費等給付額	144,948,499	144,930,286	149,540,312	439,419,097
高額医療合算介護サービス費等給付費	22,610,000	22,610,000	22,610,000	67,830,000
算定対象審査支払手数料	5,248,860	5,317,980	5,464,320	16,031,160
審査支払手数料支払件数	87,481件 60円/件	88,633件 60円/件	91,072件 60円/件	267,186件 60円/件
標準給付費見込額	6,445,018,339	6,536,450,997	6,754,547,305	19,736,016,641

◆地域支援事業費の見込み

（単位：円）

	R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	合計
地域支援事業費	274,198,582	289,876,080	290,315,676	854,390,338
介護予防・日常生活支援総合事業費	133,461,582	137,780,080	139,465,676	410,707,338
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費	110,236,000	115,721,000	113,833,000	339,790,000
包括的支援事業（社会保障充実分）	30,501,000	36,375,000	37,017,000	103,893,000

◆3年間の給付費総額の見込み

（単位：円）

R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	合計
6,719,216,921	6,826,327,077	7,044,862,981	20,590,406,979

第3節 第1号被保険者の介護保険料

1 第8期介護保険料基準額の算定

内 容		合計 R3～5 年度 2021～2023 年度
A	標準給付費見込額	19,736,016,641 円
B	地域支援事業費	854,390,338 円
サービス給付費総額（A + B）		20,590,406,979 円

C	第1号被保険者負担相当額 【＝サービス給付費総額×23%】	4,735,793,605 円
D	調整交付金相当額	1,007,336,199 円
E	調整交付金見込額	426,101,000 円
F	介護給付準備基金取崩し見込額	160,000,000 円
G	財政安定化基金取崩しによる交付額	0 円
H	保険者機能強化推進交付金等の交付見込額※	68,625,000 円
I	保険料収納必要額（C + D - E - F - G - H）	5,088,403,804 円



J	予定保険料収納率	99.0%
K	所得段階別加入割合補正後被保険者数※ 令和3年度 24,821 人 令和4年度 24,833 人 令和5年度 24,836 人	74,490 人
L	保険料基準額（年額）【≒（I÷J）÷K】	69,000 円
M	保険料基準額（月額）【≒L÷12 か月】	5,750 円

※：保険者機能強化推進交付金等の交付見込額については、過去の交付実績等から見込額を算出している。

※：所得段階別加入割合補正後被保険者数とは、事業計画期間における各所得段階ごとの第1号被保険者の見込数に、それぞれの段階の基準額に対する割合を乗じて得た数を合計したものの。

2 所得段階別の介護保険料

第1号被保険者の所得段階別保険料の設定に当たって、第7期計画に引き続き第8期計画においても、被保険者の負担能力に応じたきめ細かな多段階化及び保険料率設定としました。

(1) 所得に応じた保険料の多段階化の実施

第8期計画では、国の基準所得金額を踏まえつつ、第7期計画の保険料多段階設定を基に、引き続き15段階とします。

(2) 低所得者への保険料軽減

令和元（2019）年10月の消費税率の引上げに伴い、住民税非課税世帯のうち所得段階が第1段階から第3段階までの方の保険料の軽減を強化しています。保険料基準額に対する軽減の割合は、所得段階第1段階が0.2、所得段階第2段階が0.25、所得段階第3段階が0.05としています。

◆第7期と第8期の比較

第7期			第8期		
所得段階	対象者	保険料（年額）	所得段階	対象者	保険料（年額）
第1段階	生活保護受給者及び世帯全員が住民税非課税世帯の老齢福祉年金 ^{※59} 受給者、世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額 ^{※60} と前年の課税年金収入額の合計が80万円以下の方	15,840円	第1段階	生活保護受給者及び世帯全員が住民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者。世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が80万円以下の方	17,500円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と前年の公的年金等収入額の合計が80万円を超えて120万円以下の方	19,200円	第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と前年の公的年金等収入額の合計が80万円を超えて120万円以下の方	21,200円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と前年の公的年金等収入額の合計が120万円を超える方	38,880円	第3段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と前年の公的年金等収入額の合計が120万円を超える方	42,900円
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と前年の公的年金等収入額の合計が80万円以下の方	50,400円	第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と前年の公的年金等収入額の合計が80万円以下の方	55,700円
第5段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と前年の公的年金等収入額の合計が80万円を超える方	62,400円 （基準額）	第5段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と前年の公的年金等収入額の合計が80万円を超える方	69,000円 （基準額）
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	70,800円	第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	78,300円
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上125万円未満の方	75,600円	第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上125万円未満の方	83,600円
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上190万円未満の方	86,400円	第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上190万円未満の方	95,600円
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上200万円未満の方	92,400円	第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上210万円未満の方	102,200円
第10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上290万円未満の方	104,400円	第10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上290万円未満の方	115,500円
第11段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が290万円以上300万円未満の方	110,400円	第11段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が290万円以上320万円未満の方	122,100円
第12段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の方	115,200円	第12段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満の方	127,400円
第13段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上700万円未満の方	121,200円	第13段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上700万円未満の方	134,100円
第14段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が700万円以上1,000万円未満の方	129,600円	第14段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が700万円以上1,000万円未満の方	143,400円
第15段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上の方	138,000円	第15段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上の方	152,600円

※59：明治44（1911）年4月1日以前に生まれた方又は大正5（1916）年4月1日以前に生まれた方で、一定の要件を満たしている方が受けている年金のこと。

※60：収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。第1段階から第5段階までについては、「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額を用います。また、第8期においては、第1段階から第5段階までの合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。第6段階以上の合計所得金額に給与所得または公的年金等に係る雑所得が含まれている場合は、給与所得及び公的年金等に係る雑所得の合計額から10万円を控除した金額を用います。土地売却等に係る特別控除額がある場合は、「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。

◆ 第 8 期の所得段階別の保険料

所得段階	対象者	対象者	
		割合	年額
第 1 段階	生活保護受給者及び世帯全員が住民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者。世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と前年の公的年金等収入額の合計が 80 万円以下の方	0.254	17,500 円
第 2 段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と前年の公的年金等収入額の合計が 80 万円を超えて 120 万円以下の方	0.308	21,200 円
第 3 段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と前年の公的年金等収入額の合計が 120 万円を超える方	0.623	42,900 円
第 4 段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と前年の公的年金等収入額の合計が 80 万円以下の方	0.808	55,700 円
第 5 段階 (基準額)	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と前年の公的年金等収入額の合計が 80 万円を超える方	1.000	69,000 円 (月額 5,750 円)
第 6 段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円未満の方	1.135	78,300 円
第 7 段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円以上 125 万円未満の方	1.212	83,600 円
第 8 段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 125 万円以上 190 万円未満の方	1.385	95,600 円
第 9 段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 190 万円以上 210 万円未満の方	1.481	102,200 円
第 10 段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 210 万円以上 290 万円未満の方	1.673	115,500 円
第 11 段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 290 万円以上 320 万円未満の方	1.769	122,100 円
第 12 段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 320 万円以上 400 万円未満の方	1.846	127,400 円
第 13 段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 400 万円以上 700 万円未満の方	1.942	134,100 円
第 14 段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 700 万円以上 1,000 万円未満の方	2.077	143,400 円
第 15 段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 1,000 万円以上の方	2.212	152,600 円

第4節 令和7（2025）年度の給付費総額及び介護保険料の推計

高齢者人口や要介護認定者数、サービス利用の状況などを基に、令和7（2025）年度の給付費総額及び介護保険料を推計した結果は以下のとおりです。

◆標準給付費の見込み (単位：円)

	R7 年度 2025 年度
総給付費	6,652,205,000
特定入所者介護サービス費等給付費	198,682,159
高額介護サービス費等給付額	158,888,420
高額医療合算介護サービス費等給付費	22,610,000
算定対象審査支払手数料	5,761,020
標準給付費見込額	7,038,146,599

◆地域支援事業費の見込み (単位：千円)

地域支援事業費	265,510,673
---------	-------------

◆給付費総額の見込み (単位：千円)

給付費総額	7,303,657,272
-------	---------------

◆保険料基準見込額 (単位：円)

保険料基準見込額（年額）	75,960
保険料基準見込額（月額）	6,330

第8章 あきる野市保健福祉基金を活用した取組について（見込額）

第8期あきる野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画において、あきる野市保健福祉基金（以下「保健福祉基金」という。）を活用して新たに取り組む事業及び予算見込みについては、以下のとおりです。

（注1）国・都補助金等の活用などもしつつ、財政状況等も踏まえながら、適切に保健福祉基金を活用するものです。したがって、保健福祉基金のすべてを事業に充当するものではありません。

（注2）計画を作成した時点での見込額であり、介護保険制度の変更や社会情勢の変化などにより、事業内容や予算等は変更になる可能性があります。

◆介護予防事業（見込額）

取組	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度
音楽を利用した介護予防事業	723 千円	1,446 千円	1,446 千円
介護予防水中運動教室	2,106 千円	3,008 千円	3,008 千円
【小計A】	2,829 千円	4,454 千円	4,454 千円

◆介護人材の確保・定着・育成に向けた取組（見込額）

取組	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度
入門的研修の実施	942 千円	942 千円	942 千円
外国人材の確保	1,700 千円	1,700 千円	1,700 千円
介護人材の定着支援	2,000 千円	2,000 千円	2,000 千円
介護人材の育成支援	1,730 千円	1,730 千円	1,730 千円
事業者への研修の実施、情報の提供 （介護支援専門員向け研修等）	270 千円	270 千円	270 千円
【小計B】	6,642 千円	6,642 千円	6,642 千円

◆合計（見込額）

	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度
【合計（A+B）】	9,471 千円	11,096 千円	11,096 千円

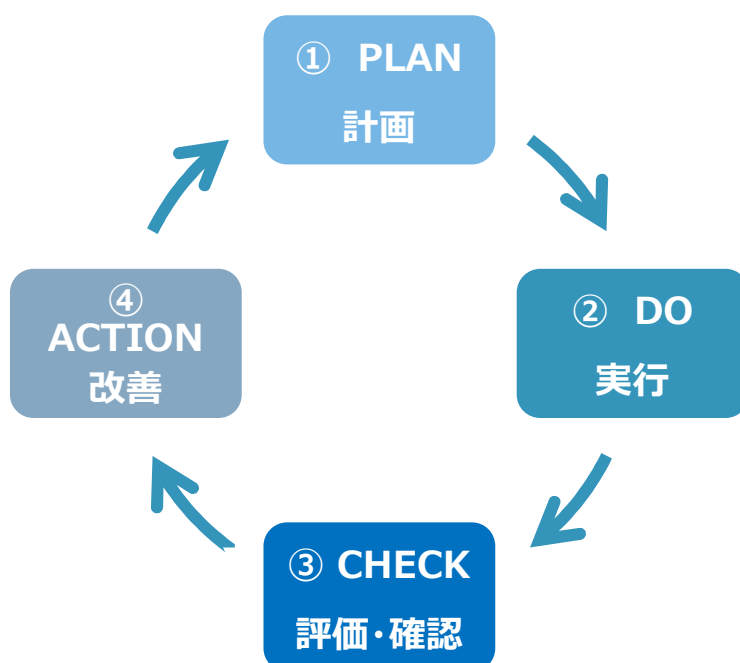
※【参考】あきる野市保健福祉基金残高（令和元（2019）年度末）

残高	39,778 千円
----	-----------



第1節 計画の実施状況の評価等（P D C Aサイクル※⁶¹）

第8期あきる野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の推進に当たっては、P D C Aサイクルの考えに基づき、施策・事業の①計画→②実行→③評価・確認→④改善の流れをつくることが重要です。



①計画として、本計画を策定し、施策・事業の方向性などを示します。続いて、②実行に当たっては、関係各課と連携し、本計画に関連する施策・事業を推進します。③進行管理を行うため、重要業績評価指標（K P I ※⁶²）などを基にして、あきる野市介護保険推進委員会及びあきる野市介護保険事業計画策定委員会の意見を伺いながら、実施状況や施策の進捗、給付の状況などの評価・確認を行います。

また、これらによって、④計画の必要な見直しを行い、次期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定につなげます。

※⁶¹：PLAN（計画）、DO（実行）、CHECK（評価）、ACTION（改善）の4つの視点をプロセスの中に取り込むことで、プロセスを不断のサイクルとし、継続的な改善を推進するマネジメント手法のこと。

※⁶²：Key Performance Indicatorのこと。目標の達成度合いを計るために継続的に計測・監視される定量的な指標。組織や個人が日々活動、業務を進めていくにあたり、「何をもって進捗とするのか」を定義するために用いられる尺度のこと。

第2節 目標（重要業績評価指標（KPI））の設定

第8期あきる野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定に当たり、介護予防・重度化防止等の取組を推進するため、次の目標を設定します。その他、計画の評価に当たっては、保険者機能強化推進交付金の評価結果等を活用します。

基本目標	施策	重要業績評価指標（KPI）	現状値 （R元年度）	目標値 （R5年度）	出典元
計画全体		高齢者が安心して生活できる支援の充実について、「満足」「まあ満足」と答えた人の割合	13.3% （R2年度）	15%	あきる野市 市民アンケート調査
		65歳健康寿命 （要介護2以上）	（男性） 83.29歳 （女性） 86.20歳 （H30年度）	上昇	都公表データ
		65歳健康寿命 （要支援1以上）	（男性） 82.17歳 （女性） 84.26歳 （H30年度）	上昇	都公表データ
		65歳以上の新規認定者の平均年齢	（男性） 80.91歳 （女性） 80.38歳	上昇	市データ
1 健康づくりと 介護予防・ フレイル予防 の推進	① 健康づくりへの 支援	健康状態について、「とても良い」「まあ良い」と答えた人の割合	78.6%	81%	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査
		健康診断受診者数（特定健診、後期高齢者医療健診）	（特定）5,357人 （後期）5,903人	増加	市データ 事務報告書
	② 介護予防・フレイル予防の 推進	介護予防普及啓発事業の延べ参加者数（はつらつ元気アップ教室、頭シャキッと教室、サロン型介護予防事業）	1,416人	1,620人	事務報告書
		介護支援ポイント受入施設数	24施設	30施設	市データ
		介護予防リーダー育成講座受講者数（累計実人数）	51人	80人	市データ
		介護予防リーダー活動団体数	1団体	5団体	市データ
		通いの場の参加率（住民主体の通いの場、高齢者クラブ）	13.6%	14.7%	市データ
		ふるさと農援隊の会員数	65人	72人	事務報告書
		高齢者在宅サービスセンター延べ利用者数	17,154人	18,000人	事務報告書

基本目標	施策	重要業績評価指標（KPI）	現状値 （R元年度）	目標値 （R5年度）	出典元
2 多様な社会 参加・生き がいがづくりの 促進	① 就業への支援	シルバー人材センターの就労延べ 人員数	58,965人	59,000人	事業報告書
	② 社会参加への 支援	地域での活動に対する参加について、活動の参加者として、「ぜひ参加したい」「参加してもよい」「既に参加している」と答えた人の割合	49.2%	62%	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査
		敬老行事推進事業への参加者数	11,785人	14,000人	実績報告書
		高齢者クラブ会員数	3,131人 (R2.4.1時点)	3,350人	市データ
	③ 生きがいがづくりの促進	生きがいを感じている高齢者の割合	65.4%	74%	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査
3 住み慣れた 地域で高齢 者が自立的 に暮らすこと のできる支援	① 介護保険サ ービスの充実	入門的研修の修了者	－	10人/年	事務報告書 (令和3年度 以降掲載)
		介護福祉士の資格取得等に係る助成人数	－	15人/年	事務報告書 (令和3年度 以降掲載)
		ケアプラン点検の実施数	－	5件/年 以上	事務報告書等
		指導検査実施率（指導検査数/市が指定する事業所数）	－	16.6%以上	－
	② 在宅生活への 支援	介護教室の実施回数	9回	9回	事務報告書
		介護教室の参加者数	152人	180人	事務報告書
4 高齢者や介護 者を地域 ぐるみで支 える仕組みづくり	① 支え合いの 仕組みづくり	高齢者地域見守り事業の利用世帯数	150世帯 (R2年度見込み)	150世帯	市データ
		I C Tを活用した高齢者見守り事業の利用世帯数	－	70世帯	事務報告書 (令和3年度 以降掲載)
		事業者等との協定による緩やかな見守り事業の事業者数	31事業者	35事業所	事務報告書
		高齢者配食サービス提供食数	17,384食	23,500食	事務報告書
		高齢者緊急通報システムの緊急通報機設置世帯数	113世帯	130世帯	事務報告書
	② 総合的な相談・支援体制の充実	認知症サポーター養成講座受講者数（累計）	15,392人	18,500人	認知症サポーターキャラバン事務局ホームページ
		認知症カフェの開催場所数	4か所	5か所	市データ
		医療・介護連携による講演会等の実施回数	2回	3回	事務報告書 (令和3年度 以降掲載)
		地域ケア会議の開催回数（圏域別、運協を含む）	14回	21回	事務報告書



第1節 あきる野市高齢者に関する調査

本市における高齢者の生活状況や、市の高齢者施策に対する意見等を把握し、計画策定や今後の施策に生かすことを目的として、令和元（2019）年 5 月 9 日から 12 月末まで「在宅介護実態調査」、令和 2（2020）年 1 月 20 日から 2 月 14 日まで「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」及び令和 2（2020）年 8 月 31 日から 9 月 15 日まで「在宅生活改善調査」を実施しました。

アンケート調査の概要と主な結果は次のとおりです。

調査名	対象者	配布数	回収数	回収率
在宅介護実態調査	要支援・要介護認定を受けている方で、自宅に住んでいる方	882 人	429 人	48.6%
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	一般高齢者、要支援 1・2	2,000 人	1,395 人	69.8%
在宅生活改善調査	事業所のケアマネジャー	44 事業所	36 事業所	81.8%
	居宅サービス利用者	2,139 人	2,042 人	95.5%

※：介護予防・日常生活圏域ニーズ調査は無作為抽出、在宅介護実態調査は対象者のうち、認定更新及び区分変更の調査の該当者

第2節 あきる野市介護保険事業計画策定委員会設置要綱

（目的及び設置）

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号）第117条第1項の規定に基づき、3年ごとにあきる野市介護保険事業計画を策定するに当たり、幅広い関係者の参画の下に諸課題の検討を行うため、あきる野市介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告する。

- （1） 介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みに関する事。
- （2） 前号に規定する見込量の確保のための方策に関する事。
- （3） 居宅サービス事業及び居宅介護支援事業を行う者相互間の連携の確保に関する事。
- （4） 介護保険事業費の見込みに関する事。
- （5） 高齢者に係る保健及び福祉の施策に関する事。
- （6） 前各号に掲げるもののほか、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るために市長が必要と認める事項

（組織）

第3条 委員会は、委員16人以内とし、次に掲げる者をもって組織する。

- （1） 保健医療関係者
- （2） 福祉関係者
- （3） 学識経験者
- （4） 被保険者
- （5） 市職員

（委嘱等）

第4条 委員は、市長が委嘱又は任命する。

（任期）

第5条 委員の任期は、第2条の規定による報告を終了したときに満了する。

（謝礼）

第6条 第3条第1号から第4号までの委員には、予算の範囲内で謝礼を支払う。

（役員）

第7条 委員会に、次に掲げる役員を置く。

- （1） 委員長 1人
- （2） 副委員長 1人

2 役員は、委員の中から互選する。

(役員の職務)

第 8 条 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 9 条 委員会は、必要の都度開催するものとし、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め意見を聴くことができる。

(庶務)

第 10 条 委員会の庶務は、介護保険担当課において処理する。

第3節 あきる野市介護保険事業計画策定委員会委員名簿

構 成	氏 名	所 属 等
保健医療関係者（3人）	* * * *	* * * *
	大塚 秀男	秋川歯科医師会
	熊倉 武志	あきる野市薬剤師会
福祉関係者（7人）	石村 八郎	あきる野市民生・児童委員協議会
	* * * *	* * * *
	* * * *	* * * *
	* * * *	* * * *
	* * * *	* * * *
	* * * *	* * * *
	* * * *	* * * *
学識経験者（1人）	小林 啓子	西多摩保健所
被保険者（4人）	橋本 和博	第1号被保険者
	滝下 清子	第1号被保険者
	高水 直人	第2号被保険者
	吉永 定見	第2号被保険者
市職員（1人）	川久保 明	あきる野市

※表中「* * * *」は、委員の希望により、委員名及び選出した所属名を表示していません。

第4節 策定経過

月 日	事 項	主な内容
令和元（2019）年 5月9日～ 12月末	在宅介護実態調査	要支援・要介護認定を受けている方で自宅に住んでいる方を対象として、訪問と郵送によるアンケート方式で調査を実施
令和2（2020）年 1月20日～ 2月14日	介護予防・日常生活 圏域ニーズ調査	介護保険の認定を受けていない65歳以上の方及び要支援1・2の認定を受けている方を対象として、郵送によるアンケート方式で調査を実施
3月18日	第1回策定委員会 （書面開催）	（1）あきる野市介護保険事業計画策定委員会について （2）あきる野市の高齢者保健福祉事業・介護保険事業について （3）あきる野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について
7月29日	第2回策定委員会	（1）第1回あきる野市介護保険事業計画策定委員会が書面開催となったことに伴う補足説明 （2）介護保険事業実績分析報告書について （3）介護予防・日常生活圏域ニーズ調査報告書について （4）在宅介護実態調査報告書について （5）国・東京都の動向について （6）令和2年度の新たな介護予防の取組 （7）第6期及び第7期介護保険事業計画の計画値及び実績値の比較
8月31日～ 9月15日	在宅生活改善調査	居宅介護支援事業所及び介護予防支援事業所のケアマネジャーの方を対象として、郵送とメールによるアンケート方式で調査を実施
10月15日	第3回策定委員会	（1）協議事項 ①第8期あきる野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（骨子案） ②介護基盤の整備の検討 （2）報告事項 ①保健福祉基金等を活用した介護予防・介護人材の取組（案）について ②介護予防・日常生活支援総合事業（通所型サービスC）について ③高齢者おむつ等給付事業の方向性について （3）地域包括ケア「見える化」システムによる介護保険事業の現状分析
12月10日	第4回策定委員会	（1）報告事項 ①第4回策定委員会が臨時開催となった経過について ②今後の策定委員会の進め方について （2）協議事項 ①第8期あきる野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（素案）
令和3（2021）年 1月20日～ 2月2日	パブリックコメント	計画（素案）に対する市民意見の募集
2月20日	第5回策定委員会	（1）協議事項 ①第8期あきる野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（案） ②パブリックコメントで寄せられたご意見の概要（速報） （2）報告事項 ①介護保険料について

第5節 用語解説

■ あ・ア行	
アセスメント	初期評価、事前評価及び再評価。福祉分野においては、介護や援助を受けている対象者の状態や容態を評価することを指す。ケアプランの定期的な見直しに伴って行われる諸手続のこと。
アドバンス・ケア・プランニング（ACP・人生会議）	自らが望む人生の最終段階における医療・ケアについて、前もって考え、家族や医療・ケアチーム等と繰り返し話し合い、共有する取組のこと。
一般介護予防事業	総合事業のうち、元気な高齢者を含むすべての高齢者を対象とした介護予防に関する事業で、従来実施していた介護予防事業を見直したもの。住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、地域においてリハビリテーション専門職等を生かした自立支援に資する取組を推進するもの。
医療・介護地域連携シート	在宅や施設から入院・入所される方について、担当の介護支援専門員や地域包括支援センター職員などから、医療機関や施設へ情報を伝達する場合や、退院・退所時に介護支援専門員や地域包括支援センター職員などが必要な情報を把握する場合等に活用するシートのこと。
エンディングノート	これまでの人生を振り返り、これからの人生をどう歩んでいきたいか、自分の思いを記すノートのこと。

■ か・カ行	
介護支援専門員（ケアマネジャー）	利用者からの相談に応じて、ケアプラン等を作成し、利用者の希望や身体の状態に合ったサービス利用ができるようにする介護の専門家のこと。
介護事業者連絡協議会	平成 21 年 10 月に「指定居宅介護支援事業者連絡協議会」と「指定居宅サービス事業者連絡協議会」が統合し、発足した協議会のこと。介護の質の向上のために、情報収集や研修を一体化して取り組む。
介護保険推進委員会	市の介護保険事業の円滑な推進を図るために設置された委員会のこと。
介護予防ケアマネジメント	要支援と認定された方及び総合事業対象者の方に対して、個々の希望や状態に応じた目標設定、ケアプラン作成を行い、サービス利用の効果を定期的に評価すること。
居住支援協議会	住宅確保要配慮者（高齢者、障害者、子育て世帯など住宅の確保に特に配慮を要する者）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、地方公共団体や不動産関係団体、居住支援団体が連携し、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施するもの。
居宅介護支援事業者	都道府県の指定を受けて、ケアマネジャーを配置しているサービス事業者のこと。平成 30 年 4 月から指定権者は市町村となる。
ケアプラン	どのような介護サービスをいつ、どれだけ利用するかを決める計画のこと。

■ か・カ行	
ケアマネジメント	援助を必要としている方に対して、地域の様々な社会資源を活用し、サービス等を提供することにより、ニーズを満たすようにする援助の手法のこと。
K P I	Key Performance Indicator のこと。目標の達成度合いを計るために継続的に計測・監視される定量的な指標。組織や個人が日々活動、業務を進めていくにあたり、「何をもって進捗とするのか」を定義するために用いられる尺度のこと。
健康づくり市民推進委員	地域における健康づくり事業を総合的に推進し、市民の健康づくりを図るため、町内会・自治会から推薦された委員で構成された組織のこと。
権利擁護事業	地域支援事業の包括的支援事業として、高齢者虐待への対応と権利擁護の対応、支援を行う事業のこと（成年後見制度の活用推進・消費者被害の防止等）。
合計所得金額	収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。第 1 段階から第 5 段階までについては、「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額を用います。また、第 8 期においては、第 1 段階から 5 段階までの合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から 10 万円を控除した金額を用います。第 6 段階以上の合計所得金額に給与所得または公的年金等に係る雑所得が含まれている場合は、給与所得及び公的年金等に係る雑所得の合計額から 10 万円を控除した金額を用います。 土地売却等に係る特別控除額がある場合は、「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。
高齢者在宅サービスセンター	趣味や生きがいづくり活動を中心にした 65 歳以上の方のためのデイサービスの施設のこと。原則として、現在介護を必要としない方が対象で、市内を 3 つのサービスセンターで担当している。
高齢者見守り事業	高齢者の方が、いつまでも住み慣れた地域で、安心して生活ができるよう実施する事業のこと。①地域見守り事業 ②新聞配達見守り事業 ③郵便配達見守り事業 ④一般廃棄物収集見守り事業 ⑤乳酸菌飲料配達見守り事業がある。

■ さ・サ行	
作業療法士	O T（Occupational Therapist）のこと。厚生労働大臣の免許を受け、医師の指示により、手芸、歌、ゲームなどの作業療法を通じて、身体や精神に障がいのある方にリハビリテーションを行う。
実地指導	指導・助言等を通して、法令の遵守とサービスの質の向上を促進するため、市内の指定介護事業者に対して行うもの。
指定管理者	地方自治体がその公の施設の管理運営を任せた事業者のこと。
社会福祉協議会	地域福祉活動の推進を目的とした、営利を目的としない民間組織のこと。全国組織として、全国、都道府県、市区町村単位で様々な活動を行っている。

■ さ・サ行	
若年性認知症支援 コーディネーター	都道府県等の若年性認知症相談窓口配置され、若年性認知症の人を支援する関係者の連絡調整や、若年性認知症の特性に配慮した就労・社会参加支援等を行う。
重層的支援体制整備 事業	市町村において、既存の相談支援等の取組を生かしつつ、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築を推進するために、『相談支援』『参加支援』『地域づくりに向けた支援』を実施する事業のこと。
就労的活動支援 コーディネーター	就労的活動の場を提供できる民間企業・団体等と就労的活動の取組を実施したい事業者等とをマッチングし、役割がある形での高齢者の社会参加等を促進させるコーディネーターのこと。就労的活動支援員ともいう。
シルバー人材センター	高齢者が働くことを通じて生きがいを得るとともに、地域社会の活性化に貢献することを目指して活動する組織のこと。原則、市区町村単位に置かれ、それぞれが独立した運営を行う公益社団法人。
生活支援コーディネーター	高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向け、主に資源開発やネットワークの構築など、コーディネート機能を果たす者のこと。
生活習慣病	食事、運動、飲酒、喫煙等の生活習慣の積み重ねによって、起因する病気の総称のこと（高血圧、糖尿病、心臓病、骨粗しょう症など）。
成年後見制度	認知症高齢者・知的障害者・精神障害者など精神上の障害によって判断能力が十分でない方が、財産管理や身上監護（生活について配慮すること）について不利益を被らないように、一定の決められた方が保護・援助する制度のこと。家庭裁判所に申立てすることにより選任される。
総合事業対象者	65 歳以上の方で、要支援 1・2 の認定を受けている方及び要支援認定更新の時に「基本チェックリスト」により総合事業対象者と判定された方

■ た・タ行	
ターミナル	終末期のこと。ターミナルケアとは、治癒の可能性のない末期患者に対し延命を行わず、残された時間の苦痛をなくし、その人らしい生活ができるよう、身体的・心理的・社会的・宗教的側面を包括した医療や介護のこと。終末期医療や終末期看護とも呼ばれる。
第 1 号被保険者、第 2 号被保険者	第 1 号被保険者は、区市町村の区域内に住所を有する 65 歳以上の方のこと。第 2 号被保険者は、40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者のこと。
第三者評価	事業者や利用者以外の公正・中立な第三者評価機関が、専門的かつ客観的な立場からサービスの質の評価を行い、事業者の福祉サービスの質の向上を図るとともに、利用者による福祉サービスの選択に役立つ情報を提供していくこと。

■ た・タ行	
多摩地域福祉有償運送運営協議会	道路運送法の「福祉有償運送」として、平成 18 年 10 月より営利を目的としない事業者が、高齢者などの移動困難な方を対象に、有償で運送事業を行う登録をしている多摩地域の 21 市 4 町村で設置した協議会のこと。新規事業参入する N P O 法人などの登録申請、必要性、安全性の確保などを協議する。
団塊ジュニア世代	第二次ベビーブームに生まれた世代のこと。昭和 46 年から昭和 49 年（1971 年～1974 年）頃までに生まれた人々のこと。
団塊の世代	第二次大戦後、数年間のベビーブームに生まれた世代のこと。昭和 22 年から昭和 24 年（1947 年～1949 年）頃までに生まれた人々のこと。
地域共生社会	子ども・高齢者・障害者など全ての人々がいきいきと暮らすため、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みのこと。
地域ぐるみの支え合い推進協議体	生活支援等サービスの提供に関わる関係者間で定期的に情報を共有し、連携を強化するため、市が設置している会議のこと。生活支援コーディネーターの活動を補完するとともに、地域の高齢者のニーズの把握等を行う。
地域支援事業	被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合でも、できる限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する事業のこと。
地域包括ケアシステム	高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが、切れ目なく提供されるシステムのこと。
地域密着型サービス	住み慣れた自宅や地域で可能な限り生活を続けられるように、地域ごとの実情に応じた柔軟な体制で提供される介護保険制度上のサービス区分のこと。地域密着型サービスは、原則として、居住している区市町村内でのみサービスの利用が可能である。
チームオレンジ	地域において把握した認知症の方の悩みや家族の身近な生活支援ニーズと、ステップアップ講座を受講した認知症サポーター等の支援者をつなぐ仕組みのこと。
特定健康診査	心臓病や脳卒中、糖尿病などの生活習慣病を引き起こすメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の予防、解消のために実施する健康診査のこと。

■ な・ナ行	
日常生活圏域	高齢者が住み慣れた地域で適切なサービスを受けながら生活ができるように、地理的条件、人口、交通事業その他の社会的条件、介護給付費等対象サービスを提供するための施設の整備状況などを総合的に勘案し、地域の特性に応じて市町村内を区分した圏域のこと。
認知症サポーター	認知症について正しく理解し、認知症の方やその家族を、日常生活の中で温かく見守ることができる方のこと。養成講座を受けることで、サポーターとなることができる。
認知症疾患医療センター	認知症に関する専門知識を有する職員が、本人や家族、関係機関からの相談に対応し、認知症の診断と初期対応、身体合併症や行動・心理症状への対応など、認知症の人と家族介護者等を支援する取組を行っている医療機関のこと。地域拠点型の医療センターが西多摩保健所管内に1か所、地域連携型の医療センターがあきる野市内に1か所、整備されている。
認知症初期集中支援チーム	複数の専門職が、家族などからの相談により、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、本人及び家族等への支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを行うチームのこと。
農援隊会員	市内在住の農業を営んでいない高齢者で、ふるさと農援隊事業の農地の貸与を受けている者のこと。

■ は・ハ行	
パブリックコメント	行政が政策や制度等を定める際に、市民の意見を聞き、それらを考慮して最終決定を行う行政手続、あるいはその意見のこと。
P D C A サイクル	PLAN（計画）、DO（実行）、CHECK（評価）、ACTION（改善）の4つの視点をプロセスの中に取り込むことで、プロセスを不断のサイクルとし、継続的な改善を推進するマネジメント手法のこと。
福祉有償運送事業者	道路運送法に基づき、N P O 法人等が要介護者や身体障害者等の会員に対して、実費の範囲内でドア・ツー・ドアの個別輸送を行う事業。
ふれあい福祉委員	あきる野市社会福祉協議会で組織する町内会・自治会単位での地域福祉の充実を図ることを目的とした組織のこと。声かけ、見守り運動の展開や福祉制度及び福祉意識の啓発活動を行っている。
フレイル	加齢とともに心身の機能が低下し、自立した状態と要介護状態の中間に位置する状態のこと。身体的な機能の低下だけでなく、社会的、心理的・認知的な機能の低下がおこるが、適切な対処をとれば、心身機能の維持・回復が可能な段階である。
防災・安心地域委員会	自主防災組織である町内会・自治会が主体となって、旧町村を単位とする7つの防災・安心地域委員会から成る組織のこと。町内会・自治会のほか、消防団、消防団OB、交通安全協会、防犯協会、民生・児童委員協議会、ふれあい福祉委員会、青少年健全育成地区委員会、PTAなどで構成される。

■ま・マ行

民生・児童委員	厚生労働大臣から委嘱され、地域で福祉の相談助言活動に従事する方のこと。地域住民から社会福祉に関わる相談を受けるとともに、高齢者の相談や見守り、児童虐待の防止・早期発見等、新しい社会的問題に取り組んでいる。それぞれの地域で活動する民生・児童委員は、民生委員法に基づき委嘱されると同時に児童福祉法における「児童委員」とされる。
---------	---

■ら・ラ行

理学療法士	P T（Physical Therapist）のこと。厚生労働大臣の免許を受け、医師の指示により、体操、マッサージ、温熱療法、電気療法、スポーツなど物理的な施術を通じて、身体や精神に障がいのある方にリハビリテーションを行う。
老齢福祉年金	明治 44（1911）年 4 月 1 日以前に生まれた方又は大正 5（1916）年 4 月 1 日以前に生まれた方で、一定の要件を満たしている方が受けている年金のこと。
65 歳健康寿命	何らかの障害のために要介護認定を受けるまでの状態を健康と考え、健康な 65 歳の人が、その障害のために認定を受ける年齢を平均的に表したもの。要支援 1 以上の認定を受けるまでの年齢と、要介護 2 以上の認定を受けるまでの年齢があります。（東京都保健所長会方式）

■わ・ワ行

我が事・丸ごと	地域でおきている様々な問題を他人事ではなく、我が事として住民等が主体的に地域づくりに取り組み、縦割りではなく、分野をまたがった丸ごとの総合相談支援が行われること。
ワムネット	W A M N E T（Welfare And Medical Service NETwork System）のこと。福祉・保健・医療サービスを利用したいときや、制度について知りたいときに、最新の情報を提供している独立行政法人福祉医療機構が運営する情報提供サイトのこと。

第 8 期あきる野市
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
令和 3（2021）年度～令和 5（2023）年度

発 行 令和 3（2021）年 3 月 あきる野市
編 集 あきる野市健康福祉部高齢者支援課
〒197-0814 東京都あきる野市二宮 350 番地
Tel : (042) 558-1111（代）
Fax : (042) 558-1172
